

令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方  
に関する調査研究

報告書

令和4（2022）年3月

有限責任監査法人トーマツ

## 目次

第1章	事業要旨	1
第2章	事業概要	2
1	事業の背景と目的	2
2	事業の内容	3
第3章	多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関するアンケート調査	8
1	目的	8
2	調査概要	8
(1)	アンケート調査の対象者	8
(2)	調査の時期	9
(3)	調査の方法	9
(4)	調査項目	10
3	結果	12
(1)	基本情報	12
(2)	ヤングケアラーについて	20
(3)	ヤングケアラーを支援する際の外部機関との連携について	28
(4)	外部の関係機関から依頼のあるヤングケアラーの支援について	37
(5)	連携して支援を行う上での課題や工夫について	49
(6)	モデル事業の実施について	57
4	考察	58
(1)	アンケート調査の集計結果より	58
第4章	「多機関連携によるヤングケアラー支援マニュアル（仮称）」の作成	64
1	「多機関連携によるヤングケアラー支援マニュアル（仮称）」の作成にかかるポイント	64
第5章	モデル事業の実施	66
1	目的	66
2	概要	66
(1)	モデル事業実施自治体の決定	66
(2)	モデル事業実施内容	66
(3)	モデル事業実施時期	66
3	結果	66
第6章	まとめ	69
1	マニュアルの作成について	69
2	マニュアルにおける「ヤングケアラー」の捉え方について	69
(1)	広義の捉え方からの絞り込み	70
(2)	「負担を抱える、もしくは、子どもの権利が侵害されている可能性がある」という記述の追加	70
(3)	原因の特定	71
(4)	ケアを受ける対象を限定しない	71
(5)	定義ではなく、「捉え方」とする	71
3	今後の検討事項	71
第7章	成果の公表方法	73
第8章	資料編	74
	アンケート調査項目（調査A～I）	74

(別添)「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」

## 第1章 事業要旨

本事業は、多機関や多職種が連携することでヤングケアラーへの適切な支援がより一層進むよう、その在り方を検討することを目的とし、多機関連携によるヤングケアラー支援の状況の把握を行いながら、その課題やニーズ、対応策を明らかにしてヤングケアラー支援マニュアルを作成するものである。

本事業においては、上記目的のもと、①検討委員会の設置・開催、②作業部会の設置・開催、③多機関連携によるヤングケアラー支援に関するアンケート調査、④パイロット版「多機関連携によるヤングケアラー支援マニュアル」の作成、⑤モデル事業の実施、⑥「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」の完成・公開といった6つの活動を行った。

多機関連携によるヤングケアラー支援に関するアンケート調査では、多機関が連携して行うヤングケアラーへの支援の現状、特に、連携における課題やニーズ、工夫を把握するために、要保護児童対策地域協議会（調査A）、市区町村の高齢者福祉部門（調査B）、市区町村の障害福祉部門（調査C）、教育委員会（調査D）、主任ケアマネジャー及びケアマネジャー（調査E）、相談支援専門員（調査F）、教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等（中学校）（調査G）、医療ソーシャルワーカー（調査H）、精神保健福祉士（調査I）を対象とした9つの調査を実施した。

上記アンケート調査結果を踏まえて、パイロット版のマニュアルを作成した後、マニュアルが実際の支援に役立つものになるよう、支援の現場での確認や意見を踏まえて内容を更に精査するために、3つの自治体に協力を依頼し、パイロット版マニュアルを用いたモデル事業を実施した。その後、モデル事業の実施結果を踏まえ、「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」を完成させた。

## 第2章 事業概要

### 1 事業の背景と目的

ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響が及ぼされることがあることから、実態の把握及び支援の強化が求められている。

令和2年度に全国の中学生や高校生を対象として実施された調査<sup>1</sup>によると、世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生が5.7%、全日制高校2年生は4.1%であり、そのうち、世話の頻度は「ほぼ毎日」と回答した者が3～6割程度、平日1日あたりで世話に費やす時間は「3時間未満」との回答が多いものの「7時間以上」と回答した者も1割程度いることが明らかになった。

ヤングケアラーは、「家庭内のデリケートな問題に関わることで、本人や家族に支援が必要である自覚がないケースもある」といった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造があり、「福祉、介護、医療、教育等といった様々な分野が連携し、ヤングケアラーを早期に発見した上で支援を行うことが重要」<sup>2</sup>であるため、国はヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームを立ち上げ、多機関連携による支援の在り方の検討を進めている。

そのような中、先行研究では、要保護児童対策地域協議会や教育現場等への実態調査のほか、ヤングケアラーの早期発見・支援に活用するためのアセスメントシートやガイドラインの作成などが行われてきたが、「多機関が連携して行うヤングケアラーへの支援」の状況は必ずしもこれまで十分に整理されてきておらず、よりよい連携のためのノウハウの蓄積が求められているところである。

そこで、本事業では、多機関や多職種が連携することでヤングケアラーへの適切な支援がより一層進むよう、その在り方を検討することを目的とし、多機関連携によるヤングケアラー支援の状況の把握を行いながら、その課題やニーズ、対応策を明らかにして多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアルを作成する。

---

<sup>1</sup> 「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」（令和3年3月） 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

<sup>2</sup> 「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームの立ち上げについて」ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム第1回会議資料資料1

## 2 事業の内容

### ① 検討会の設置・開催

ヤングケアラーの実態やヤングケアラー支援の状況と課題等の知見を有する学識経験者及び自治体職員等の有識者、計7名で構成する検討委員会を設置し、会議を年3回実施した。

検討委員会では、アンケート調査計画の検討や結果に関する議論、マニュアル作成にかかる計画の検討や作成したマニュアル案に関する議論、モデル事業実施にかかる計画の検討や実施結果に関する議論を行った。図表1に検討委員会の委員名簿を掲載する。

図表1 検討会委員名簿（敬称略（委員は五十音順））

<委員>	
有賀 弘一	埼玉県教育局市町村支援部人権教育課副課長
石山 麗子	国際医療福祉大学大学院教授
小原 眞知子	公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会副会長 日本社会事業大学社会福祉学部福祉援助学科教授
蔭山 正子	大阪大学高等共創研究院教授
北村 充	豊橋市こども若者総合相談支援センター副センター長
澁谷 智子（委員長）	成蹊大学文学部現代社会学科教授
吉田 展章	NPO 法人日本相談支援専門員協会事務局長 NPO 法人藤沢相談支援ネットワーク・ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく所長
<オブザーバー>	
厚生労働省	子ども家庭局福祉課虐待防止対策推進室 老健局認知症対策・地域介護推進課 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 健康局健康課
文部科学省	初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
<事務局>	
有限責任監査法人トーマツ	

検討委員会の開催概要を以下に示す。

図表 2 検討会の開催概要

<p>第1回検討委員会</p> <p>○日程：2021年9月7日 10:00～12:00</p> <p>○議題：</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 開催挨拶（厚生労働省より）</li><li>・ 「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」検討委員会委員紹介</li><li>・ 「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」事業概要及びスケジュールについて</li><li>・ 「多機関連携によるヤングケアラー支援マニュアル（仮称）」に盛り込むべき内容について</li><li>・ アンケート調査について</li></ul>
<p>第2回検討委員会</p> <p>○日程：2021年12月14日 10:00～12:00</p> <p>○議題：</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ アンケート調査結果について</li><li>・ 「多機関連携によるヤングケアラー支援マニュアル（仮称）」の素案について</li><li>・ モデル自治体の選定について</li></ul>
<p>第3回検討委員会</p> <p>○日程：2022年3月17日 15:00～17:00</p> <p>○議題：</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ モデル事業実施報告</li><li>・ 「多機関連携によるヤングケアラー支援マニュアル（仮称）」に関する検討</li><li>・ 事業報告書について</li></ul>

## ② 作業部会の設置・開催

ヤングケアラーの実態やヤングケアラー支援の状況と課題等の知見を有する学識経験者及び自治体職員等の有識者、計7名で構成する作業部会を設置し、会議を年3回実施した。

作業部会では、マニュアルの構成や内容の検討、モデル事業実施結果のマニュアルへの反映内容の検討等を実施した。作業部会の委員名簿を図表3に掲載する。

図表 3 作業部会委員名簿（敬称略（委員は五十音順））

＜委員＞	
石井 悠史	埼玉県福祉部地域包括ケア課主幹
円城寺 菜穂子	埼玉県鶴ヶ島市健康福祉部障害者福祉課長
小原 眞知子	公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会副会長 日本社会事業大学社会福祉学部福祉援助学科教授
蔭山 正子（部会長）	大阪大学高等共創研究院教授
片山 睦彦	藤沢市福祉部地域共生社会推進室主幹
川北 雄一郎	全国地域包括・在宅介護支援センター協議会副会長
真島 清行	尼崎市教育委員会事務局こども教育支援課
＜オブザーバー＞	
厚生労働省	子ども家庭局福祉課虐待防止対策推進室 老健局認知症対策・地域介護推進課 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 健康局健康課
文部科学省	初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
＜事務局＞	
有限責任監査法人トーマツ	

作業部会の開催概要を以下に示す。

図表 4 作業部会の開催概要

<p>第1回作業部会</p> <p>○日程：2021年11月19日 10:00～12:00</p> <p>○議題：</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 開催挨拶（厚生労働省より）</li><li>・ 作業部会委員紹介</li><li>・ 「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」事業概要及びスケジュールについての説明</li><li>・ 第1回検討委員会における議論と本日のゴールの共有</li><li>・ アンケート調査結果について</li><li>・ 「多機関連携によるヤングケアラー支援マニュアル（仮称）」の骨子について</li></ul>
<p>第2回作業部会</p> <p>○日程：2021年12月1日 10:00～12:00</p> <p>○議題：</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「多機関連携によるヤングケアラー支援マニュアル（仮称）」の素案について</li><li>・ モデル自治体の選定について</li></ul>
<p>第3回作業部会</p> <p>○日程：2022年3月2日 15:00～17:00</p> <p>○議題：</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ モデル事業実施報告</li><li>・ 「多機関連携によるヤングケアラー支援マニュアル（仮称）」に関する検討</li></ul>

### ③ 多機関連携によるヤングケアラー支援に関するアンケート調査

多機関連携によるヤングケアラーへの適切な支援の在り方を検討するために、多機関が連携して行うヤングケアラーへの支援の現状、特に、連携における課題やニーズ、工夫をアンケート調査により確認した。

詳細については、「第3章 多機関連携によるヤングケアラーへの支援に関するアンケート調査」を参照されたい。

### ④ パイロット版「多機関連携によるヤングケアラー支援マニュアル」の作成

多機関連携によるヤングケアラー支援に関するアンケート調査の結果をもとに、先行研究等において蓄積された知見も踏まえ、作業部会における検討を経てパイロット版の多機関連携によるヤングケアラー支援マニュアルを作成した。

### ⑤ モデル事業の実施

パイロット版の多機関連携によるヤングケアラー支援マニュアルを活用し、モデル事業実施自治体（3自治体）に協力を依頼し、マニュアルを試行した。



詳細については、「第4章 モデル事業の実施」を参照されたい。

⑥ 「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」の完成・公開

モデル事業による試行結果を受けて、作業部会で内容を再検討し、検討委員会での最終協議を経て、「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」を最終化し、公開した。

完成したマニュアルは、別添「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル〜ケアを担う子どもを地域で支えるために〜」を参照されたい。

## 第3章 多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関するアンケート調査

### 1 目的

多機関連携によるヤングケアラーへの適切な支援の在り方を検討するために、アンケート調査により多機関が連携して行うヤングケアラーへの支援の現状、特に、連携における課題やニーズ、工夫を把握する。

### 2 調査概要

#### (1) アンケート調査の対象者

アンケートは、9の対象に対して実施した。対象は、大別すると、自治体においてヤングケアラー支援と関係があると思われる主な部門等を対象とした「自治体アンケート調査」(悉皆)と、ヤングケアラー及びその家族の支援に直接関わることが考えられる職種を対象とした「支援者アンケート調査」(抽出)とに整理される。具体的な対象と回答数(回収率)を、以下で説明する。

図表 5 アンケート調査の対象と回答数

自治体アンケート調査（悉皆）	
調査 A	要保護児童対策地域協議会（1,741 所）⇒1,468 件の回答（84.3%） <sup>3</sup>
調査 B	市区町村の高齢者福祉部門（1,741 所）⇒732 件の回答（42.0%）
調査 C	市区町村の障害福祉部門（1,741 所）⇒837 件の回答（48.0%）
調査 D	教育委員会（1,785 所） <sup>4</sup> ⇒1,148 件の回答（64.3%）
支援者アンケート調査（抽出）	
調査 E	150 所の地域包括支援センターと 150 所の居宅介護支援事業所、計 300 所に所属する主任ケアマネジャー及びケアマネジャー⇒90 件の回答
調査 F	150 所の基幹相談支援センターと 150 所の指定特定相談支援事業所、計 300 所に所属する相談支援専門員⇒131 件の回答
調査 G	中学校（300 所）に配置・所属する教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー 等⇒485 件の回答
調査 H <sup>5</sup>	公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会に所属する医療ソーシャルワーカー、計 4,565 人（同協会に所属する全会員）⇒781 件の回答
調査 I <sup>6</sup>	公益社団法人日本精神保健福祉士協会に所属し、精神科単科病院もしくは精神科クリニック等に勤務する精神保健福祉士 300 名⇒80 件の回答

（注）調査 E、F、G においては、調査依頼状を送付した機関や事業所、学校に所属する職員であれば誰でも回答可能とした。

## （2） 調査の時期

調査実施時期は以下の通りである。

調査 A、B、C、E、F	2021 年 9 月 21 日（火）～2021 年 10 月 8 日（金）
調査 D、G	2021 年 9 月 21 日（火）～2021 年 10 月 19 日（火）
調査 H	2021 年 10 月 25 日（月）～2021 年 12 月 5 日（日）
調査 I	2021 年 9 月 28 日（火）～2021 年 10 月 15 日（金）

## （3） 調査の方法

対象により調査の案内方法を変えて実施した。具体的な方法を以下に示す。

<sup>3</sup> 複数の要保護児童対策地域協議会を設置している自治体からは複数の回答があった。

<sup>4</sup> 全都道府県・指定都市 67 所、市町村教育委員会が 1,718 所。特別区、広域連合及び共同設置の教育委員会を含み、一部事務組合を含まない。

<sup>5</sup> 公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会と合同でアンケート調査を実施した。

<sup>6</sup> 公益社団法人日本精神保健福祉士協会に協力を依頼し、調査対象者の選定及び送付ラベルの提供を受けた。

図表 6 調査の実施方法

自治体アンケート調査（悉皆）	
調査 A	厚生労働省及び文部科学省の担当部門より、市区町村等の担当者に、調査の目的やインターネット調査画面 URL 及び QR コードを記載した依頼状をメールに添付して案内。案内メールを受け取った各市区町村等担当者に、インターネット調査画面にアクセスし、回答を入力することを求めた。
調査 B	
調査 C	
調査 D	
支援者アンケート調査（抽出）	
調査 E	層化無作為抽出により抽出した地域包括支援センター（150 所）及び居宅介護支援事業所（150 所）に対して、調査の目的やインターネット調査画面 URL 及び QR コードを記載した依頼状を郵送。依頼状を受け取った対象者に、インターネット調査画面にアクセスし、回答を入力することを求めた。
調査 F	層化無作為抽出により抽出した基幹相談支援センター（150 所）及び指定特定相談支援事業所（150 所）に対して、調査の目的やインターネット調査画面 URL 及び QR コードを記載した依頼状を郵送。依頼状を受け取った対象者に、インターネット調査画面にアクセスし、回答を入力することを求めた。
調査 G	層化無作為抽出により抽出した中学校（300 所）に対して、調査の目的やインターネット調査画面 URL 及び QR コードを記載した依頼状を郵送。依頼状を受け取った対象者に、インターネット調査画面にアクセスし、回答を入力することを求めた。
調査 H	公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会と合同で調査を実施した。公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会より、協会に所属する医療ソーシャルワーカーに対して調査を案内。協会作成の回答ページにアクセスし入力することを求めた。
調査 I	所属する医療機関の種類（精神科単科病院もしくは精神科クリニック）や地域に配慮し抽出した公益社団法人日本精神保健福祉士協会に所属する精神保健福祉士（300 名）に対して、調査の目的やインターネット調査画面 URL 及び QR コードを記載した依頼状を郵送。依頼状を受け取った対象者に、インターネット調査画面にアクセスし、回答を入力することを求めた。

(注) 調査 E、F、G においては、調査依頼状を送付した機関や事業所、学校に所属する職員であれば誰でも回答可とした。

#### (4) 調査項目

調査項目を、自治体調査と支援者調査に分け、以下に示す。

図表 7 調査項目

	自治体アンケート調査(調査A~D)	支援者アンケート調査(調査E~I)
<b>1. 基本情報</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① (SA)自治体の規模(人口)</li> <li>② (SA)自治体の規模(担当する対象の人口)</li> <li>③ (SA)所在地域(都道府県名)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① (SA)年齢</li> <li>② (SA)性別</li> <li>③ (SA)有資格者としての通算経年数</li> <li>④ (MA)所持資格</li> <li>⑤ (MA)所属/担当</li> <li>⑥ (SA)所属する機関の所在地(都道府県)</li> </ul>
<b>2. ヤングケアラーについて</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① (SA)機関・部門では「ヤングケアラー(以下、YCとする。)」という概念を認識していますか。</li> <li>② (SA)YCに限らず、支援を多機関と連携して取り組むにあたり、連携先との情報共有にかかる協定を締結していますか。</li> <li>③ (SA)(全員に)YCの定義を見て、直近の1年間で、YCと思われる子どもはいましたか。(いる場合は概数)</li> <li>④ (MA)(YCと思われる子どもがいた場合)YCと思われる子どもが家族に対して行っているケアの内容はどのようなものですか。</li> <li>⑤ (MA)(YCと思われる子どもがいた場合)ケアを必要としている人は誰ですか。</li> <li>⑥ (MA)(YCと思われる子どもがいた場合)ケアを必要としている人の状況はどのようなものですか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① (SA)あなたは「ヤングケアラー(以下、YCとする。)」という概念を認識していますか。</li> <li>② (SA)YCに限らず担当するケースの支援を多機関と連携して取り組むにあたり、所属先は連携先との情報共有にかかる協定を締結していますか。</li> <li>③ (SA)(全員に)YCの定義を見て、直近の1年間で、担当するケースにおいてYCと思われる(可能性も含めて)子どもはいましたか。(いる場合は概数)</li> <li>④ (MA)(YCと思われる子どもがいた場合)YCと思われる子どもが家族に対して行っているケアの内容はどのようなものですか。</li> <li>⑤ (MA)(YCと思われる子どもがいた場合)ケアを必要としている人は誰ですか。</li> <li>⑥ (MA)(YCと思われる子どもがいた場合)ケアを必要としている人の状況はどのようなものですか。</li> </ul>
<b>3. ヤングケアラーを支援する際の外部機関との連携について</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① (SA)(YCと思われる子どもがいた場合)他部署や外部の関係機関等と、必要に応じて情報共有や対応の検討を行うなどして連携して支援したケースはありましたか。(ある場合は概数)</li> <li>② (MA)(連携して支援したケースがある場合)連携して支援した機関として当てはまるものを教えてください。(該当するもの全て/上位3つの別に回答)</li> <li>③ (FA)連携して行った支援のうち、最も効果的な支援が行えたと感じたケースについて、具体的に教えてください。(連携先の機関、連携して行った支援の内容と役割分担等)</li> <li>④ (SA)(連携して支援したケースが特になかった場合)連携して支援を行うことを検討したが実現しなかったケースはありましたか。</li> <li>⑤ (MA)(連携して支援したケースが特になかった場合)連携して支援したケースが特になかった理由を教えてください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① (SA)(YCと思われる子どもがいた場合)所属する機関以外の外部の関係機関と、必要に応じて情報共有や対応の検討を行うなどして連携して支援したケースはありましたか。(ある場合は概数)</li> <li>② (MA)(連携して支援したケースがある場合)連携して支援した機関として当てはまるものを教えてください。(該当するもの全て/上位3つの別に回答)</li> <li>③ (FA)連携して行った支援のうち、最も効果的な支援が行えたと感じたケースについて、具体的に教えてください。(連携先の機関、連携して行った支援の内容と役割分担等)</li> <li>④ (SA)(連携して支援したケースが特になかった場合)連携して支援を行うことを検討したが実現しなかったケースはありましたか。</li> <li>⑤ (MA)(連携して支援したケースが特になかった場合)連携して支援したケースが特になかった理由を教えてください。</li> </ul>
<b>4. 外部の関係機関から依頼のあるヤングケアラーの支援について</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① (SA)直近の1年間に、YCと思われる子どもについて、他部署や外部の関係機関等から依頼があり、連携して支援を行ったケースはありましたか。(ある場合は概数)</li> <li>② (MA)(連携して支援したケースがある場合)依頼があった機関として当てはまるものを教えてください。(該当するもの全て/上位3つの別に回答)</li> <li>③ (MA)(連携して支援したケースがある場合)実際に連携して支援を行った機関として当てはまるものを教えてください。(該当するもの全て/上位3つの別に回答)</li> <li>④ (FA)連携して行った支援のうち、最も効果的な支援が行えたと感じたケースについて、具体的に教えてください。(連携先の機関、連携して行った支援の内容と役割分担等)</li> <li>⑤ (SA)(連携して支援したケースが特になかった場合)連携して支援を行うことを検討したが実現しなかったケースはありましたか。</li> <li>⑥ (MA)(連携して支援したケースが特になかった場合)他部署や外部機関と連携した支援を行わなかった理由を教えてください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① (SA)直近の1年間に、YCと思われる子どもについて、所属する機関以外の外部の関係機関から依頼があり、連携して支援を行ったケースはありましたか。(ある場合は概数)</li> <li>② (MA)(連携して支援したケースがある場合)依頼があった機関として当てはまるものを教えてください。(該当するもの全て/上位3つの別に回答)</li> <li>③ (MA)(連携して支援したケースがある場合)実際に連携指定館を行った機関として当てはまるものを教えてください。(該当するもの全て/上位3つの別に回答)</li> <li>④ (FA)連携して行った支援のうち、最も効果的な支援が行えたと感じたケースについて、具体的に教えてください。(連携先の機関、連携して行った支援の内容と役割分担等)</li> <li>⑤ (SA)(連携して支援したケースが特になかった場合)連携して支援を行うことを検討したが実現しなかったケースはありましたか。</li> <li>⑥ (MA)(連携して支援したケースが特になかった場合)外部機関と連携した支援を行わなかった理由を教えてください。</li> </ul>
<b>5. 連携して支援を行う上での課題や工夫について</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① (FA)連携して支援する上で課題と考えることがあれば教えてください。これまでYCと思われる子どもがいなかった場合には、もし、YCと思われる子どもがいるとしたら、連携して支援する上で何が課題になりそうかを教えてください。また、「このような役割を担う人がいればよかった、機関があればよかった」といったお考えがあれば、あわせて入力してください。</li> <li>② (FA)連携して支援する上で特に工夫していることがあれば教えてください。</li> <li>③ (MA)主導(主催)して実施するYCに関する取組について教えてください。(R3年度実施(予定含む)/実施を検討しているの別に回答)</li> <li>④ (MA)実施方法を知りたいと思うもの上位3つまで教えてください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① (FA)連携して支援する上で課題と考えることがあれば教えてください。これまで支援を必要とする高齢者の家族においてヤングケアラーと思われる子どもがいなかった場合には、もし、ヤングケアラーと思われる子どもがいるとしたら、連携して支援する上で何が課題になりそうかを教えてください。また、「このような役割を担う人がいればよかった、機関があればよかった」といったお考えがあれば、あわせて入力してください。</li> <li>② (FA)連携して支援する上で特に工夫していることがあれば教えてください。</li> <li>③ ご自身の現在の職務の範囲内でヤングケアラーの支援を行う場合、具体的にどのような内容の支援が実施可能ですか。</li> </ul>

【凡例】SA:単数回答、MA:複数回答、FA:自由回答

6. モデル事業の実施について	① (SA)当研究事業では、アンケート調査の結果を参考にして有識者による検討を行い、「多機関連携によるヤングケアラー支援マニュアル(仮称)」を作成する予定です。パイロット版のマニュアルを作成した段階で、同一自治体にある複数の部署や機関において試行的に使用していただき、疑問点や改善点など感想をお聞かせいただくモデル事業を実施します(モデル事業は2022年1月～2月実施予定)。このモデル事業への参加にご関心はありますか。	—
7. 照会先	① (FA)市区町村名 ② (FA)部署 ③ (FA)担当者名 ④ (FA)電話番号 ⑤ (FA)メールアドレス	—

【凡例】 SA:単数回答、MA:複数回答、FA:自由回答

### 3 結果

ここからは、自治体アンケート調査(調査A、B、C、D)及び支援者アンケート調査(調査E、F、G、H、I)の集計結果を、調査項目カテゴリごとに説明する。

なお、9つの調査の種別を示すため、以降のページ冒頭に、下記のような調査対象一覧を明示している。

調査A: 要保護児童対策地域協議会 調査C: 市区町村の障害福祉部門 調査E: 主任ケアマネジャー及びケアマネジャー 調査G: 教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校) 調査I: 精神保健福祉士	調査B: 市区町村の高齢者福祉部門 調査D: 教育委員会 調査F: 相談支援専門員 調査H: 医療ソーシャルワーカー
--	---

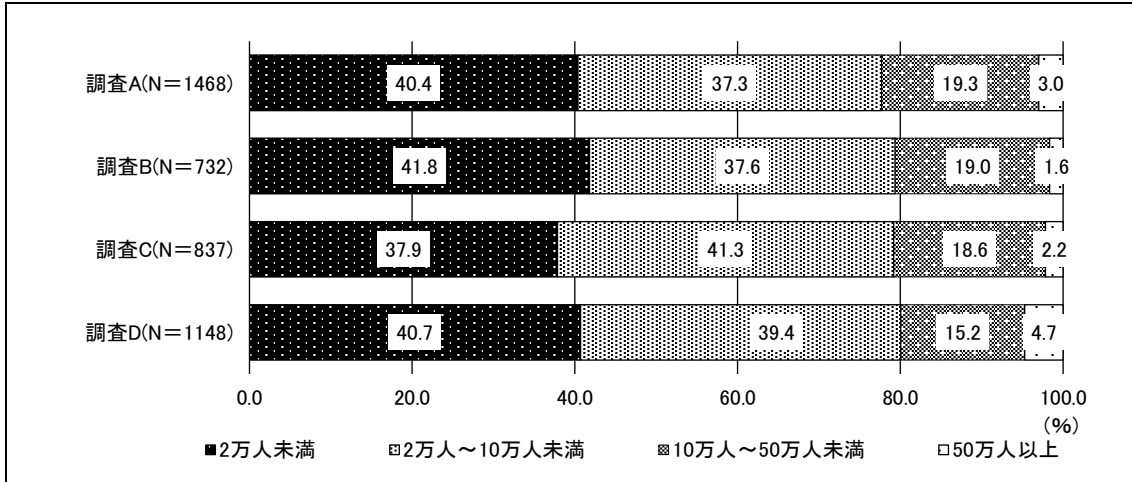
#### (1) 基本情報

##### 1) 所在する市区町村・自治体の人口【調査A、B、C、D】(単数回答)

所属機関・部門が所在する市区町村・自治体の人口については、以下の結果となった。(調査A、B、CではQ1、調査DではQ2)

調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー  
 調査 I：精神保健福祉士

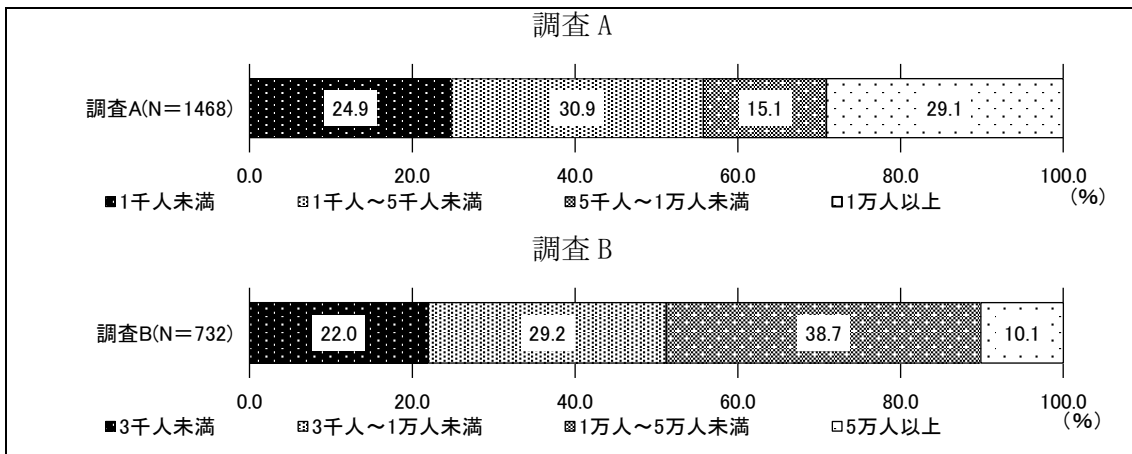
図表 8 所在する市区町村・自治体の人口



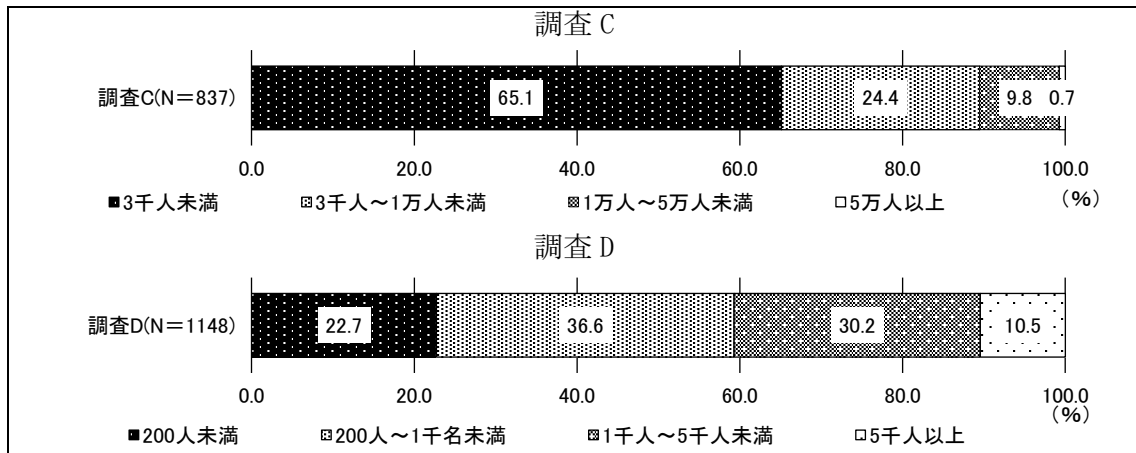
2) 所在する市区町村・自治体における担当する対象の人口【調査 A、B、C、D】(単数回答)

所属機関・部門が所在する市区町村・自治体における担当する対象の人口については、以下の結果となった。(調査 A、B、C では Q 2、調査 D では Q 3)

図表 9 所在する市区町村・自治体における担当する対象の人口



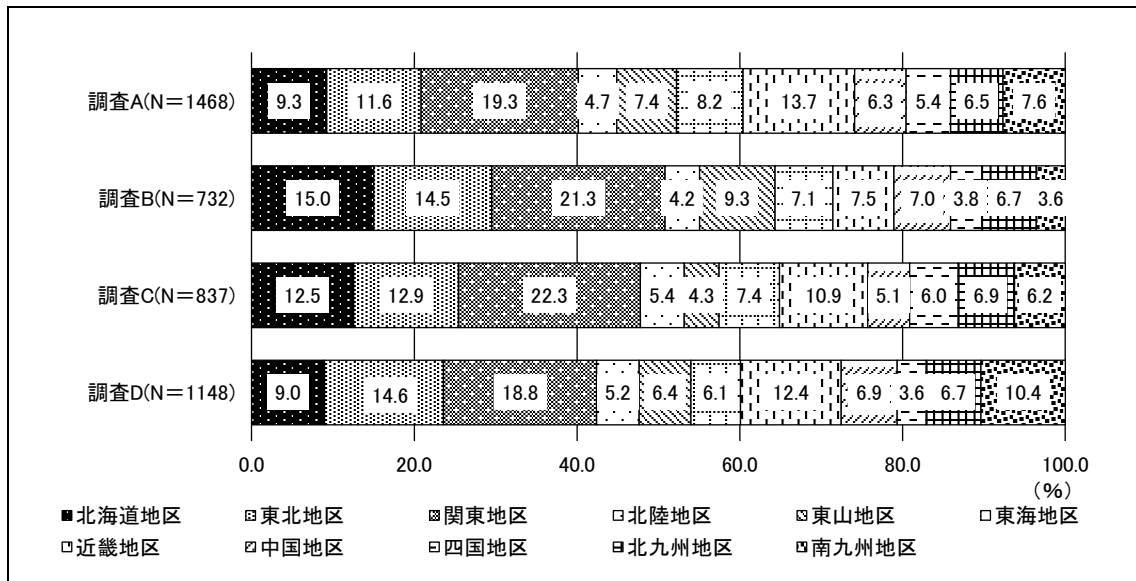
調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー  
 調査 I：精神保健福祉士



### 3) 所在地【調査 A、B、C、D】(単数回答)

所属機関・部門の所在地については、以下の結果となった。(調査 A、B、C では Q 3、調査 D では Q 4)

図表 10 所在地



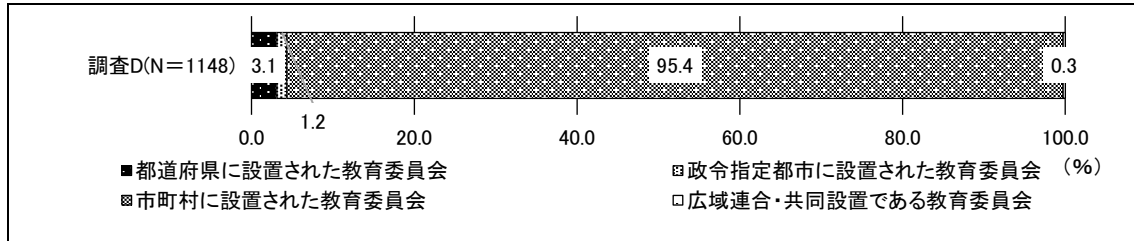


調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー  
 調査 I：精神保健福祉士

#### 4) 教育委員会の種類【調査 D】(単数回答)

教育委員会の種類については、以下の結果となった。(Q1)

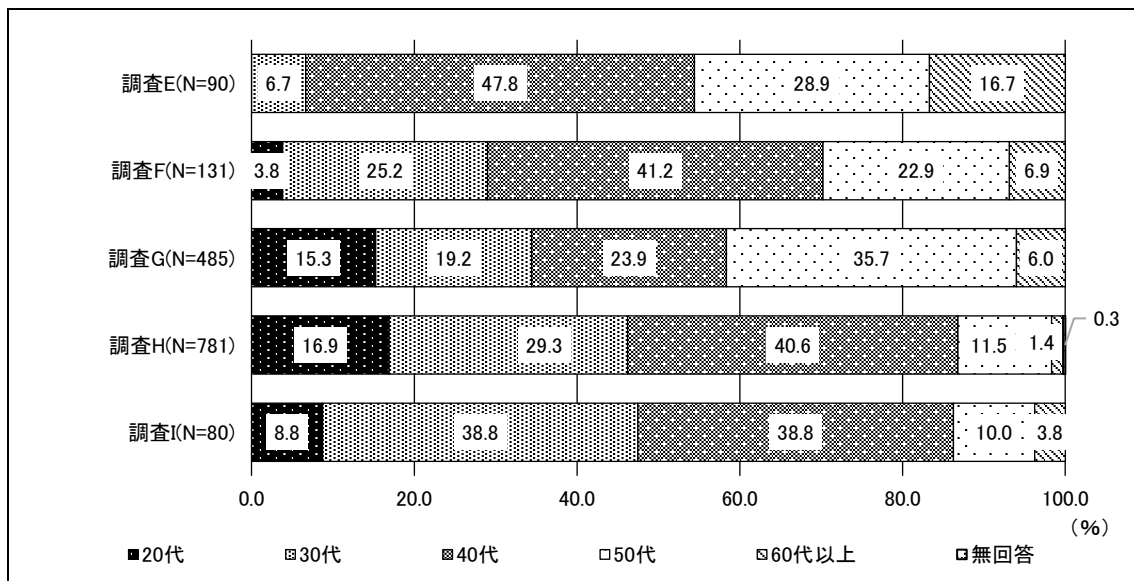
図表 11 教育委員会の種類



#### 5) 回答者の年齢【調査 E、F、G、H、I】(単数回答)

年齢については、以下の結果となった。(Q1)

図表 12 年齢

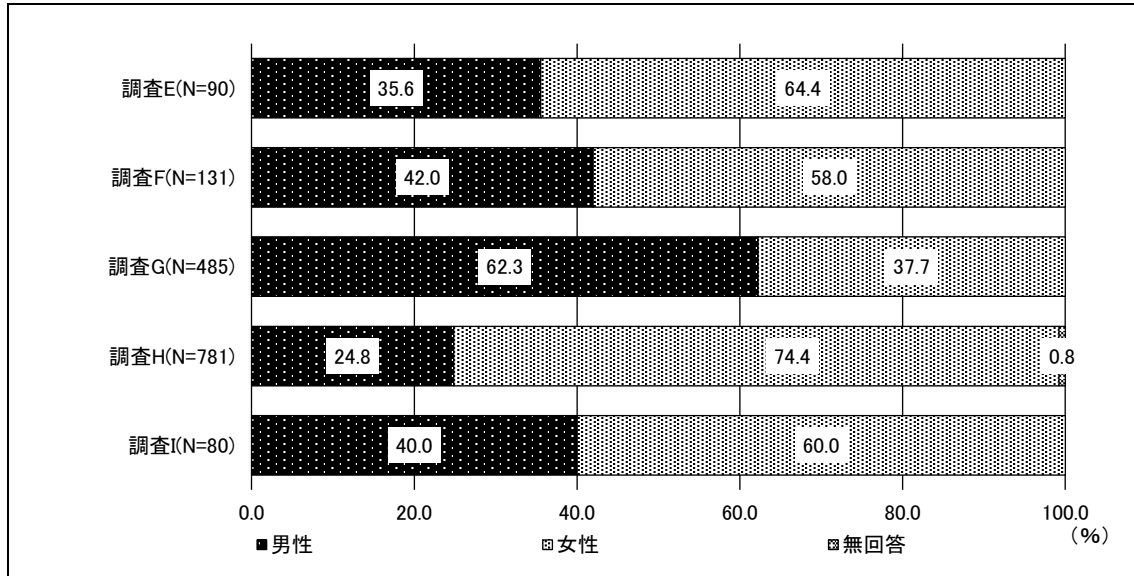


調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー  
 調査 I：精神保健福祉士

## 6) 回答者の性別【調査 E、F、G、H、I】(単数回答)

性別については、以下の結果となった。(Q 2)

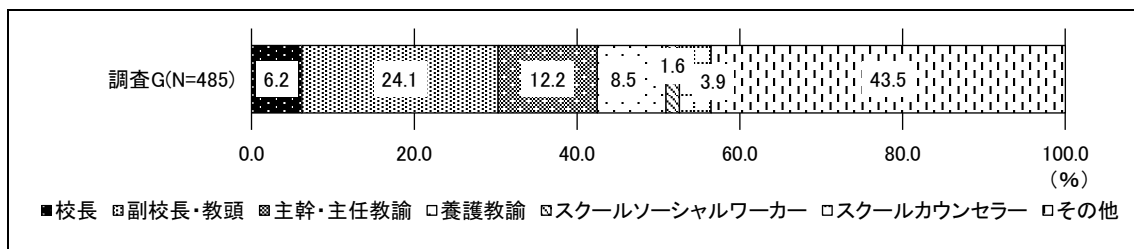
図表 13 性別



## 7) 回答者の役職【調査 G】(単数回答)

回答者の役職については、以下の結果となった。(Q 3)

図表 14 回答者の役職

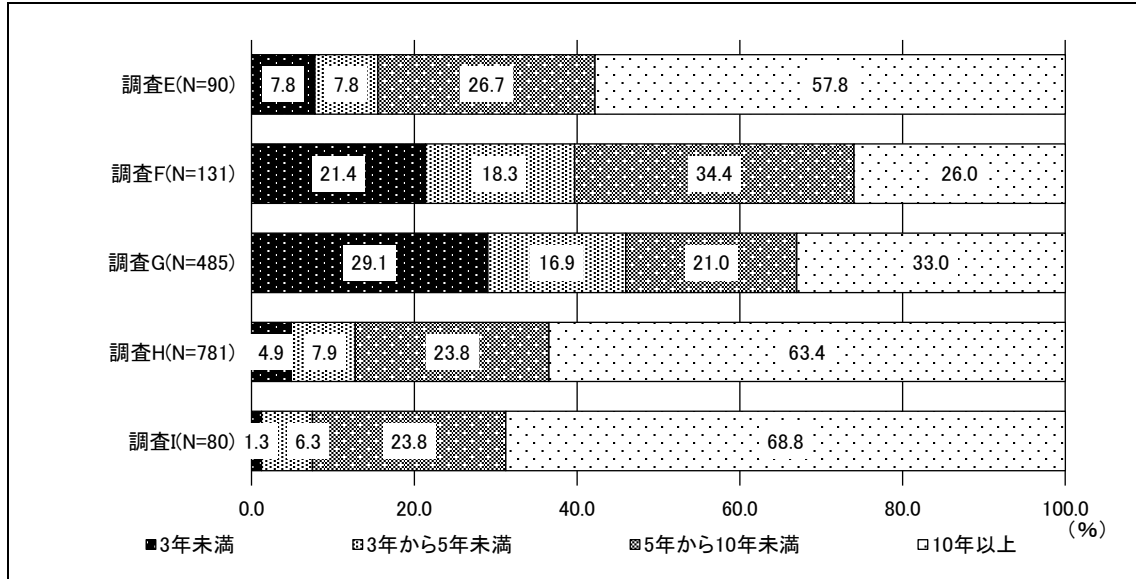


## 8) 回答者の有資格者としての通算経験年数【調査 E、F、H、I】 / 回答した役職の通算経験年数【調査 G】(自由回答)

有資格者としての通算経験年数、役職の通算経験年数については、以下の結果となった。(調査 E、F、H、I では Q 3、調査 G では Q 4)

調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー  
 調査 I：精神保健福祉士

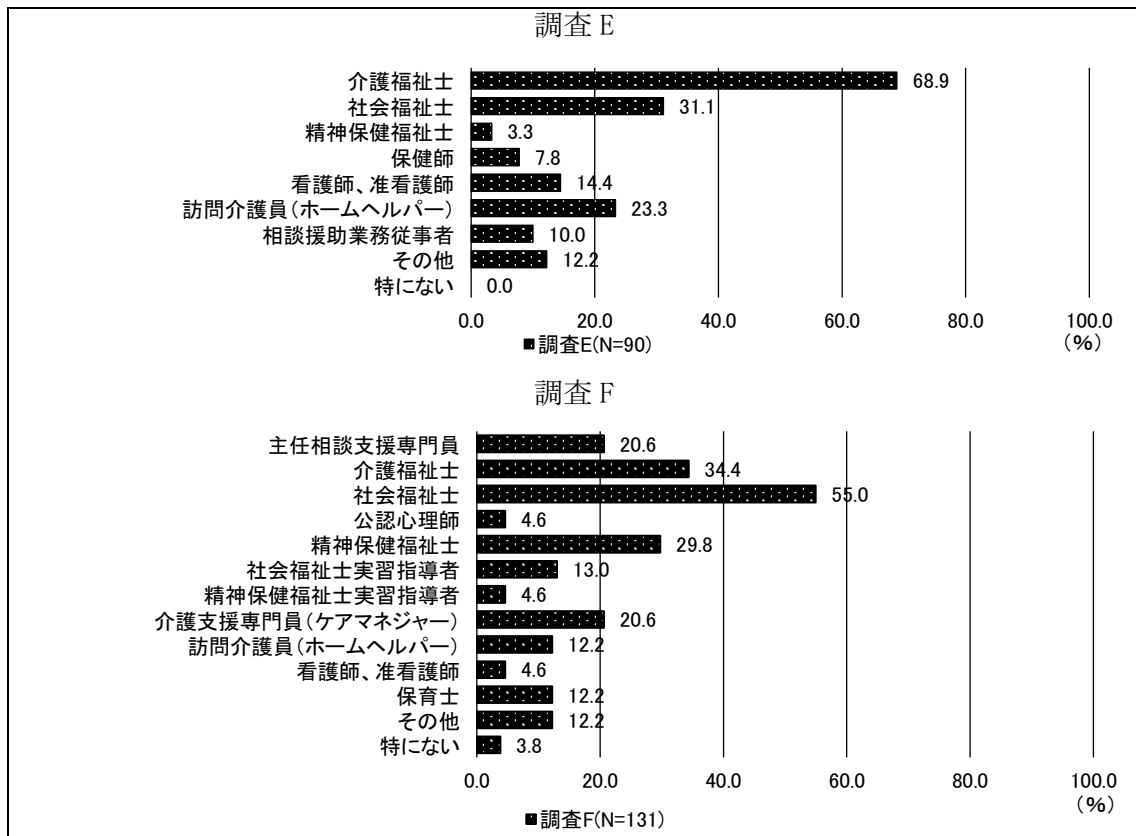
図表 15 有資格者としての通算経年数/役職者の通算経年数



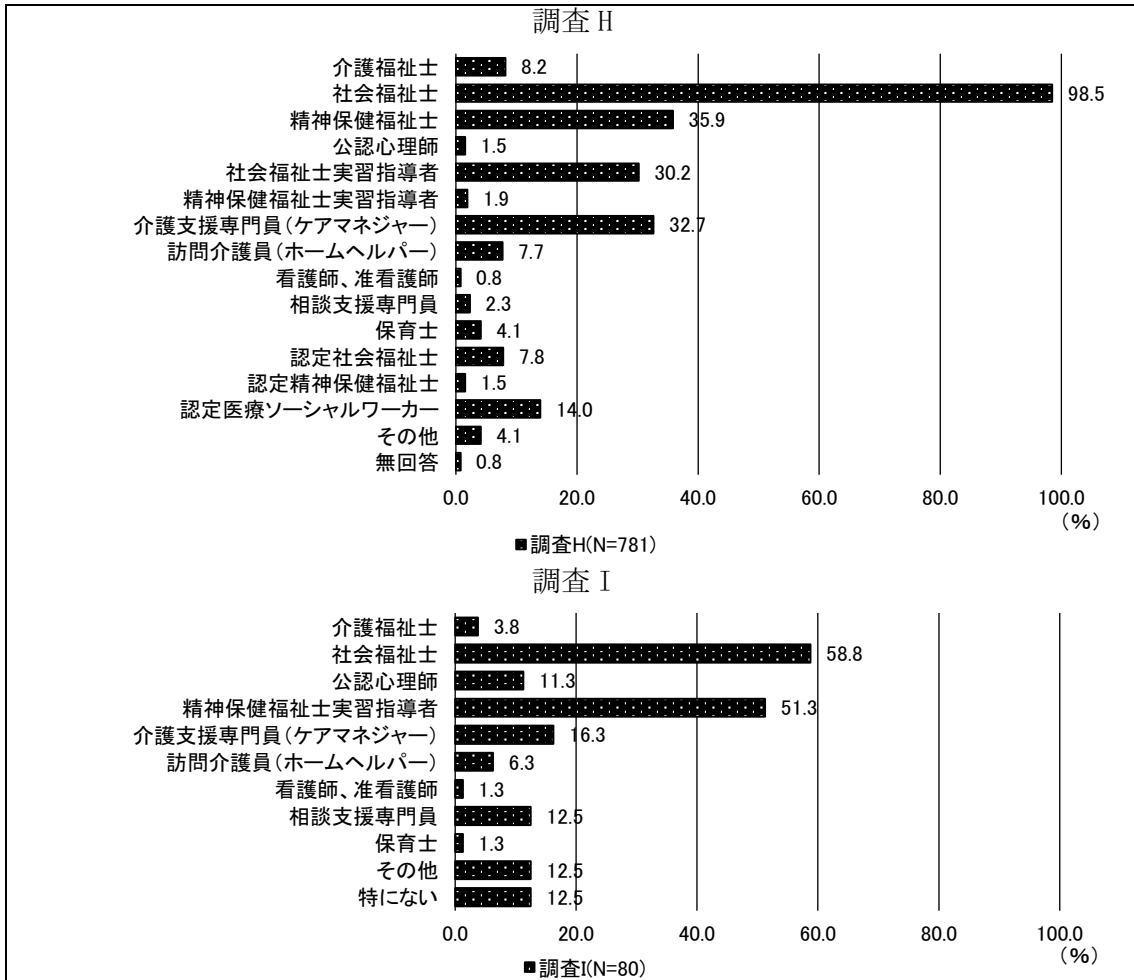
9) 回答者の所持資格【調査 E、F、H、I】(複数回答)

所持資格については、以下の結果となった。(Q4)

図表 16 所持資格



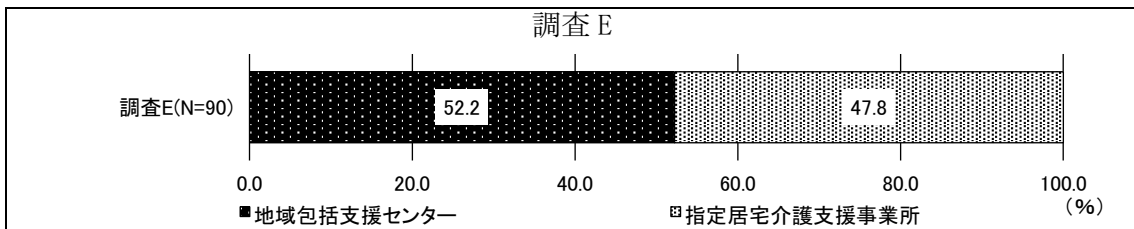
調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー  
 調査 I：精神保健福祉士



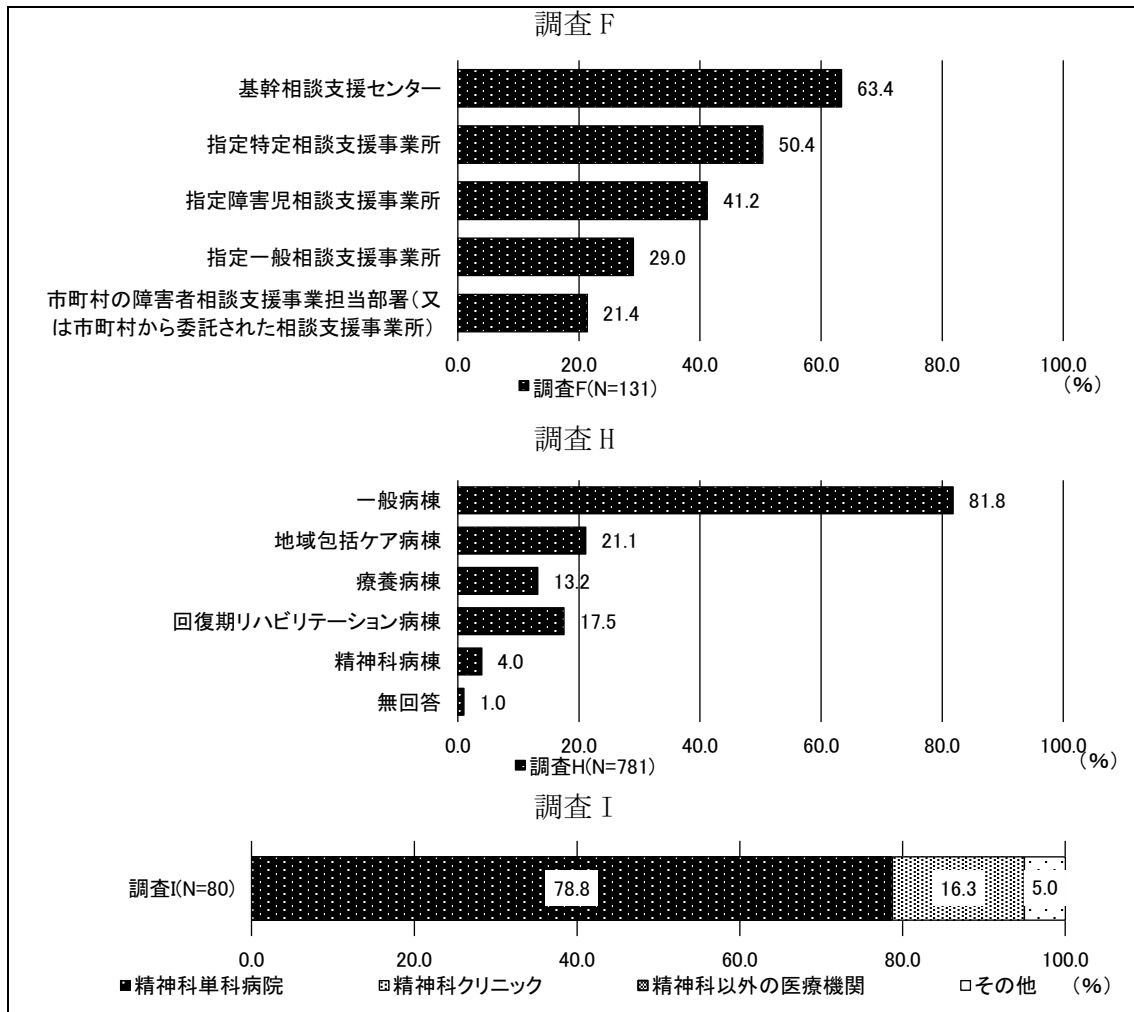
10) 回答者の所属施設・所属先【調査 E、F、H、I】(複数回答)

所属施設・所属先については、以下の結果となった。(Q 5)

図表 17 所属施設・所属先



調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー  
 調査 I：精神保健福祉士

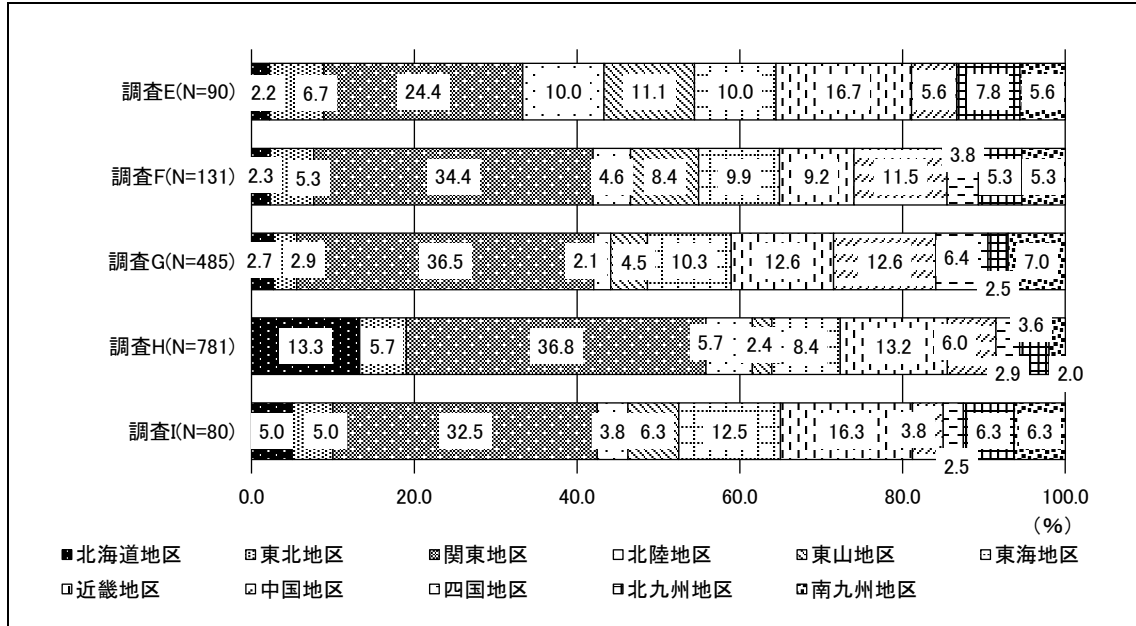


11) 回答者が所属する機関の所在地【調査 E、F、G、H、I】(単数回答)

所属する機関の所在地については、以下の結果となった。(調査 E、F、H、I ではQ 6、調査 G ではQ 5)

調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー  
 調査 I：精神保健福祉士

図表 18 所属する機関の所在地

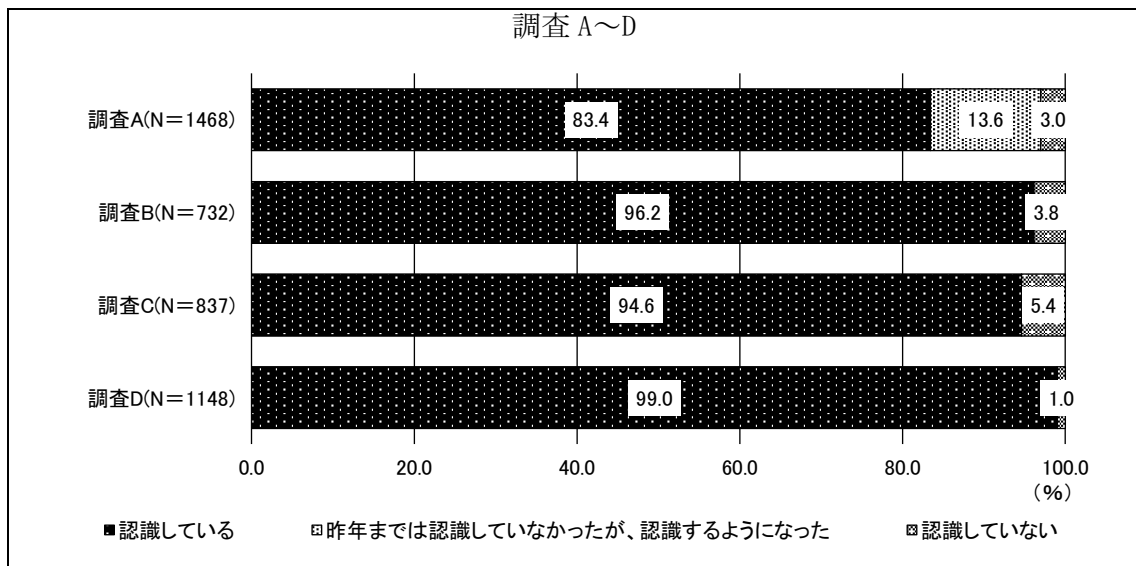


(2) ヤングケアラーについて

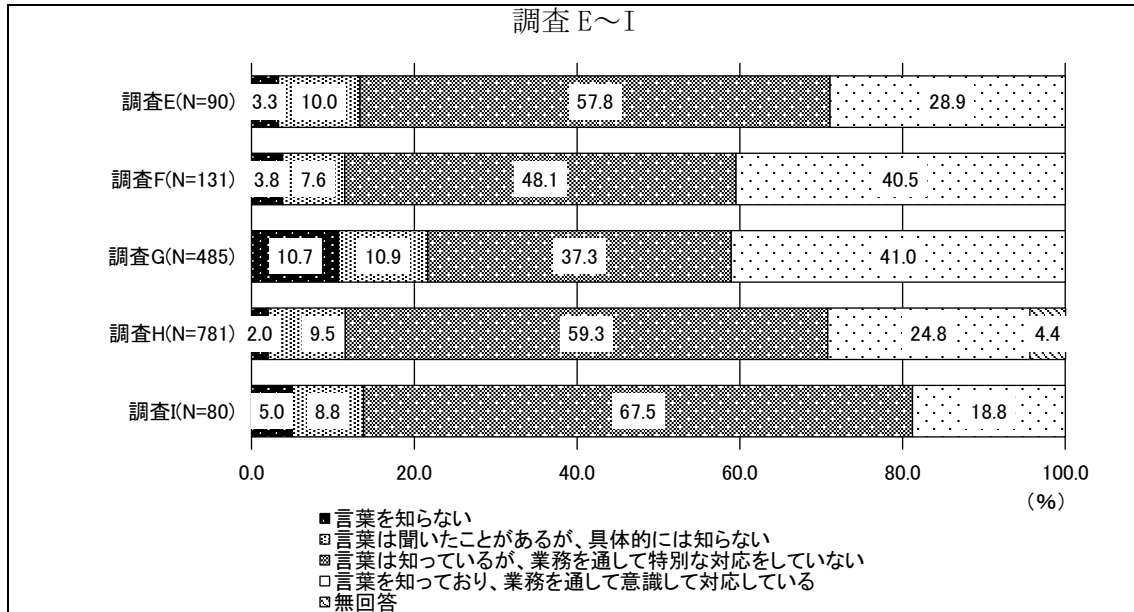
12) 「ヤングケアラー」という概念の認識状況（単数回答）

「ヤングケアラー」という概念を認識しているかについては、以下の結果となった。  
 （調査 A、B、C では Q 4、調査 D では Q 5、調査 E、F、H、I では Q 7、調査 G では Q 6）

図表 19 「ヤングケアラー」という概念の認識の有無



調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー  
 調査 I：精神保健福祉士

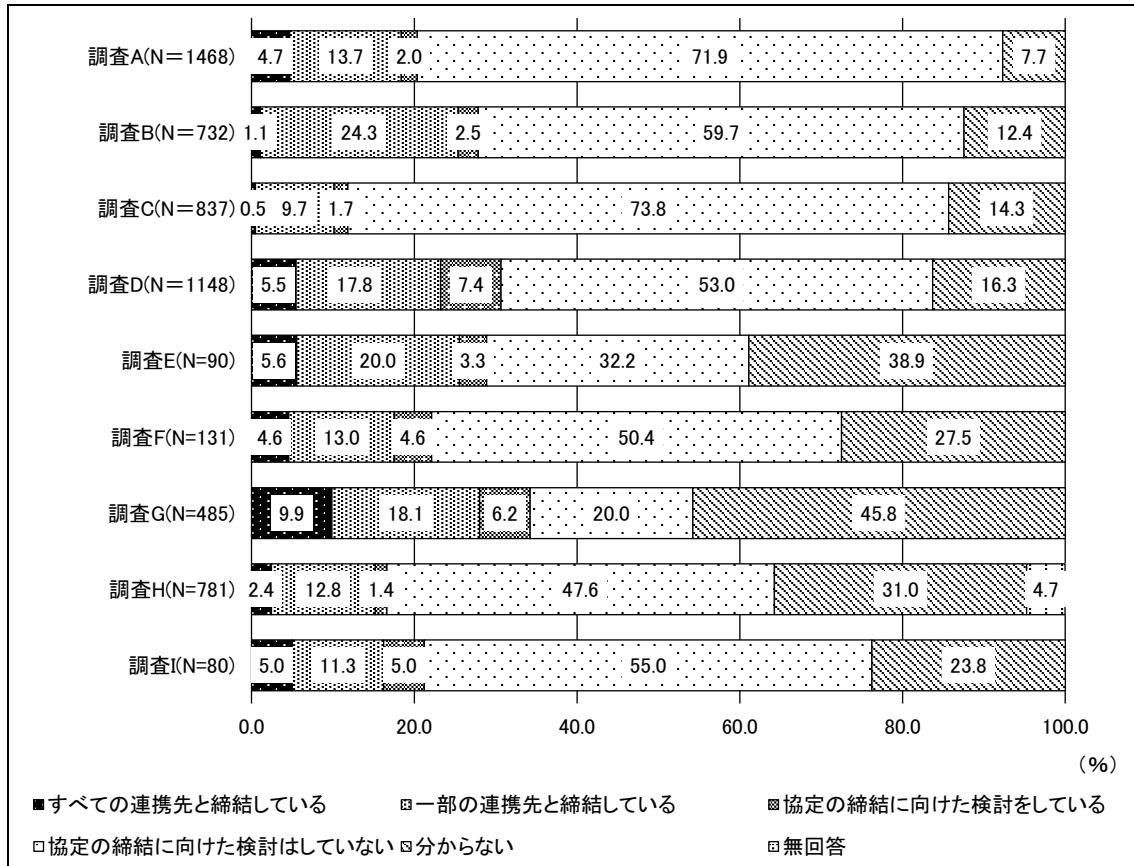


13) 支援を多機関と連携して取り組むにあたっての連携先との情報共有にかかる協定の締結状況 (単数回答)

ヤングケアラーに限らず、支援を多機関と連携して取り組むにあたり、所属機関・部門は連携先との情報共有にかかる協定を締結しているかを尋ねたところ、以下の結果となった。(調査 A、B、C では Q 5、調査 D では Q 6、調査 E、F、H、I では Q 8、調査 G では Q 7)

調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー  
 調査 I：精神保健福祉士

図表 20 連携先との情報共有にかかる協定の締結の有無



14) 直近の1年間のヤングケアラーと思われる子どもの有無<sup>7</sup>(単数回答)、概数(自由回答)

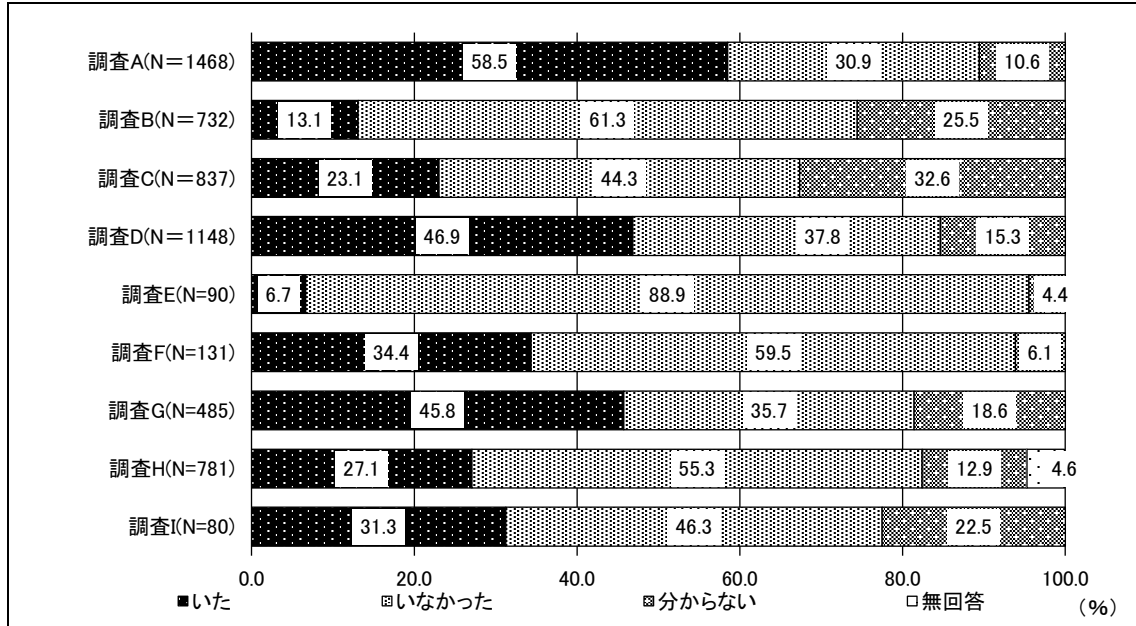
直近の1年間のヤングケアラーと思われる(可能性も含めて)子どもの有無について、以下の結果となった。(調査A、B、CではQ6、調査DではQ7、調査E、F、H、IではQ9、調査GではQ8)

<sup>7</sup>「ヤングケアラーとは、『一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の若者』のことを言います。」と説明した上で、回答を求めた。



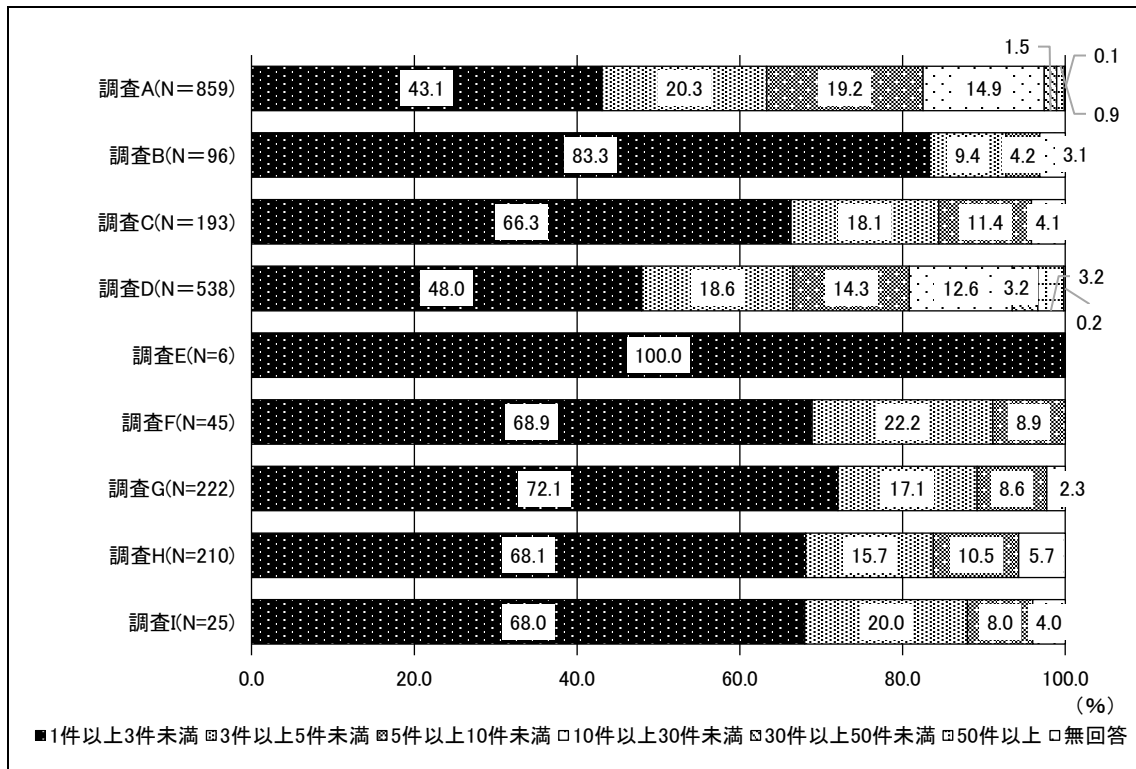
調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー  
 調査 I：精神保健福祉士

図表 21 直近の1年間でヤングケアラーと思われる子どもの有無



ヤングケアラーと思われる子どもが「いた」場合の、その概数については、以下の結果となった。(調査 A、B、C ではQ 6、調査 D ではQ 7、調査 E、F、H、I ではQ 9、調査 G ではQ 8)

図表 22 ヤングケアラーと思われる子どもの概数

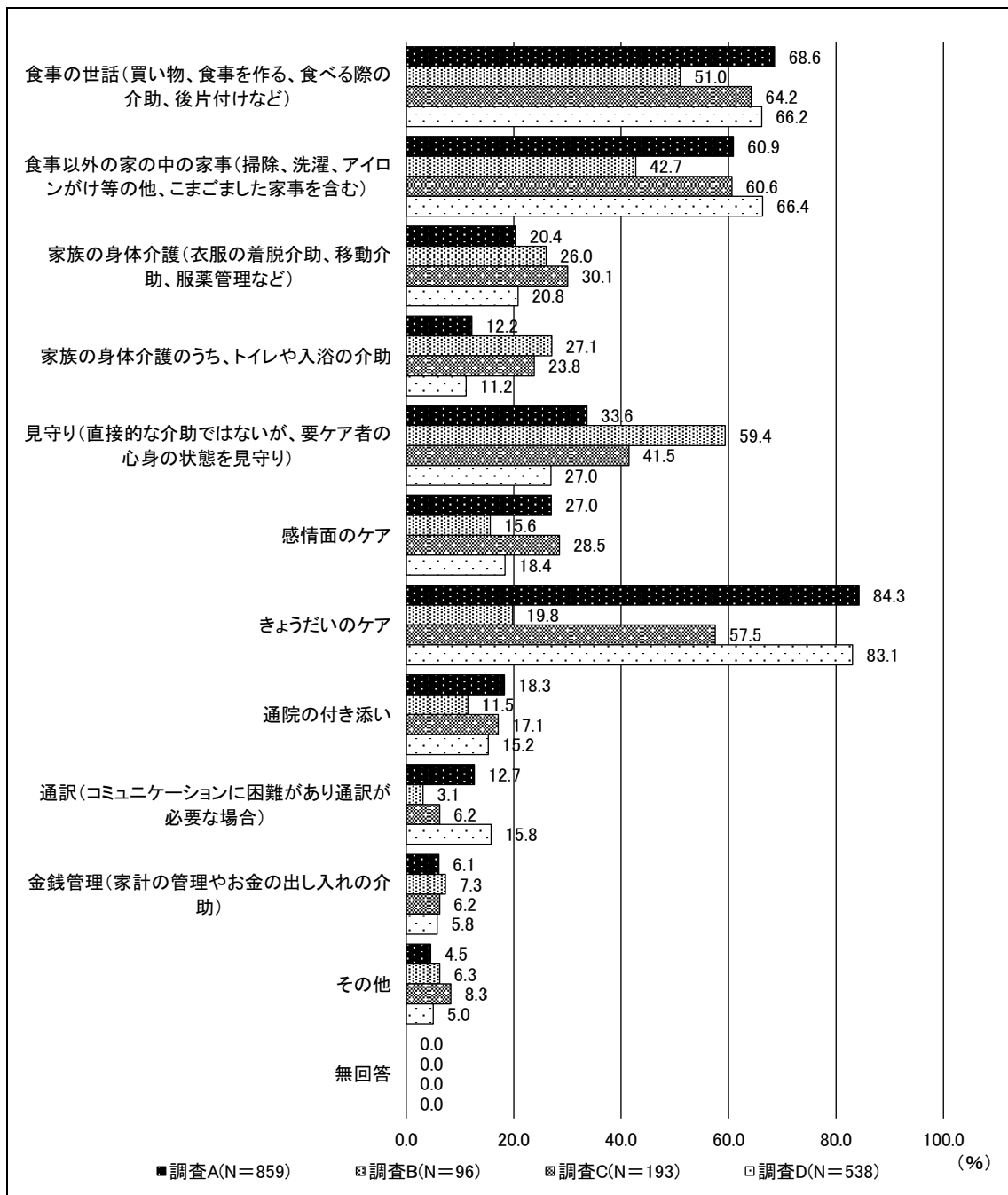


調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー  
 調査 I：精神保健福祉士

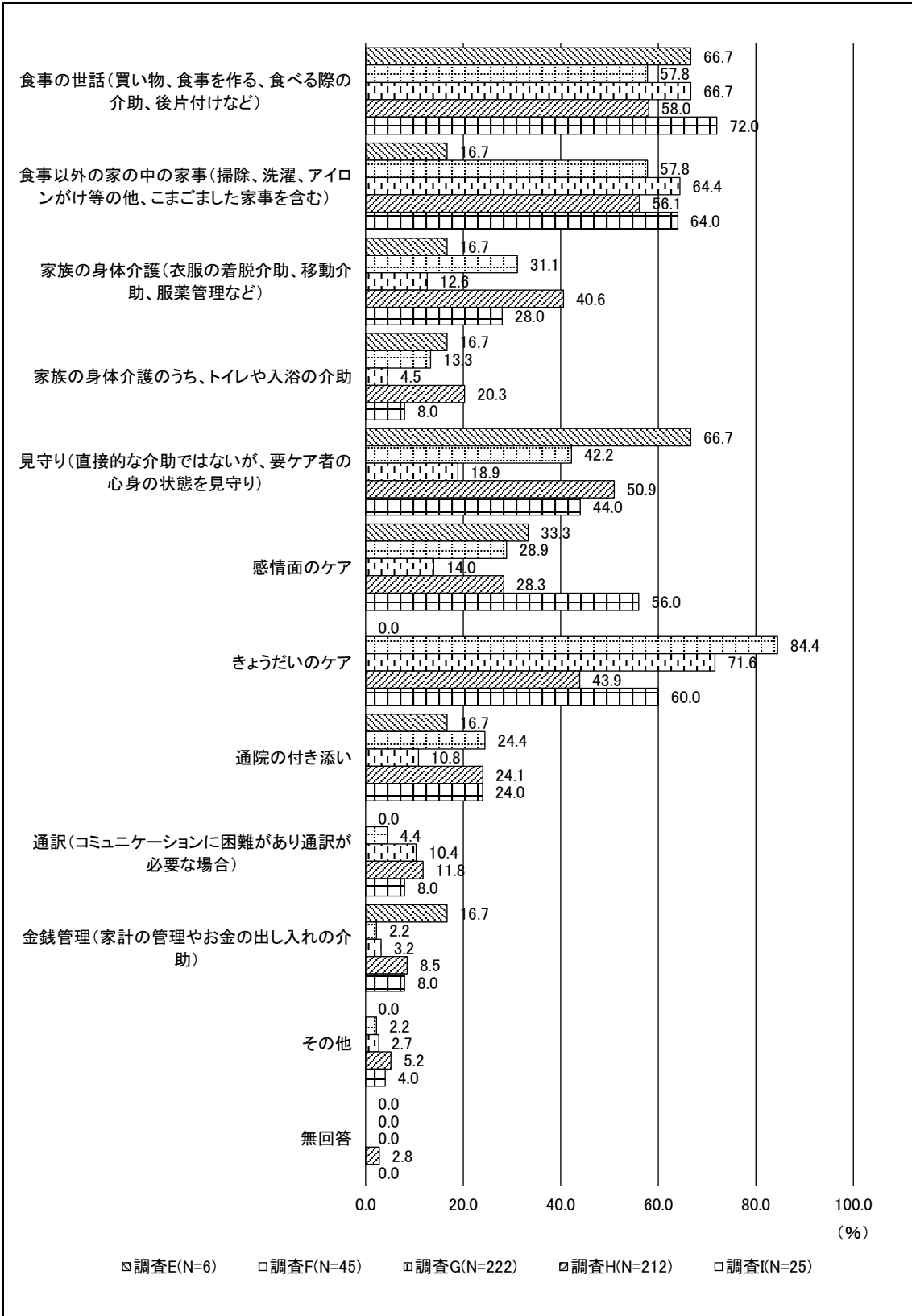
15) ヤングケアラーと思われる子どもが家族に対して行っているケアの内容（複数回答）

ヤングケアラーと思われる子どもが「いた」場合、ヤングケアラーと思われる子どもが家族に対して行っているケアの内容について、以下の結果となった。（調査 A、B、C では Q 6-1、調査 D では Q 7-1、調査 E、F、H、I では Q 9-1、調査 G では Q 8-1）

図表 23 ヤングケアラーと思われる子どもが家族に対して行っているケアの内容



調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー  
 調査 I：精神保健福祉士

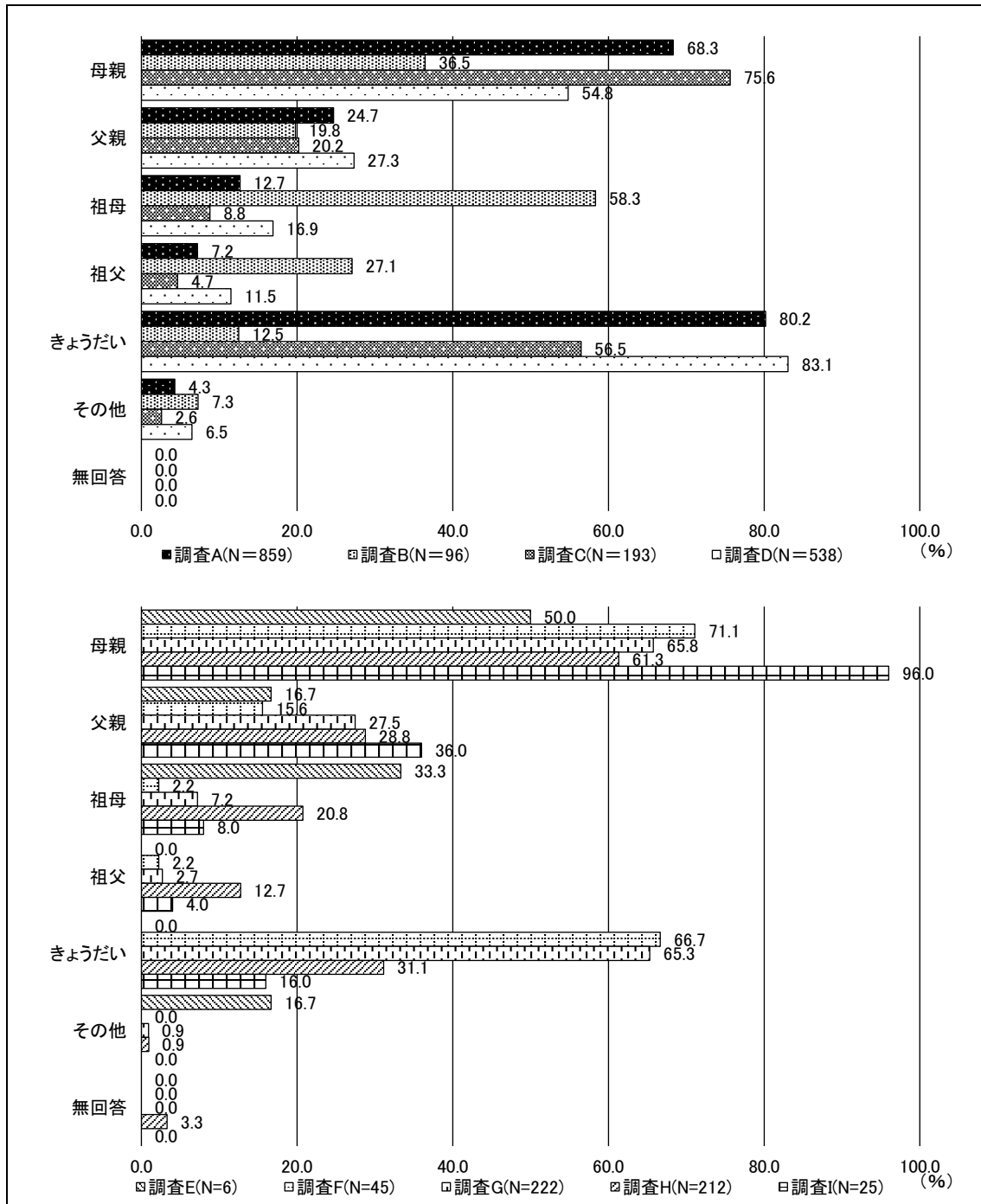


調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー  
 調査 I：精神保健福祉士

16) ケアを必要としている人（複数回答）

ヤングケアラーと思われる子どもが「いた」場合、ケアを必要としている人について、以下の結果となった。（調査 A、B、C では Q 6-2、調査 D では Q 7-2、調査 E、F、H、I では Q 9-2、調査 G では Q 8-2）

図表 24 ケアを必要としている人

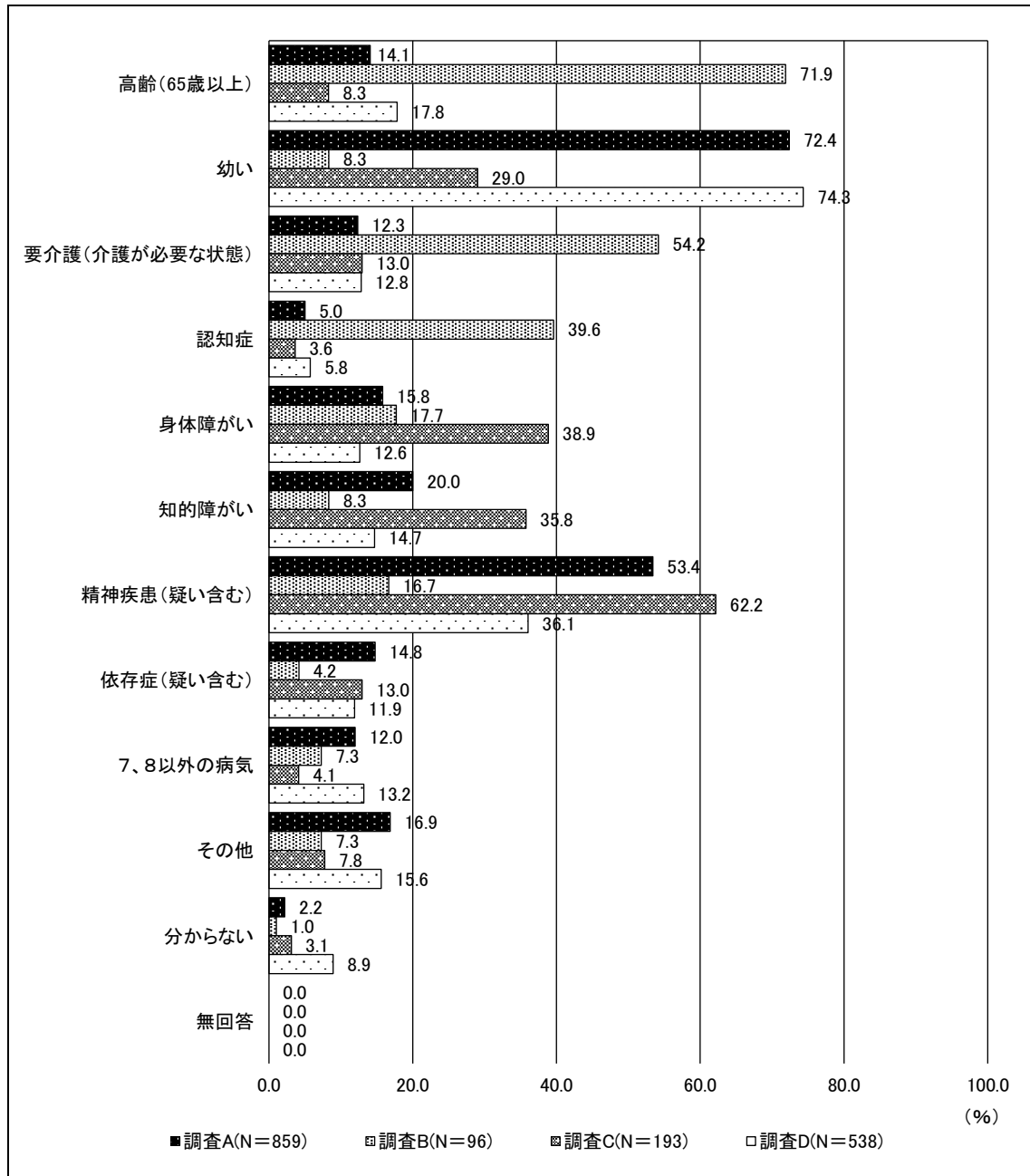


調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー  
 調査 I：精神保健福祉士

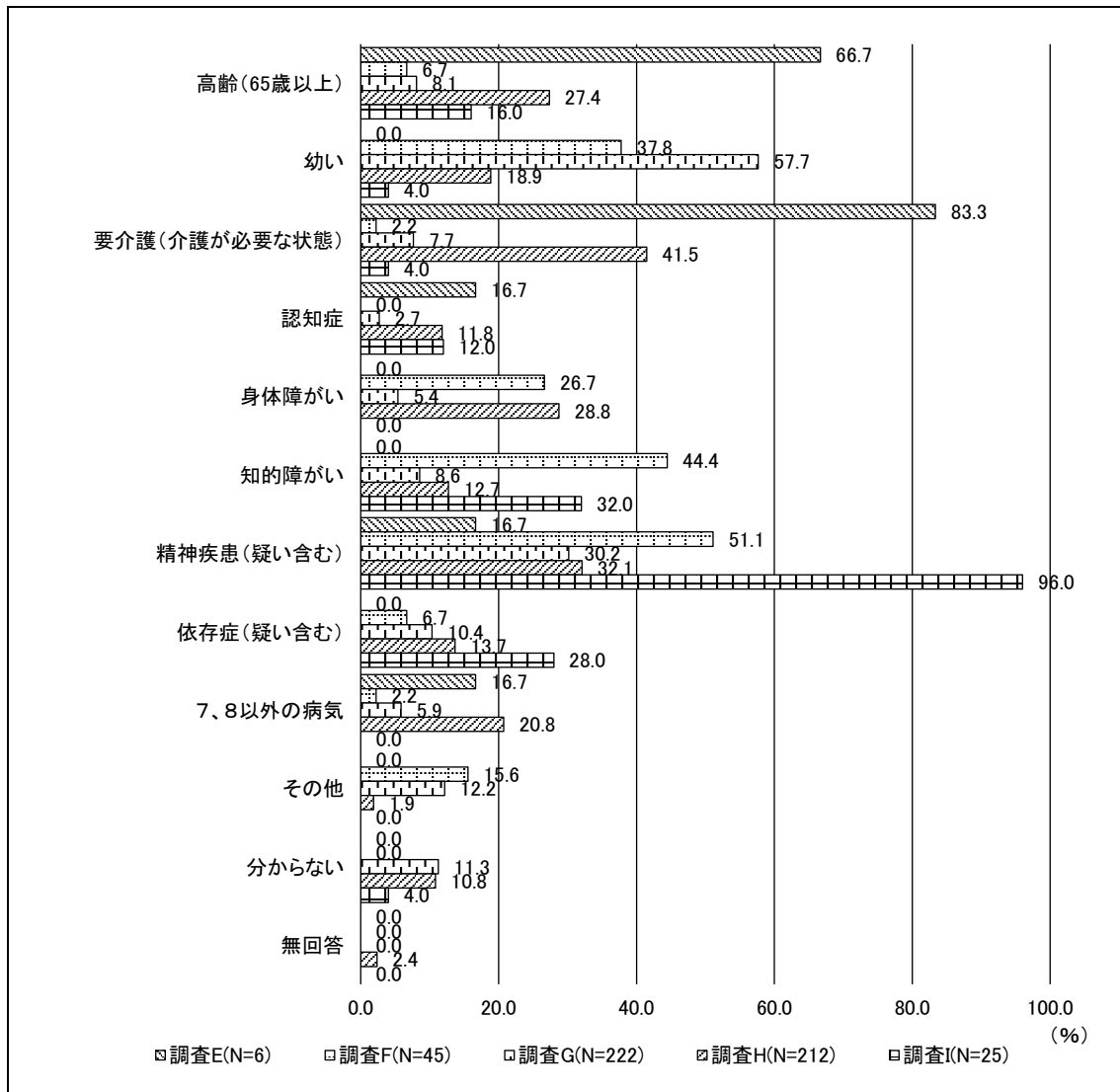
### 17) ケアを必要としている人の状況（複数回答）

ヤングケアラーと思われる子どもが「いた」場合、ケアを必要としている人の状況について、以下の結果となった。（調査 A、B、C ではQ 6-3、調査 D ではQ 7-3、調査 E、F、H、I ではQ 9-3、調査 G ではQ 8-3）

図表 25 ケアを必要としている人の状況



調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー  
 調査 I：精神保健福祉士



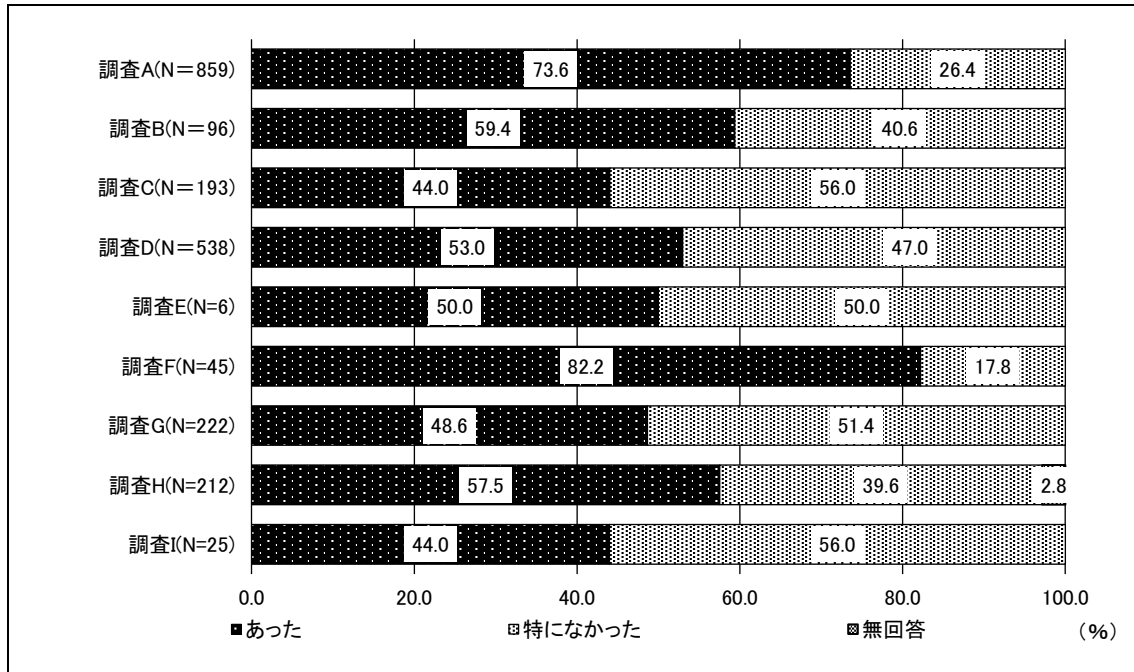
**(3) ヤングケアラーを支援する際の外部機関との連携について**

18) ヤングケアラーと思われる子どもについて、他部署や所属する機関以外の外部の関係機関と連携して支援したケースの有無（単数回答）、概数（自由回答）

ヤングケアラーと思われる子どもが「いた」場合、他部署や所属する機関以外の外部の関係機関と、必要に応じて情報共有や対応の検討を行うなどして連携して支援したケースの有無については、以下の結果となった。（調査 A、B、C ではQ 7、調査 D ではQ 8、調査 E、F、H、I ではQ10、調査 G ではQ 9）

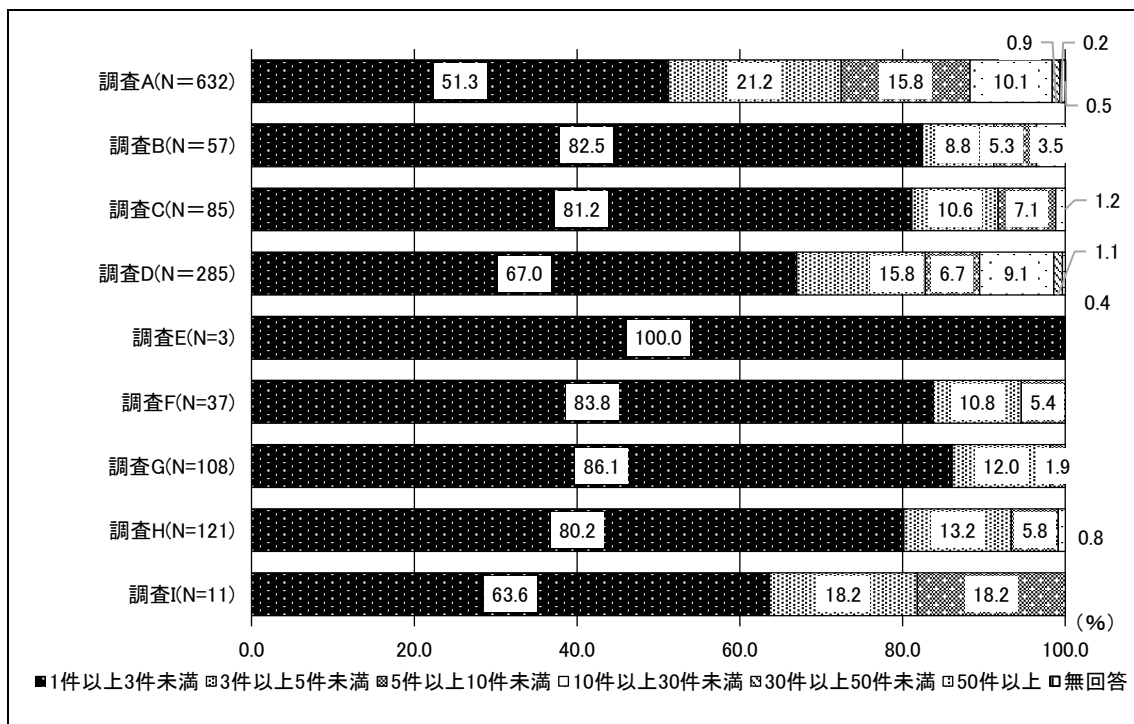
調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー  
 調査 I：精神保健福祉士

図表 26 他部署や外部の関係機関と連携して支援したケースの有無



他部署や所属する機関以外の外部の関係機関と連携して支援したケースについて、「あった」と回答した場合、その概数は以下の結果となった。(調査 A、B、C では Q 7、調査 D では Q 8、調査 E、F、H、I では Q 10、調査 G では Q 9)

図表 27 他部署や外部の関係機関と連携して支援したケースの概数



調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー  
 調査 I：精神保健福祉士

19) 連携して支援した機関（複数回答）、特に連携が多かった上位3つの機関（1位、2位、3位、それぞれ単数回答）

他部署や所属する機関以外の外部の関係機関と、必要に応じて情報共有や対応の検討を行うなどして連携して支援したケースがある場合、連携して支援した機関については、以下の結果となった。（調査 A、B、C では Q 8、調査 D では Q 9、調査 E、F、H、I では Q 11、調査 G では Q 10）

図表 28 連携して支援した機関

各調査において、 上位3項目にハイライト		調査 A	調査 B	調査 C	調査 D	調査 E	調査 F	調査 G	調査 H	調査 I
		N=632	N=57	N=85	N=285	N=3	N=37	N=108	N=122	N=11
		%								
1	市区町村の高齢者福祉部門	16.5		14.1	7.4	33.3	5.4	2.8	18.0	-
2	市区町村の障害福祉部門	40.7	31.6		13.3	-	62.2	10.2	18.9	36.4
3	要保護児童対策地域協議会		15.8	41.2	61.4	-	10.8	17.6	22.1	63.6
4	市区町村の児童福祉部門や 家庭児童相談室 <sup>※1</sup>	49.7	49.1	61.2	60.0	-	51.4	40.7	39.3	72.7
5	市区町村の母子保健部門や 保健センター	60.8	19.3	31.8	30.9	-	21.6	4.6	27.0	45.5
6	市区町村の教育委員会	66.8	31.6	31.8		-	13.5	45.4	12.3	9.1
7	市区町村の生活福祉部門	38.6	17.5	24.7	36.8	-	10.8	19.4	13.1	9.1
8	福祉事務所	27.8	15.8	20.0	9.5	-	24.3	5.6	18.9	36.4
9	地域包括支援センター	16.6	52.6	18.8	7.7	-	2.7	4.6	28.7	-
10	指定居宅介護支援事業所	9.7	35.1	8.2	2.5	33.3	2.7	0.9	28.7	-
11	基幹相談支援センター	10.6	3.5	20.0	3.9	33.3	10.8	-	1.6	27.3
12	指定特定相談支援事業所	8.4	7.0	37.6	3.2	-	18.9	-	4.9	27.3
13	指定障害児相談支援事業所	12.0	1.8	20.0	1.8	-	10.8	-	4.9	-
14	指定一般相談支援事業所	5.7	1.8	7.1	1.8	-	5.4	-	2.5	18.2
15	市町村の障害者相談支援事 業担当部署 <sup>※2</sup>	16.6	12.3	28.2	4.2	-	13.5	1.9	6.6	36.4
16	病院・診療所	33.7	21.1	23.5	14.7	-	10.8	7.4	23.8	27.3
17	児童相談所	69.3	14.0	35.3	53.0	-	45.9	49.1	32.0	72.7
18	子ども家庭支援センターや子 ども子育て支援拠点	13.4	15.8	9.4	14.4	-	10.8	19.4	20.5	9.1
19	DV 被害者を対象とした支援 を主に行う機関・団体 <sup>※3</sup>	5.2	1.8	4.7	1.4	-	-	-	3.3	9.1
20	学校 <sup>※4</sup>	90.3	26.3	43.5	82.5	-	56.8	30.6	24.6	45.5
21	保育所や認定こども園、幼稚 園 <sup>※5</sup>	53.2	3.5	10.6	13.0	-	13.5	5.6	8.2	-
22	子どもの通う地域の施設 <sup>※6</sup>	13.3	3.5	5.9	6.7	-	10.8	3.7	4.1	-
23	地域の関係者 <sup>※7</sup>	23.9	21.1	8.2	13.7	-	2.7	15.7	4.1	9.1
24	子どもを対象とした支援を主 に行う民間団体・施設 <sup>※8</sup>	12.8	1.8	2.4	10.5	-	5.4	6.5	2.5	-
25	その他	14.2	12.3	15.3	10.2	66.7	5.4	6.5	13.1	9.1
26	無回答	-	-	-	-	-	-	-	3.3	-

- ※1 要保護児童対策地域協議会を除く
- ※2 市町村から委託された相談支援事業所を含む
- ※3 婦人相談所・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等を指す
- ※4 ヤングケアラーと思われる子どもやそのきょうだいを通う学校を指す
- ※5 ヤングケアラーと思われる子どもやそのきょうだいを通う保育所や認定こども園、幼稚園を指す
- ※6 児童館、放課後児童クラブ等を指す
- ※7 民生委員、町会・子ども会関係者、近隣住民等を指す
- ※8 フリースクール・子ども食堂等を指す。また、公的な事業を委託されている場合も含む

連携して支援した機関の中で、特に連携が多かった上位3つの機関については、以下の結果となった。（調査 A、B、C では Q 8、調査 D では Q 9、調査 E、F、H、I では Q 11、



調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー  
 調査 I：精神保健福祉士

調査 G では Q10)

図表 29 連携して支援した機関（上位 3 つ）

各調査において、 上位3項目に ハイライト	調査 A			調査 B			調査 C			調査 D			
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位	
	N=632	N=617	N=585	N=57	N=51	N=42	N=85	N=76	N=67	N=285	N=282	N=232	
%													
1	市区町村の高齢者福祉部門	0.8	1.0	1.2				5.9	1.3	1.5	0.7	1.1	-
2	市区町村の障害福祉部門	1.4	3.7	5.1	5.3	11.8	7.1				1.1	1.9	0.9
3	要保護児童対策地域協議会				5.3	-	4.8	11.8	5.3	-	16.8	14.9	14.7
4	市区町村の児童福祉部門や家庭児童相談室 <sup>※1</sup>	11.9	3.9	3.8	14.0	11.8	14.3	16.5	23.7	7.5	19.6	24.4	8.6
5	市区町村の母子保健部門や保健センター	8.5	8.4	10.9	3.5	3.9	4.8	4.7	5.3	11.9	2.8	4.6	5.6
6	市区町村の教育委員会	6.6	12.8	11.6	3.5	13.7	2.4	4.7	5.3	7.5			
7	市区町村の生活福祉部門	2.2	4.4	6.2	5.3	3.9	4.8	2.4	5.3	10.4	3.2	8.0	11.6
8	福祉事務所	0.9	2.3	4.6	1.8	5.9	7.1	1.2	6.6	4.5	0.4	1.1	1.3
9	地域包括支援センター	1.1	1.1	2.2	33.3	9.8	2.4	2.4	2.6	4.5	0.7	0.8	0.4
10	指定居宅介護支援事業所	0.2	0.5	1.9	8.8	15.7	7.1	1.2	1.3	1.5	-	-	0.9
11	基幹相談支援センター	0.5	0.5	0.9	1.8	-	2.4	5.9	2.6	6.0	0.7	-	0.4
12	指定特定相談支援事業所	0.3	0.8	1.5	1.8	-	-	10.6	9.2	7.5	-	-	0.4
13	指定障害児相談支援事業所	0.8	1.1	1.0	-	-	-	7.1	2.6	3.0	-	-	-
14	指定一般相談支援事業所	0.2	0.6	0.5	-	-	-	1.2	1.3	-	-	0.4	-
15	市町村の障害者相談支援事業担当部署 <sup>※2</sup>	0.6	1.0	1.2	1.8	2.0	-	10.6	3.9	6.0	-	-	0.9
16	病院・診療所	0.6	2.3	4.3	-	2.0	11.9	1.2	3.9	3.0	-	1.1	3.0
17	児童相談所	13.4	12.2	13.7	1.8	2.0	7.1	-	5.3	10.4	2.8	7.3	27.2
18	子ども家庭支援センターや子ども子育て支援拠点	1.4	0.8	1.4	5.3	5.9	-	3.5	1.3	-	1.4	5.0	5.6
19	DV被害者を対象とした支援を主に行う機関・団体 <sup>※3</sup>	-	-	0.5	-	-	-	-	1.3	-	-	-	0.4
20	学校 <sup>※4</sup>	43.7	24.0	11.1	5.3	3.9	9.5	4.7	6.6	9.0	47.4	23.3	8.6
21	保育所や認定こども園、幼稚園 <sup>※5</sup>	1.9	13.6	10.1	-	-	-	-	-	1.5	0.4	1.5	1.7
22	子どもの通う地域の施設 <sup>※6</sup>	0.3	0.8	0.5	-	-	-	1.2	-	-	-	-	0.9
23	地域の関係者 <sup>※7</sup>	0.3	0.6	2.6	1.8	3.9	9.5	-	2.6	-	-	0.8	2.6
24	子どもを対象とした支援を主に行う民間団体・施設 <sup>※8</sup>	0.5	1.1	1.7	-	-	-	-	-	1.5	-	1.5	1.3
25	その他	1.7	2.4	1.5	-	3.9	4.8	3.5	2.6	3.0	2.1	2.3	3.0
26	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- ※1 要保護児童対策地域協議会を除く
- ※2 市町村から委託された相談支援事業所を含む
- ※3 婦人相談所・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等を指す
- ※4 ヤングケアラーと思われる子どもやそのきょうだいを通う学校を指す
- ※5 ヤングケアラーと思われる子どもやそのきょうだいを通う保育所や認定こども園、幼稚園を指す
- ※6 児童館、放課後児童クラブ等を指す
- ※7 民生委員、町会・子ども会関係者、近隣住民等を指す
- ※8 フリースクール・子ども食堂等を指す。また、公的な事業を委託されている場合も含む

調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー  
 調査 I：精神保健福祉士

各調査において、 上位3項目に ハイライト	調査 E			調査 F			調査 G			調査 H			調査 I			
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位	
	N=3	N=1	N=1	N=37	N=32	N=26	N=108	N=82	N=55	N=122	N=122	N=122	N=11	N=10	N=9	
	%															
1	市区町村の高 齢者福祉部門	33.3	-	-	-	-	-	1.2	-	1.6	1.6	2.5	-	-	-	
2	市区町村の障 害福祉部門	-	-	-	16.2	12.5	26.9	2.8	4.9	1.8	3.3	4.9	3.3	9.1	-	11.1
3	要保護児童対 策地域協議会	-	-	-	-	-	-	5.6	7.3	3.6	4.9	3.3	2.5	27.3	-	11.1
4	市区町村の児 童福祉部門や 家庭児童相談 室※1	-	-	-	21.6	15.6	3.8	17.6	13.4	10.9	20.5	6.6	0.8	27.3	30.0	11.1
5	市区町村の母 子保健部門や 保健センター	-	-	-	2.7	6.3	-	-	2.4	1.8	10.7	9.0	2.5	-	30.0	-
6	市区町村の教 育委員会	-	-	-	2.7	3.1	-	23.1	19.5	7.3	0.8	4.1	-	-	-	-
7	市区町村の生 活福祉部門	-	-	-	-	-	-	7.4	8.5	5.5	0.8	0.8	2.5	-	-	-
8	福祉事務所	-	-	-	5.4	6.3	3.8	-	2.4	1.8	1.6	1.6	1.6	9.1	-	-
9	地域包括支援 センター	-	-	-	-	-	3.8	1.9	-	-	12.3	8.2	3.3	-	-	-
10	指定居宅介護 支援事業所	33.3	-	-	2.7	-	-	0.9	-	-	11.5	6.6	3.3	-	-	-
11	基幹相談支援 センター	-	100.0	-	2.7	3.1	3.8	-	-	-	-	1.6	-	9.1	10.0	-
12	指定特定相談 支援事業所	-	-	-	8.1	9.4	-	-	-	-	0.8	-	-	-	10.0	11.1
13	指定障害児相 談支援事業所	-	-	-	5.4	-	3.8	-	-	-	-	0.8	0.8	-	-	-
14	指定一般相談 支援事業所	-	-	-	2.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	市町村の障害 者相談支援事 業担当部署※2	-	-	-	-	-	7.7	-	2.4	-	0.8	-	2.5	-	-	-
16	病院・診療所	-	-	-	-	3.1	3.8	-	-	-	1.6	4.9	6.6	-	-	11.1
17	児童相談所	-	-	-	16.2	6.3	7.7	15.7	20.7	12.7	10.7	6.6	6.6	9.1	10.0	44.4
18	子ども家庭支 援センターや子 ども子育て支援 拠点	-	-	-	-	6.3	7.7	9.3	1.2	10.9	4.1	4.9	3.3	-	-	-
19	DV被害者を対 象とした支援を 主に行う機関・ 団体※3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.8	9.1	-	-	-
20	学校※4	-	-	-	5.4	25.0	19.2	10.2	6.1	20.0	1.6	5.7	5.7	-	-	-
21	保育所や認定 こども園、幼稚 園※5	-	-	-	-	-	3.8	-	-	5.5	-	-	-	-	-	-
22	子どもの通う地 域の施設※6	-	-	-	5.4	-	-	-	1.2	1.8	-	-	-	-	-	-
23	地域の関係者※ 7	-	-	-	-	-	-	3.7	2.4	7.3	-	-	0.8	-	-	-
24	子どもを対象と した支援を主に 行う民間団体・ 施設※8	-	-	-	2.7	-	-	-	2.4	5.5	-	-	-	-	-	-
25	その他	33.3	-	100.0	-	3.1	3.8	1.9	3.7	3.6	6.6	5.7	1.6	-	10.0	-
26	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.7	23.0	49.2	-	-	-

- ※1 要保護児童対策地域協議会を除く
- ※2 市町村から委託された相談支援事業所を含む
- ※3 婦人相談所・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等を指す
- ※4 ヤングケアラーと思われる子どもやそのきょうだいが通う学校を指す
- ※5 ヤングケアラーと思われる子どもやそのきょうだいが通う保育所や認定こども園、幼稚園を指す
- ※6 児童館、放課後児童クラブ等を指す
- ※7 民生委員、町会・子ども会関係者、近隣住民等を指す
- ※8 フリースクール・子ども食堂等を指す。また、公的な事業を委託されている場合も含む

調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー  
 調査 I：精神保健福祉士

20) 連携して行った支援のうち、最も効果的と感じたケース（外部の関係機関からの依頼で連携したケースを除く）（自由回答）

連携して行った支援のうち、最も効果的と感じたケースを自由記述式で尋ねた。（調査 A、B、C では Q 9、調査 D では Q 10、調査 E、F、H、I では Q 12、調査 G では Q 11）回答をコーディング<sup>8</sup>して集計した結果を以下に示す。

図表 30 連携して行った支援のうち、最も効果的と感じたケース

各調査において、 上位3項目にハイライト	調査 A	調査 B	調査 C	調査 D	調査 E	調査 F	調査 G	調査 H	調査 I
	N=534	N=42	N=61	N=260	N=3	N=33	N=93	N=68	N=9
	%								
1 情報集約・サービス利用の調整一般	2.2	42.9	11.5	8.5	33.3	12.1	9.7	10.3	-
2 子どもの保護・一時保護	4.1	2.4	1.6	3.8	-	-	3.2	1.5	11.1
3 施設入所支援	1.9	11.9	3.3	1.2	-	3.0	2.2	2.9	11.1
4 子どものケア	6.2	14.3	14.8	17.3	-	15.2	18.3	19.1	22.2
5 保護者のケア・指導	5.1	9.5	8.2	20.0	33.3	21.2	14.0	13.2	11.1
6 ヘルパー導入	6.2	-	8.2	1.9	-	9.1	3.2	-	-
7 行政手続きの支援	-	-	1.6	-	-	-	-	-	-
8 ワクチン接種	0.2	-	-	-	-	-	-	1.5	-
9 ごみ屋敷の清掃	0.6	-	-	-	-	-	-	-	-
10 経済的支援	0.2	2.4	3.3	1.5	-	-	4.3	2.9	-
11 医療的介入支援	2.8	4.8	9.8	4.6	33.3	9.1	2.2	11.8	22.2
12 家庭支援(面談、相談、状況確認)	11.0	-	14.8	17.3	33.3	24.2	3.2	13.2	-
13 関係機関と意見交換・情報共有	25.7	69.0	23.0	28.8	33.3	33.3	34.4	26.5	44.4
14 会議体の設置・開催・参加	10.7	2.4	9.8	11.2	-	6.1	8.6	10.3	11.1
15 就労支援	0.6	-	4.9	1.2	-	-	-	1.5	-
16 登校・登園支援	12.9	2.4	-	5.8	-	-	-	4.4	-
17 進学支援・入園支援	3.2	4.8	1.6	1.9	-	-	-	-	-
18 学習支援	4.3	-	-	0.4	-	6.1	2.2	-	-
19 見守り	12.0	11.9	4.9	3.5	-	6.1	5.4	7.4	11.1
20 家庭訪問	16.9	4.8	4.9	15.4	-	9.1	11.8	8.8	-
21 食料品等の支援	2.6	-	-	3.1	-	-	3.2	-	-
22 関係機関との役割分担	-	-	13.1	10.8	-	9.1	7.5	5.9	11.1
23 要対協ケースとして対応	-	-	-	2.3	-	-	-	1.5	11.1
24 その他	8.8	2.4	16.4	6.2	33.3	15.2	9.7	13.2	22.2

※ 表内では、当該質問に回答のあった数を N 数として示している。なお、複数のカテゴリーに該当する記述は、当てはまるカテゴリー全てに計上して集計している。

なお、一部であるが、記述内容を以下に斜体で例示する。

「情報集約・支援・サービス利用の調整一般」に分類した記述例：

- ・ *児童相談所の母親への指導、きょうだいの保育サービスを担う保育所やファミリー*

<sup>8</sup> コーディングは次の手順で行った：① 1 人目の作業者が分類を試行してカテゴリーを設定したのち、1 つ 1 つの記述内容を見直し、該当するカテゴリーに分類した（該当するカテゴリーは必ずしも 1 つではなく、当てはまるものは全てに分類することとした）。② 2 人目の作業者が、1 人目の作業者の分類を点検し、分類の一致しない回答をチェックした。③ 1 人目の作業者と 2 人目の作業者が、分類の一致しない回答について話し合い、分類を確定させた。

調査 A：要保護児童対策地域協議会	調査 B：市区町村の高齢者福祉部門
調査 C：市区町村の障害福祉部門	調査 D：教育委員会
調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー	調査 F：相談支援専門員
調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)	調査 H：医療ソーシャルワーカー
調査 I：精神保健福祉士	

一・サポート・センターなどとの連携など児童家庭支援センターが中心となり支援の橋渡しや調整を円滑にすることができた。(調査 A)

- ・ 精神的に不安定な母親の代わりに家事等を行う生徒に寄り添った支援ができた。母親への指導・支援は市の窓口、生徒への支援は学校、関係機関の連絡調整は市教育委員会が行った。(調査 D)

「子どものケア」に分類した記述例：

- ・ ケアが必要な下のきょうだいのショートステイの利用で親の養育の負担を軽減した。ケアラーに民間の居場所を提供したことで大人に対して心を少しずつ開いていくことができ、家庭での困り感を話せるようになっていく。等 (調査 A)

「家庭支援（面談、相談、状況確認）」に分類した記述例：

- ・ 民生委員が毎週食料を届け、保護者との関係を築き、家庭内の状況を把握。要対協が学校（園）に情報提供を行い、学校（園）でできる支援（洗濯等）を依頼した。(調査 A)
- ・ 子ども家庭総合支援拠点における面接、訪問等の支援 (調査 C)
- ・ 保健センター、支援センター、支援課と連携を図ることで、家庭状況を詳細にすることができた。(調査 F)

「関係機関と意見交換・情報共有」に分類した記述例：

- ・ 学校に通っている際の様子を詳しく教えてもらい、危険度などの判断ができた。(調査 A)
- ・ 情報共有し、家庭の状況に変化があった際に速やかに対応できた。(調査 A)
- ・ 各関係機関で情報を共有し、支援の方針を検討することができた。(調査 D)

「家庭訪問」に分類した記述例：

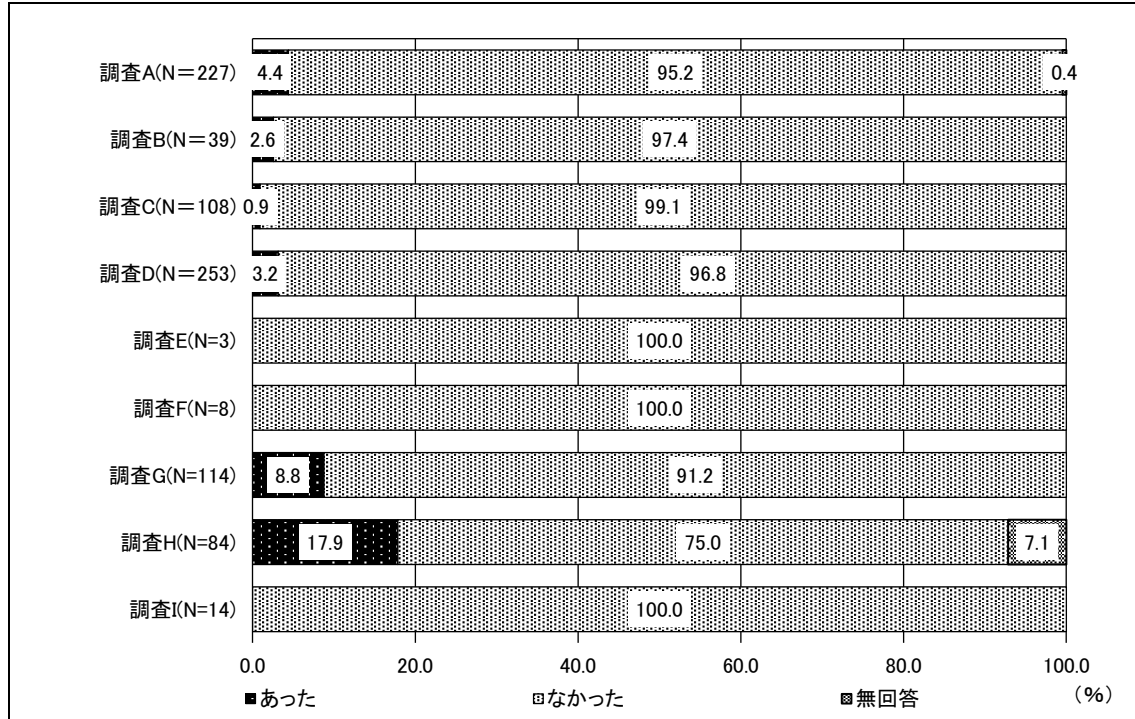
- ・ 小学校と連携して家庭へのアプローチや訪問を繰り返し行い、当初は訪問拒否されていたが、少しずつ受け入れてもらえるようになり、定期の安否確認が可能となった。(調査 A)
- ・ 学校、市子ども支援課と連携し、情報を密にし、家庭訪問等で見守りを強化することができた。(調査 D)
- ・ 学校の家庭訪問では、家庭内が見えない部分が訪問サポート職員と連携する事によって、生徒の状況把握ができた。(調査 G)

調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー  
 調査 I：精神保健福祉士

21) 連携して支援を行うことを検討したが実現しなかったケースの有無（単数回答）

連携して支援を行うことを検討したが実現しなかったケースについては、以下の結果となった。（調査 A、B、C ではQ10、調査 D ではQ11、調査 E、F、H、I ではQ13、調査 G ではQ12）

図表 31 連携して支援を行うことを検討したが実現しなかったケースの有無

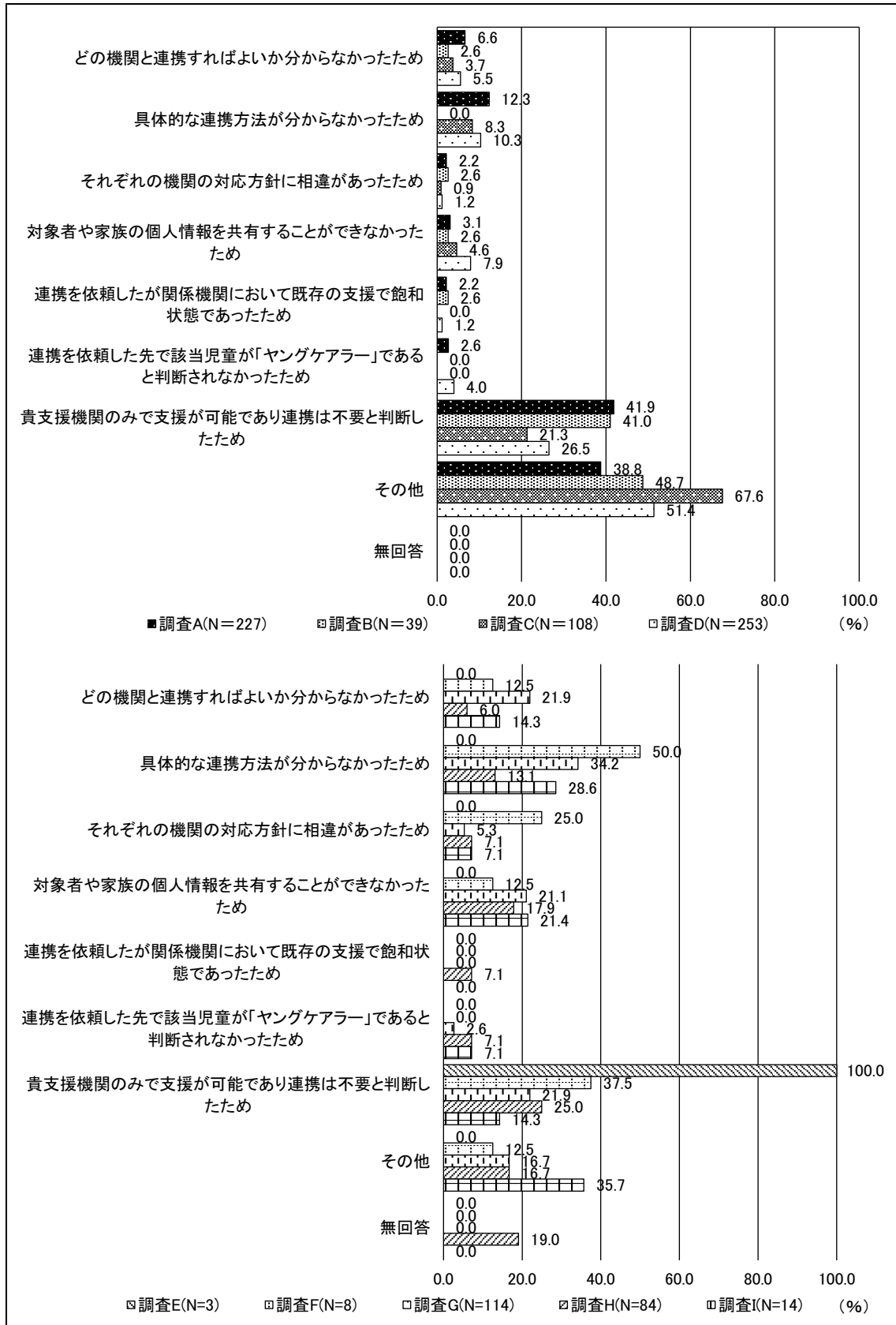


22) 連携して支援したケースが特になかった理由（複数回答）

連携して支援したケースが特になかった理由については、以下の結果となった。（調査 A、B、C ではQ11、調査 D ではQ12、調査 E、F、H、I ではQ14、調査 G ではQ13）

調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー  
 調査 I：精神保健福祉士

図表 32 連携して支援したケースが特になかった理由



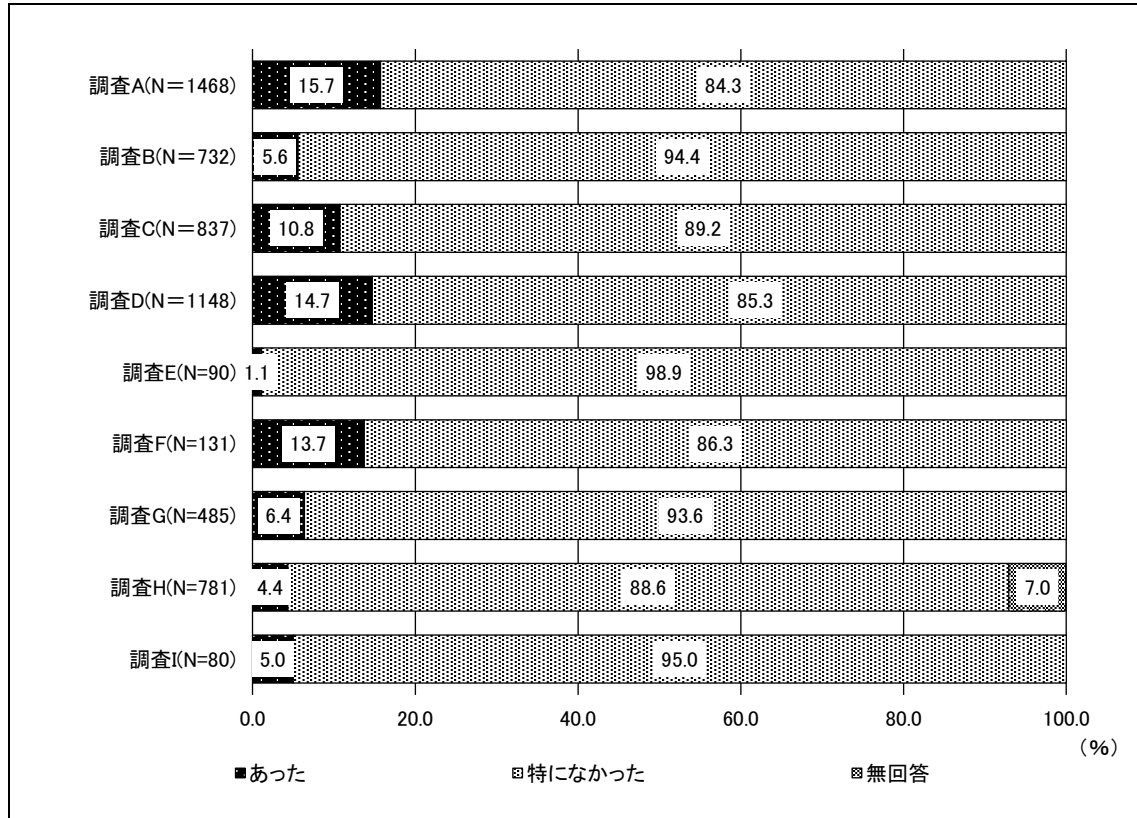
調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー  
 調査 I：精神保健福祉士

**(4) 外部の関係機関から依頼のあるヤングケアラーの支援について**

23) 直近の1年間においてヤングケアラーと思われる子どもについて、他部署や所属する機関以外の外部の関係機関から依頼があり、連携して支援を行ったケースの有無（単数回答）、概数（自由回答）

他部署や所属する機関以外の外部の関係機関から依頼があり、連携して支援を行ったケースの有無については、以下の結果となった。（調査 A、B、C ではQ12、調査 D ではQ13、調査 E、F、H、I ではQ15、調査 G ではQ14）

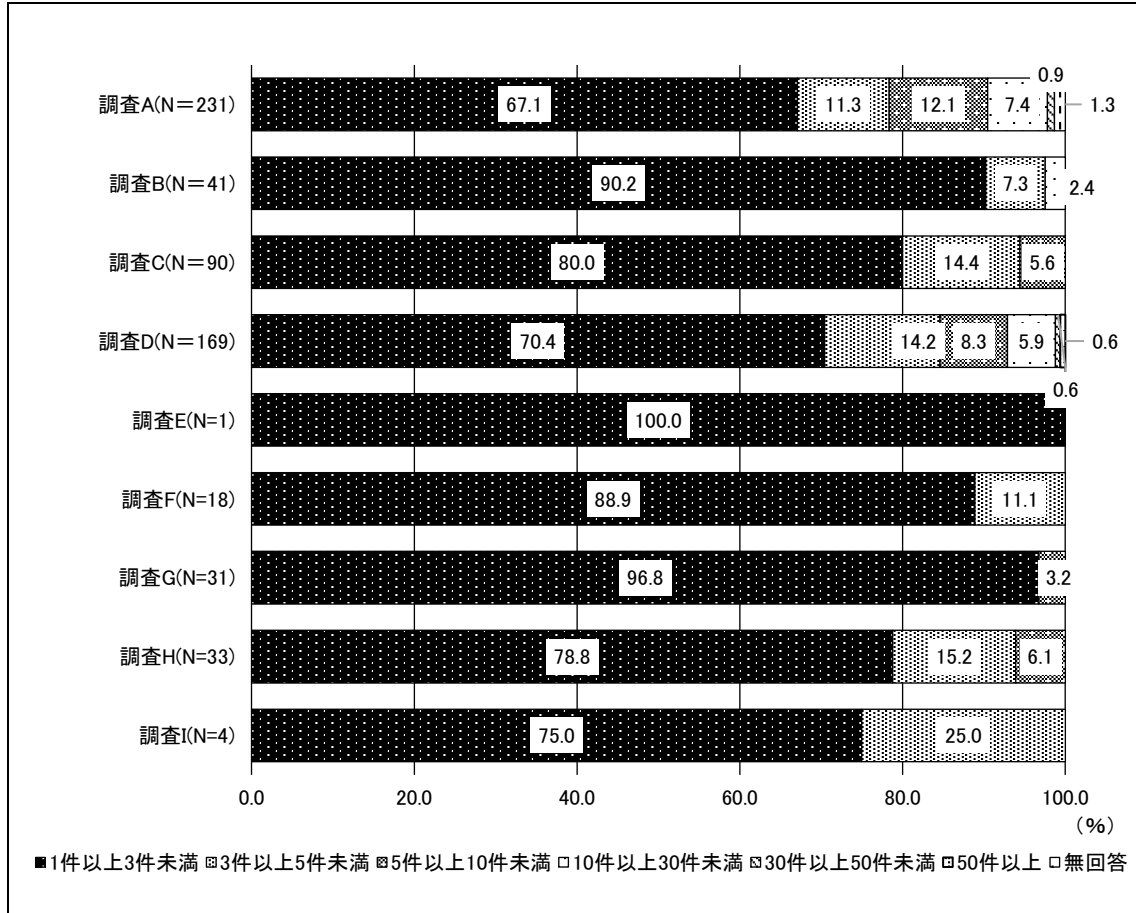
**図表 33 他部署や外部の関係機関から依頼があり、連携して支援を行ったケースの有無**



他部署や所属する機関以外の外部の関係機関から依頼があり、連携して支援したケースの概数については、以下の結果となった。（調査 A、B、C ではQ12、調査 D ではQ13、調査 E、F、H、I ではQ15、調査 G ではQ14）

調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー  
 調査 I：精神保健福祉士

図表 34 他部署や外部の関係機関から依頼があり、連携して支援を行ったケースの概数



24) 連携して支援を行うことの依頼があった機関（複数回答）、その中で特に依頼が多かった上位3つの機関（1位、2位、3位それぞれ単数回答）

連携して支援を行うことの依頼があった機関については、以下の結果となった。（調査 A、B、C ではQ13、調査 D ではQ14、調査 E、F、H、I ではQ16、調査 G ではQ15）



調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びびケアマネジャー  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー  
 調査 I：精神保健福祉士

図表 35 連携して支援を行うことの依頼があった機関

各調査において、 上位3項目にハイライト		調査 A	調査 B	調査 C	調査 D	調査 E	調査 F	調査 G	調査 H	調査 I
		N=231	N=41	N=90	N=169	N=1	N=18	N=31	N=34	N=4
		%								
1	市区町村の高齢者福祉部門	10.4		3.3	4.7	100.0	5.6	9.7	5.9	-
2	市区町村の障害福祉部門	15.2	24.4		7.1	100.0	33.3	6.5	2.9	25.0
3	要保護児童対策地域協議会		12.2	33.3	48.5	100.0	5.6	12.9	35.3	25.0
4	市区町村の児童福祉部門や 家庭児童相談室 <sup>※1</sup>	18.2	36.6	44.4	47.3	100.0	44.4	38.7	41.2	50.0
5	市区町村の母子保健部門や 保健センター	20.8	9.8	14.4	14.8	100.0	33.3	-	32.4	-
6	市区町村の教育委員会	25.1	19.5	13.3		100.0	5.6	19.4	5.9	-
7	市区町村の生活福祉部門	13.9	4.9	15.6	12.4	100.0	-	19.4	-	-
8	福祉事務所	9.5	9.8	8.9	5.3	100.0	5.6	-	8.8	-
9	地域包括支援センター	10.0	36.6	5.6	5.9	100.0	5.6	3.2	5.9	-
10	指定居宅介護支援事業所	3.9	26.8	4.4	1.2	100.0	5.6	-	8.8	-
11	基幹相談支援センター	1.7	-	12.2	1.2	100.0	5.6	-	-	25.0
12	指定特定相談支援事業所	3.0	2.4	13.3	0.6	100.0	11.1	-	-	-
13	指定障害児相談支援事業所	5.2	-	8.9	-	-	5.6	-	-	-
14	指定一般相談支援事業所	1.3	-	2.2	-	-	-	-	-	-
15	市町村の障害者相談支援事 業担当部署 <sup>※2</sup>	7.4	2.4	6.7	1.2	100.0	5.6	-	2.9	-
16	病院・診療所	10.8	4.9	8.9	5.9	100.0	11.1	6.5	8.8	-
17	児童相談所	24.7	7.3	5.6	24.9	100.0	33.3	38.7	32.4	25.0
18	子ども家庭支援センターや子 ども子育て支援拠点	5.2	4.9	11.1	5.3	100.0	5.6	9.7	11.8	-
19	DV被害者を対象とした支援 を主に行う機関・団体 <sup>※3</sup>	1.3	-	-	1.2	-	-	-	-	-
20	学校 <sup>※4</sup>	78.8	12.2	20.0	75.7	100.0	27.8	9.7	11.8	-
21	保育所や認定こども園、幼稚 園 <sup>※5</sup>	27.7	-	3.3	11.2	100.0	5.6	-	2.9	-
22	子どもの通う地域の施設 <sup>※6</sup>	6.5	2.4	2.2	2.4	-	16.7	-	8.8	-
23	地域の関係者 <sup>※7</sup>	10.0	12.2	2.2	4.7	-	-	-	5.9	-
24	子どもを対象とした支援を主 に行う民間団体・施設 <sup>※8</sup>	4.8	4.9	1.1	3.6	-	5.6	-	8.8	-
25	その他	6.5	12.2	10.0	6.5	-	5.6	3.2	-	25.0
26	無回答	-	-	-	-	-	-	-	2.9	-

- ※1 要保護児童対策地域協議会を除く
- ※2 市町村から委託された相談支援事業所を含む
- ※3 婦人相談所・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等を指す
- ※4 ヤングケアラーと思われる子どもやそのきょうだいを通う学校を指す
- ※5 ヤングケアラーと思われる子どもやそのきょうだいを通う保育所や認定こども園、幼稚園を指す
- ※6 児童館、放課後児童クラブ等を指す
- ※7 民生委員、町会・子ども会関係者、近隣住民等を指す
- ※8 フリースクール・子ども食堂等を指す。また、公的な事業を委託されている場合も含む

連携して支援を行うことの依頼があった機関の中で、特に依頼が多かった上位3つの機関については、以下の結果となった。(調査A、B、CではQ13、調査DではQ14、調査E、F、H、IではQ16、調査GではQ15)

調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー  
 調査 I：精神保健福祉士

図表 36 連携して支援を行うことの依頼があった機関（上位3つ）

各調査において、 上位3項目に ハイライト	調査 A			調査 B			調査 C			調査 D			
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位	
	N=231	N=144	N=100	N=41	N=22	N=16	N=90	N=55	N=35	N=169	N=114	N=85	
	%												
1	市区町村の高齢者福祉部門	3.5	2.1	4.0				1.1	1.8	-	0.6	-	1.2
2	市区町村の障害福祉部門	1.3	3.5	7.0	2.4	18.2	31.3				1.2	-	1.2
3	要保護児童対策地域協議会				7.3	4.5	6.3	15.6	12.7	-	23.1	14.0	17.6
4	市区町村の児童福祉部門や家庭児童相談室 <sup>※1</sup>	2.6	4.2	2.0	31.7	9.1	-	32.2	14.5	5.7	18.3	32.5	5.9
5	市区町村の母子保健部門や保健センター	3.0	6.3	13.0	4.9	-	6.3	4.4	7.3	11.4	3.0	4.4	7.1
6	市区町村の教育委員会	8.2	9.0	7.0	7.3	13.6	-	4.4	5.5	2.9			
7	市区町村の生活福祉部門	3.0	1.4	7.0	-	4.5	-	4.4	10.9	5.7	-	4.4	8.2
8	福祉事務所	1.7	1.4	5.0	2.4	9.1	-	2.2	5.5	8.6	-	0.9	2.4
9	地域包括支援センター	1.7	2.1	4.0	19.5	9.1	12.5	2.2	1.8	2.9	1.8	1.8	-
10	指定居宅介護支援事業所	0.9	2.1	2.0	14.6	13.6	-	2.2	-	2.9	-	-	-
11	基幹相談支援センター	-	-	1.0	-	-	-	5.6	5.5	8.6	-	0.9	-
12	指定特定相談支援事業所	0.4	0.7	-	-	-	6.3	1.1	7.3	2.9	-	-	-
13	指定障害児相談支援事業所	0.4	1.4	-	-	-	-	1.1	5.5	2.9	-	-	-
14	指定一般相談支援事業所	-	-	-	-	-	-	2.2	-	-	-	-	-
15	市町村の障害者相談支援事業担当部署 <sup>※2</sup>	0.4	3.5	1.0	-	-	-	3.3	-	2.9	-	-	-
16	病院・診療所	0.4	3.5	4.0	-	-	6.3	1.1	-	8.6	-	0.9	4.7
17	児童相談所	5.2	8.3	12.0	-	4.5	6.3	1.1	1.8	5.7	1.2	3.5	18.8
18	子ども家庭支援センターや子ども子育て支援拠点	0.9	-	2.0	-	4.5	-	6.7	3.6	2.9	2.4	0.9	2.4
19	DV被害者を対象とした支援を主に行う機関・団体 <sup>※3</sup>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	学校 <sup>※4</sup>	61.0	22.2	4.0	4.9	4.5	6.3	4.4	5.5	22.9	43.8	30.7	17.6
21	保育所や認定こども園、幼稚園 <sup>※5</sup>	1.7	20.8	14.0	-	-	-	-	1.8	-	-	2.6	7.1
22	子どもの通う地域の施設 <sup>※6</sup>	-	1.4	4.0	-	-	-	-	1.8	-	0.6	-	1.2
23	地域の関係者 <sup>※7</sup>	1.3	3.5	2.0	-	-	6.3	1.1	-	-	1.2	-	2.4
24	子どもを対象とした支援を主に行う民間団体・施設 <sup>※8</sup>	1.3	-	2.0	-	-	-	1.1	-	-	-	0.9	1.2
25	その他	0.9	2.1	3.0	4.9	4.5	12.5	2.2	7.3	2.9	3.0	1.8	1.2
26	無回答	-	0.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※1 要保護児童対策地域協議会を除く  
 ※2 市町村から委託された相談支援事業所を含む  
 ※3 婦人相談所・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等を指す  
 ※4 ヤングケアラーと思われる子どもやそのきょうだいが通う学校を指す  
 ※5 ヤングケアラーと思われる子どもやそのきょうだいが通う保育所や認定こども園、幼稚園を指す  
 ※6 児童館、放課後児童クラブ等を指す  
 ※7 民生委員、町会・子ども会関係者、近隣住民等を指す  
 ※8 フリースクール・子ども食堂等を指す。また、公的な事業を委託されている場合も含む

調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー  
 調査 I：精神保健福祉士

各調査において、 上位3項目に ハイライト	調査 E			調査 F			調査 G			調査 H			調査 I		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
	N=1	N=1	N=1	N=18	N=11	N=6	N=31	N=13	N=5	N=34	N=34	N=34	N=4	N=2	N=1
%															
1	市区町村の高 齢者福祉部門	-	-	-	-	-	6.5	-	-	2.9	-	2.9	-	-	-
2	市区町村の障 害福祉部門	-	-	-	22.2	9.1	16.7	3.2	7.7	-	-	-	25.0	-	-
3	要保護児童対 策地域協議会	100.0	-	-	-	9.1	-	9.7	7.7	-	14.7	17.6	8.8	25.0	-
4	市区町村の児 童福祉部門や 家庭児童相談 室※1	-	-	-	27.8	18.2	-	22.6	23.1	20.0	32.4	5.9	-	-	100.0
5	市区町村の母 子保健部門や 保健センター	-	-	100.0	5.6	9.1	16.7	-	-	-	11.8	14.7	5.9	-	-
6	市区町村の教 育委員会	-	-	-	-	-	-	9.7	23.1	-	-	-	-	-	-
7	市区町村の生 活福祉部門	-	-	-	-	-	-	12.9	7.7	-	-	-	-	-	-
8	福祉事務所	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	2.9	-	-	-
9	地域包括支援 センター	-	-	-	-	9.1	-	3.2	-	-	2.9	2.9	2.9	-	-
10	指定居宅介護 支援事業所	-	-	-	-	-	16.7	-	-	-	5.9	2.9	-	-	-
11	基幹相談支援 センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25.0	-
12	指定特定相談 支援事業所	-	-	-	5.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	指定障害児相 談支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	指定一般相談 支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	市町村の障害 者相談支援事 業担当部署※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	病院・診療所	-	-	-	-	9.1	-	-	7.7	-	2.9	5.9	5.9	-	-
17	児童相談所	-	-	-	16.7	27.3	-	16.1	23.1	60.0	14.7	2.9	11.8	-	-
18	子ども家庭支 援センターや子 ども子育て支援 拠点	-	-	-	-	9.1	-	6.5	-	20.0	2.9	5.9	-	-	-
19	DV被害者を対 象とした支援を 主に行う機関・ 団体※3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	学校※4	-	-	-	16.7	-	33.3	6.5	-	-	2.9	8.8	-	-	-
21	保育所や認定 こども園、幼稚 園※5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22	子どもの通う地 域の施設※6	-	-	-	-	-	16.7	-	-	-	-	-	-	-	-
23	地域の関係者※ 7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24	子どもを対象と した支援を主に 行う民間団体・ 施設※8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.9	-	-	-
25	その他	-	-	-	5.6	-	-	3.2	-	-	-	-	-	25.0	-
26	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.9	26.5	61.8	-	-

※1 要保護児童対策地域協議会を除く  
 ※2 市町村から委託された相談支援事業所を含む  
 ※3 婦人相談所・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等を指す  
 ※4 ヤングケアラーと思われる子どもやそのきょうだいが通う学校を指す  
 ※5 ヤングケアラーと思われる子どもやそのきょうだいが通う保育所や認定こども園、幼稚園を指す  
 ※6 児童館、放課後児童クラブ等を指す  
 ※7 民生委員、町会・子ども会関係者、近隣住民等を指す  
 ※8 フリースクール・子ども食堂等を指す。また、公的な事業を委託されている場合も含む

調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー  
 調査 I：精神保健福祉士

25) 連携して支援を行うことの依頼があったケースについて実際に連携して支援を行った機関(複数回答)、その中で特に連携が多かった上位3つの機関(1位、2位、3位それぞれ単数回答)

連携して支援を行うことの依頼があったケースの中で、実際に連携して支援を行った機関については、以下の結果となった。(調査 A、B、C ではQ14、調査 D ではQ15、調査 E、F、H、I ではQ17、調査 G ではQ16)

図表 37 実際に連携して支援を行った機関

各調査において、 上位3項目にハイライト		調査 A	調査 B	調査 C	調査 D	調査 E	調査 F	調査 G	調査 H	調査 I
		N=231	N=41	N=90	N=169	N=1	N=18	N=31	N=34	N=4
		%								
1	市区町村の高齢者福祉部門	13.0		5.6	5.3	-	-	-	11.8	-
2	市区町村の障害福祉部門	27.3	29.3		9.5	-	61.1	9.7	11.8	50.0
3	要保護児童対策地域協議会		12.2	38.9	57.4	100.0	11.1	19.4	41.2	25.0
4	市区町村の児童福祉部門や 家庭児童相談室※1	34.2	46.3	54.4	62.1	-	44.4	35.5	44.1	50.0
5	市区町村の母子保健部門や 保健センター	39.4	17.1	25.6	21.9	100.0	27.8	-	44.1	50.0
6	市区町村の教育委員会	40.3	24.4	28.9		-	22.2	41.9	2.9	-
7	市区町村の生活福祉部門	25.5	19.5	26.7	24.9	-	11.1	29.0	8.8	25.0
8	福祉事務所	16.9	14.6	12.2	7.1	-	-	3.2	20.6	25.0
9	地域包括支援センター	16.0	58.5	8.9	7.7	-	5.6	3.2	8.8	-
10	指定居宅介護支援事業所	8.2	41.5	15.6	0.6	100.0	-	-	11.8	-
11	基幹相談支援センター	7.4	2.4	17.8	2.4	-	16.7	-	5.9	25.0
12	指定特定相談支援事業所	4.8	2.4	24.4	1.2	-	11.1	-	2.9	25.0
13	指定障害児相談支援事業所	9.5	-	18.9	0.6	-	11.1	-	-	-
14	指定一般相談支援事業所	3.5	-	5.6	0.6	-	5.6	-	-	-
15	市町村の障害者相談支援事業 担当部署※2	10.4	4.9	25.6	4.1	-	-	-	5.9	25.0
16	病院・診療所	19.0	7.3	15.6	12.4	-	16.7	9.7	20.6	-
17	児童相談所	44.6	17.1	17.8	45.0	-	44.4	38.7	38.2	25.0
18	子ども家庭支援センターや子 ども子育て支援拠点	10.4	9.8	10.0	8.9	-	11.1	12.9	20.6	-
19	DV 被害者を対象とした支援 を主に行う機関・団体※3	1.7	-	1.1	-	-	-	-	2.9	-
20	学校※4	87.9	24.4	36.7	85.2	100.0	38.9	16.1	17.6	25.0
21	保育所や認定こども園、幼稚 園※5	35.5	2.4	4.4	16.6	-	11.1	-	2.9	-
22	子どもの通う地域の施設※6	8.7	2.4	1.1	3.6	-	16.7	-	8.8	-
23	地域の関係者※7	12.6	19.5	3.3	6.5	-	5.6	3.2	8.8	-
24	子どもを対象とした支援を主 に行う民間団体・施設※8	9.1	4.9	1.1	5.3	-	5.6	3.2	5.9	-
25	その他	9.1	17.1	13.3	8.9	-	5.6	9.7	8.8	-
26	無回答	-	-	-	-	-	-	-	2.9	-

- ※1 要保護児童対策地域協議会を除く
- ※2 市町村から委託された相談支援事業所を含む
- ※3 婦人相談所・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等を指す
- ※4 ヤングケアラーと思われる子どもやそのきょうだいを通う学校を指す
- ※5 ヤングケアラーと思われる子どもやそのきょうだいを通う保育所や認定こども園、幼稚園を指す
- ※6 児童館、放課後児童クラブ等を指す
- ※7 民生委員、町会・子ども会関係者、近隣住民等を指す
- ※8 フリースクール・子ども食堂等を指す。また、公的な事業を委託されている場合も含む

実際に連携して支援を行った機関の中で、特に連携が多かった上位3つの機関については、以下の結果となった。(調査 A、B、C ではQ14、調査 D ではQ15、調査 E、F、

調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー  
 調査 I：精神保健福祉士

H、I ではQ17、調査 G ではQ16)

図表 38 実際に連携して支援を行った機関（上位3つ）

各調査において、 上位3項目に ハイライト	調査 A			調査 B			調査 C			調査 D			
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位	
	N=231	N=212	N=185	N=41	N=34	N=26	N=90	N=80	N=66	N=169	N=152	N=132	
	%												
1	市区町村の高齢者福祉部門	1.7	2.4	1.6				1.1	1.3	-	1.2	0.7	-
2	市区町村の障害福祉部門	2.2	2.8	9.2	7.3	11.8	3.8				0.6	0.7	2.3
3	要保護児童対策地域協議会				4.9	2.9	3.8	13.3	7.5	3.0	19.5	16.4	12.1
4	市区町村の児童福祉部門や家庭児童相談室※1	8.7	5.7	4.3	22.0	17.6	15.4	30.0	13.8	9.1	22.5	27.0	10.6
5	市区町村の母子保健部門や保健センター	6.1	7.1	11.4	4.9	2.9	11.5	3.3	7.5	9.1	2.4	3.9	6.1
6	市区町村の教育委員会	6.9	11.8	9.2	4.9	5.9	3.8	4.4	3.8	7.6			
7	市区町村の生活福祉部門	3.0	5.2	4.3	2.4	2.9	7.7	4.4	8.8	6.1	0.6	5.9	8.3
8	福祉事務所	1.3	2.4	2.2	-	2.9	3.8	2.2	3.8	4.5	-	0.7	1.5
9	地域包括支援センター	1.3	2.8	2.7	26.8	14.7	11.5	2.2	2.5	1.5	1.8	1.3	-
10	指定居宅介護支援事業所	2.2	2.4	2.2	17.1	14.7	3.8	2.2	5.0	3.0	-	-	-
11	基幹相談支援センター	0.4	0.9	1.1	-	-	-	4.4	7.5	4.5	-	0.7	-
12	指定特定相談支援事業所	0.4	0.5	1.1	-	-	-	3.3	6.3	9.1	-	-	0.8
13	指定障害児相談支援事業所	0.4	1.4	-	-	-	-	1.1	8.8	6.1	-	-	-
14	指定一般相談支援事業所	-	0.9	0.5	-	-	-	3.3	-	-	-	-	-
15	市町村の障害者相談支援事業担当部署※2	1.3	1.9	0.5	-	-	3.8	11.1	5.0	1.5	-	1.3	-
16	病院・診療所	-	1.4	2.7	-	-	-	-	1.3	7.6	0.6	0.7	2.3
17	児童相談所	9.1	10.8	11.9	-	-	7.7	1.1	-	9.1	0.6	5.3	25.8
18	子ども家庭支援センターや子ども子育て支援拠点	1.7	0.9	-	-	5.9	-	6.7	3.8	-	1.8	2.0	2.3
19	DV被害者を対象とした支援を主に行う機関・団体※3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	学校※4	48.5	22.6	14.1	4.9	8.8	3.8	4.4	5.0	12.1	44.4	28.3	15.9
21	保育所や認定こども園、幼稚園※5	1.3	11.8	13.0	-	2.9	-	-	1.3	-	0.6	2.0	5.3
22	子どもの通う地域の施設※6	0.4	0.9	1.1	-	-	-	-	1.3	-	-	-	1.5
23	地域の関係者※7	-	1.9	1.6	-	2.9	7.7	-	1.3	3.0	0.6	-	1.5
24	子どもを対象とした支援を主に行う民間団体・施設※8	1.3	-	2.7	-	-	-	-	-	-	-	0.7	1.5
25	その他	1.7	1.4	2.7	4.9	2.9	11.5	1.1	5.0	3.0	3.0	2.6	2.3
26	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※1 要保護児童対策地域協議会を除く  
 ※2 市町村から委託された相談支援事業所を含む  
 ※3 婦人相談所・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等を指す  
 ※4 ヤングケアラーと思われる子どもやそのきょうだいが通う学校を指す  
 ※5 ヤングケアラーと思われる子どもやそのきょうだいが通う保育所や認定こども園、幼稚園を指す  
 ※6 児童館、放課後児童クラブ等を指す  
 ※7 民生委員、町会・子ども会関係者、近隣住民等を指す  
 ※8 フリースクール・子ども食堂等を指す。また、公的な事業を委託されている場合も含む

調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー  
 調査 I：精神保健福祉士

各調査において、 上位3項目に ハイライト	調査 E			調査 F			調査 G			調査 H			調査 I		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
	N=1	N=1	N=1	N=18	N=15	N=11	N=31	N=18	N=11	N=34	N=34	N=34	N=4	N=2	N=2
%															
1	市区町村の高 齢者福祉部門	-	-	-	-	-	-	-	-	2.9	-	-	-	-	-
2	市区町村の障 害福祉部門	-	-	-	22.2	6.7	36.4	6.5	-	-	2.9	-	-	50.0	-
3	要保護児童対 策地域協議会	-	100.0	-	-	6.7	9.1	9.7	11.1	-	8.8	11.8	5.9	25.0	-
4	市区町村の児 童福祉部門や 家庭児童相談 室※1	-	-	-	22.2	6.7	-	19.4	22.2	9.1	32.4	2.9	2.9	-	50.0
5	市区町村の母 子保健部門や 保健センター	-	-	100.0	5.6	13.3	-	-	-	-	17.6	8.8	5.9	-	-
6	市区町村の教 育委員会	-	-	-	-	13.3	-	12.9	27.8	-	-	2.9	-	-	-
7	市区町村の生 活福祉部門	-	-	-	-	-	-	19.4	11.1	9.1	-	-	-	-	-
8	福祉事務所	-	-	-	-	-	-	-	-	9.1	-	-	-	-	-
9	地域包括支援 センター	-	-	-	-	-	9.1	3.2	-	-	2.9	2.9	2.9	-	-
10	指定居宅介護 支援事業所	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	5.9	-	-	-	-
11	基幹相談支援 センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.9	25.0	-
12	指定特定相談 支援事業所	-	-	-	5.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50.0
13	指定障害児相 談支援事業所	-	-	-	-	-	9.1	-	-	-	-	-	-	-	-
14	指定一般相談 支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	市町村の障害 者相談支援事 業担当部署※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.9	-	-	50.0
16	病院・診療所	-	-	-	-	-	18.2	-	5.6	-	2.9	2.9	2.9	-	-
17	児童相談所	-	-	-	16.7	20.0	-	12.9	16.7	18.2	8.8	14.7	5.9	-	50.0
18	子ども家庭支 援センターや子 ども子育て支援 拠点	-	-	-	-	13.3	-	6.5	-	18.2	2.9	8.8	-	-	-
19	DV被害者を対 象とした支援を 主に行う機関・ 団体※3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	学校※4	-	-	-	22.2	6.7	9.1	3.2	5.6	18.2	2.9	5.9	-	-	-
21	保育所や認定 こども園、幼稚 園※5	-	-	-	-	13.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22	子どもの通う地 域の施設※6	-	-	-	-	-	9.1	-	-	-	-	-	-	-	-
23	地域の関係者※ 7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24	子どもを対象と した支援を主に 行う民間団体・ 施設※8	-	-	-	-	-	-	-	-	9.1	2.9	-	-	-	-
25	その他	-	-	-	5.6	-	-	6.5	-	9.1	-	-	8.8	-	-
26	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.9	35.3	61.8	-	-

- ※1 要保護児童対策地域協議会を除く
- ※2 市町村から委託された相談支援事業所を含む
- ※3 婦人相談所・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等を指す
- ※4 ヤングケアラーと思われる子どもやそのきょうだいが通う学校を指す
- ※5 ヤングケアラーと思われる子どもやそのきょうだいが通う保育所や認定こども園、幼稚園を指す
- ※6 児童館、放課後児童クラブ等を指す
- ※7 民生委員、町会・子ども会関係者、近隣住民等を指す
- ※8 フリースクール・子ども食堂等を指す。また、公的な事業を委託されている場合も含む

調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー  
 調査 I：精神保健福祉士

## 26) 他部署や所属機関以外の外部の関係機関からの依頼に応じて連携して行った支援のうち、最も効果的な支援が行えたと感じたケース（自由回答）

他部署や外部の関係機関からの依頼に応じて連携して行った支援のうち、最も効果的と感じたケースを自由記述式で尋ねた。（調査 A、B、C では Q15、調査 D では Q16、調査 E、F、H、I では Q18、調査 G では Q17）

回答をコーディングして集計した結果を以下に示す。

図表 39 連携して行った支援のうち、最も効果的と感じたケース

	各調査において、 上位3項目にハイライト	調査 A	調査 B	調査 C	調査 D	調査 E	調査 F	調査 G	調査 H	調査 I
		N=173	N=29	N=64	N=147	N=1	N=14	N=27	N=16	N=4
		%								
1	情報集約・支援・サービス利用の調整※2	7.5	51.7	6.3	6.8	100.0	28.6	3.7	-	-
2	子どもの保護・一時保護	5.2	-	1.6	4.1	-	-	7.4	-	-
3	施設入所支援	4.6	10.3	1.6	1.4	-	-	3.7	-	-
4	子どものケア	8.1	13.8	10.9	19.7	-	14.3	3.7	-	25.0
5	保護者のケア・指導	9.2	-	9.4	13.6	-	7.1	7.4	-	-
6	ヘルパー導入	0.6	-	3.1	3.4	-	-	-	-	25.0
7	介護サービスの利用	-	-	9.4	-	-	-	-	-	-
8	障害福祉サービスの利用	-	-	29.7	-	-	-	-	-	-
9	行政手続き支援	-	-	1.6	-	-	-	-	-	-
10	ワクチン接種	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	ごみ屋敷の清掃	1.2	-	-	1.4	-	-	-	-	-
12	経済的支援(困窮相談含む)	1.7	10.3	3.1	0.7	-	-	-	-	-
13	医療的介入支援	3.5	-	10.9	3.4	-	14.3	3.7	18.8	-
14	家庭支援(面談、相談、状況確認)	4.6	3.4	7.8	17.7	-	42.9	7.4	12.5	25.0
15	該当者への情報提供・提案	4.0	-	-	-	-	-	-	-	-
16	該当者との面談・状況確認・相談支援	12.1	10.3	-	-	-	-	-	-	-
17	関係機関と意見交換・情報共有	37.6	34.5	21.9	26.5	100.0	7.1	59.3	12.5	25.0
18	会議体の設置・開催・参加	12.1	-	6.3	15.0	-	7.1	11.1	12.5	-
19	就労支援	-	-	1.6	1.4	-	-	-	-	-
20	登校・登園支援	2.9	3.4	-	6.1	-	-	-	6.3	-
21	進学支援・入園支援	5.2	3.4	1.6	3.4	-	-	-	-	-
22	学習支援	2.3	-	-	2.7	-	-	-	-	-
23	見守り	9.8	23.4	7.8	6.1	100.0	-	3.7	6.3	-
24	家庭訪問	9.2	13.8	3.1	12.9	-	21.4	11.1	12.5	-
25	食料品等の支援	4.0	-	-	2.7	-	-	-	-	-
26	関係機関との役割分担	-	-	7.8	14.3	-	7.1	3.7	25.0	25.0
27	要対協ケースとして対応	-	-	-	0.7	-	-	-	-	-
28	その他	9.2	6.9	6.3	9.5	-	7.1	7.4	12.5	25.0

※1 表内では、当該質問に回答のあった数を N 数として示している。なお、複数のカテゴリーに該当する記述は、当てはまるカテゴリー一全てに計上して集計している。

※2 関係者間での役割の明確化含む

なお、一部の記述内容を以下に斜体で例示する。

「子どものケア」に分類した記述例：

- ・ ひとり親家庭で母と二人暮らしであることから、*全般的な家事を担っており、学校*

調査 A：要保護児童対策地域協議会	調査 B：市区町村の高齢者福祉部門
調査 C：市区町村の障害福祉部門	調査 D：教育委員会
調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー	調査 F：相談支援専門員
調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)	調査 H：医療ソーシャルワーカー
調査 I：精神保健福祉士	

生活に支障があることが判明した。以後、学校において本人の状況や思いを気にかけて関わるようになり、必要時は町や地域と連携する体制をとっている。(調査 A)

- ・ 40代、要介護4、生活保護受給中のケース。ケアマネジャー及び生活保護担当課にて本人の入所検討、児童福祉担当課にて入所後の残された子らの支援について検討した。(調査 B)
- ・ 子どもを地域資源(学習支援教室)につなぎ、信頼できる大人との関わり、安心の居場所を提供できたケース。(調査 D)

「関係機関と意見交換・情報共有」に分類した記述例：

- ・ 家庭の情報共有ならびに支援策の提案、今後の方策についての意見交換(調査 A)
- ・ 当該児からのSOSを学校がキャッチし、家庭児童相談室との情報共有を迅速に行うことで、早急な家庭訪問と安全確認及び対応ができた。(調査 A)
- ・ 介護支援事業所からの情報提供に基づき、学校、民生委員、児童相談所、ケアマネジャー、フリースクール代表等とケース会議を実施。フリースクールからの情報提供、学校からの支援、民生委員の見守りや支援等を行った。(調査 B)
- ・ 院内スタッフには経済不安を主に訴えていたため、重要視するニーズと捉えていく準備をしていたが、児童家庭支援センターから患者自身が死亡した後の子どもたちを心配している思いを知り、他の支援職にも体制整備をすることができた。(調査 H)

「会議体の設置・開催・参加」に分類した記述例：

- ・ 関係機関での定期的な個別ケース検討会議による情報共有と役割分担を行った。特に所属機関での状況把握が困難となる長期休みでの見守り体制を整えた。(調査 A)
- ・ スクールソーシャルワーカーの助言を受けて、教育委員会、児童相談所職員、保健部局の職員、学校教職員を交えてのケース会議を開き、今後の対応等について話し合った。対応策がより明確となり、現在役割分担して支援している。(調査 D)
- ・ 市の子ども家庭相談班主催のケース会議を定期的に行っており、その家庭の両親が子どもを置いて、頻繁に夜間外出していたところ、地域から通報があり、警察の訪問→児童相談所の一時保護となった。(調査 G)

## 27) 依頼に応じて連携して支援を行うことを検討したが実現しなかったケースの有無(単数回答)

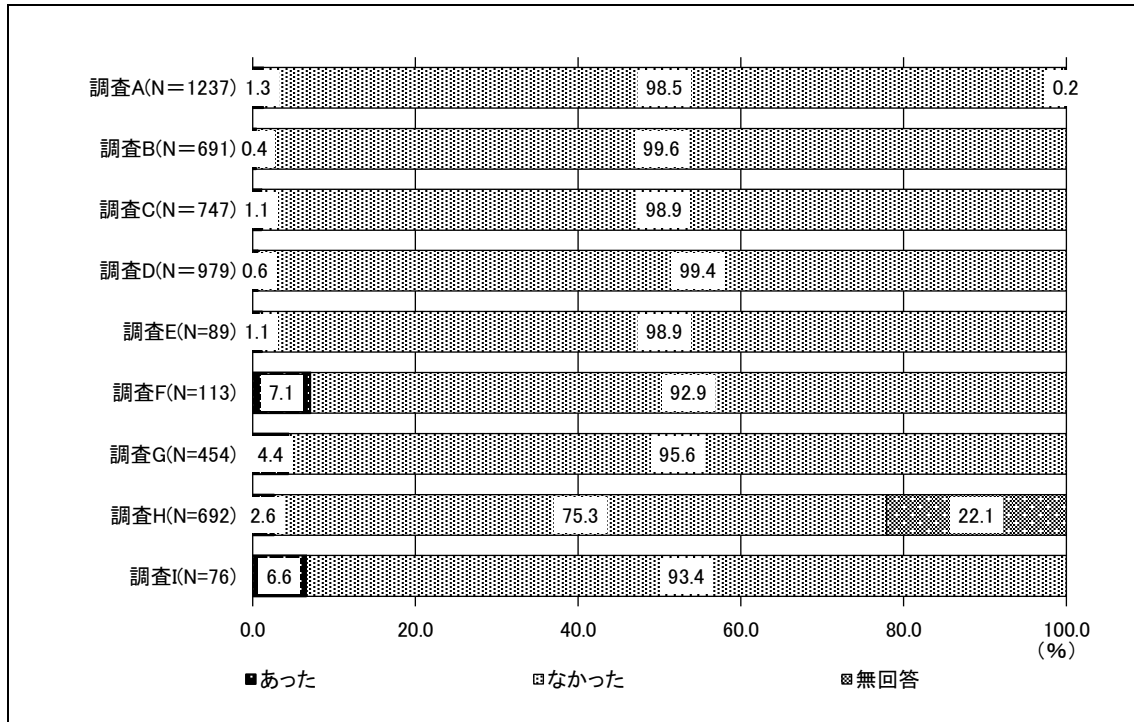
他部署や外部の関係機関からの依頼に応じて連携して支援を行うことを検討したが実現しなかったケースの有無については、以下の結果となった。(調査 A、B、C ではQ



調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー  
 調査 I：精神保健福祉士

16、調査 D では Q17、調査 E、F、H、I では Q19、調査 G では Q18)

図表 40 外部の関係機関からの依頼に応じて連携して支援を行うことを検討したが実現しなかったケースの有無

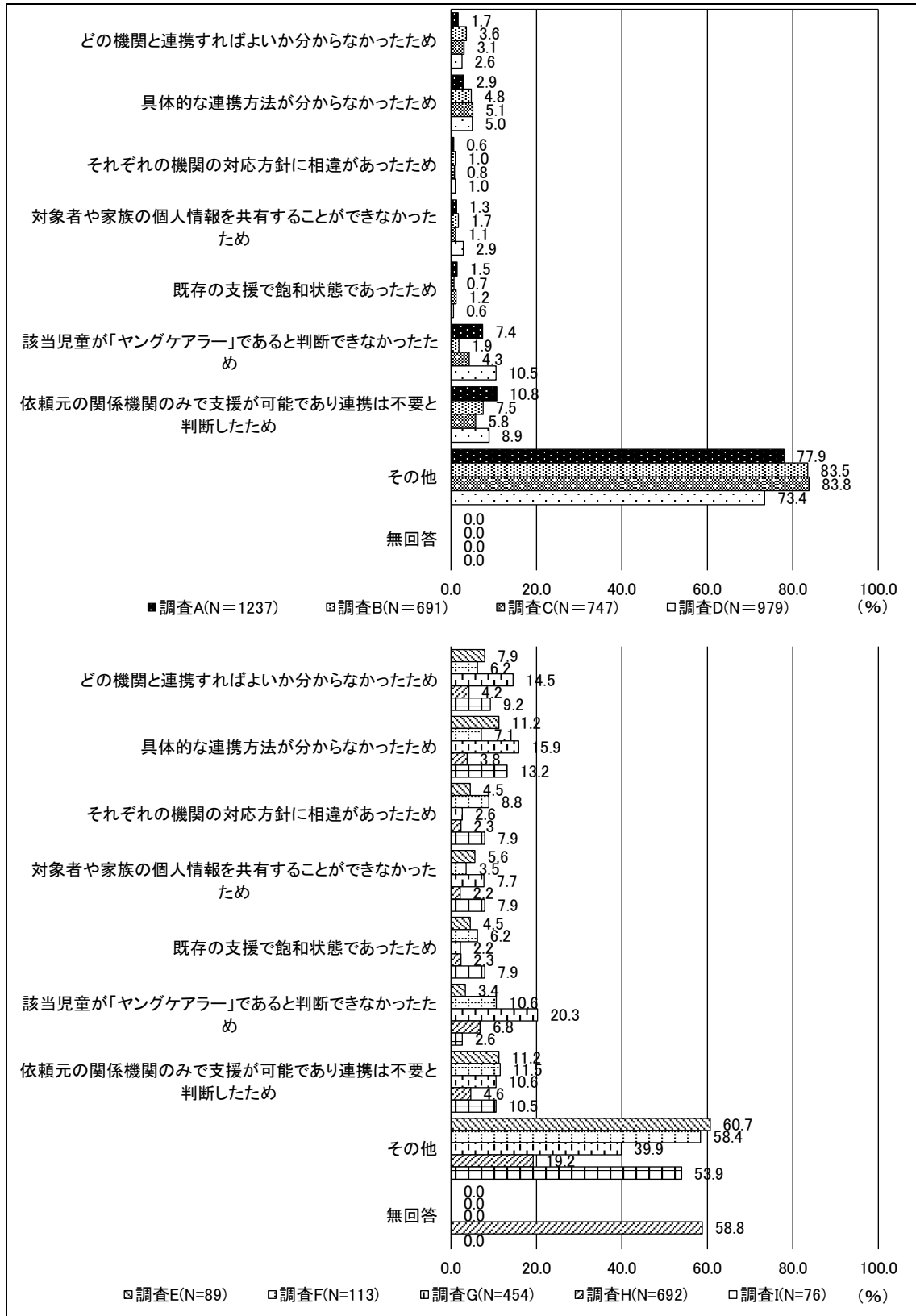


28) 外部機関からの依頼に応じて連携した支援を行わなかった理由（複数回答）

他部署や外部の関係機関からの依頼に応じて連携して支援を行わなかった理由については、以下の結果となった。（調査 A、B、C では Q17、調査 D では Q18、調査 E、F、H、I では Q20、調査 G では Q19）

調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー  
 調査 I：精神保健福祉士

図表 41 他部署や外部の関係機関からの依頼に応じて連携した支援を行わなかった理由



※「その他」の具体的内容（自由記述）を確認したところ、多くは、「依頼がなかった」という主旨の記述であった。

調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー  
 調査 I：精神保健福祉士

**(5) 連携して支援を行う上での課題や工夫について**

29) 連携して支援する上で課題と考えること (自由回答)

連携して支援する上で何が課題になりそうかを自由記述式で尋ねた。(調査 A、B、C ではQ18、調査 D ではQ19、調査 E、F、H、I ではQ21、調査 G ではQ20)

回答をコーディングして集計した結果を以下に示す。

図表 42 連携して支援する上で課題と考えること

各調査において、 上位3項目にハイライト		調査 A	調査 B	調査 C	調査 D	調査 E	調査 F	調査 G	調査 H	調査 I
		N=1249	N=606	N=619	N=969	N=79	N=124	N=424	N=581	N=74
		%								
1	関係機関との連携体制・支援体制にかか る課題(役割分担にかか る課題も含む)	20.8	50.5	37.0	32.8	45.6	46.0	23.8	41.0	35.1
2	関係機関との情報共有にかか る課題(個人情報共有にかか る課題も含む)	11.0	17.5	16.8	17.0	16.5	12.9	12.7	10.7	16.2
3	ヤングケアラーの周知にかか る課題	2.7	5.3	2.7	4.1	8.9	1.6	3.8	2.1	4.1
4	ヤングケアラーの定義や判断基 準にかか る課題	7.8	3.5	3.4	7.3	1.3	0.8	5.2	1.5	-
5	ヤングケアラーであるという自 覚にか かる課題	6.7	4.0	4.8	9.7	7.6	9.7	7.5	5.5	8.1
6	関係機関の間での認識のギャ ップにか かる課題、意識啓発	16.1	4.1	6.1	5.4	3.8	14.5	6.1	6.4	12.2
7	実態把握にかか る課題(早期発見 含む)	12.7	10.4	10.5	14.7	6.3	1.6	11.1	6.4	8.1
8	支援や介入方法にかか る課題	24.3	13.4	19.5	24.6	17.7	29.8	24.8	21.3	17.6
9	マンパワーにかか る課題	1.8	2.0	1.3	2.9	-	1.6	2.6	0.7	-
10	専門機関の設置や専門家の育 成にか かる課題	13.3	10.6	12.6	11.0	13.9	11.3	14.9	10.8	25.7
11	コーディネーターの設置にか かる 課題	2.1	5.9	5.3	5.4	-	3.2	2.6	3.3	2.7
12	社会資源・福祉サービスにか かる 課題	11.0	15.8	3.7	3.0	2.5	8.9	4.0	8.4	6.8
13	経済面にかか る課題	1.8	3.1	0.5	1.2	6.3	-	2.1	3.3	1.4
14	子ども(ヤングケアラー)に接 する 機会にか かる課題	-	-	-	-	2.5	-	-	-	2.7
15	その他	1.1	0.5	2.9	1.3	8.9	2.4	3.3	5.9	6.8

※ 表内では、当該質問に回答のあった数をN数として示している。なお、複数のカテゴリーに該当する記述は、当てはまるカテゴリー全てに計上して集計している。

なお、一部の記述内容を以下に斜体で例示する。

「関係機関との連携体制・支援体制にかか  
る課題 (役割分担にかか  
る課題も含む)」に  
分類した記述例：

- ・ *どこにつないだら良いかがわからない。(調査 B)*
- ・ *連携する上でどの機関が主で動くのか、具体的な支援事例など、実践事例を研修で  
きる場や事例が公開されていると、より適切な支援につながると考える。(調査 D)*
- ・ *どのような機関同士がどんな役割分担をして支援していたかという先行事例があ  
れば紹介してほしい。(調査 G)*

調査 A：要保護児童対策地域協議会	調査 B：市区町村の高齢者福祉部門
調査 C：市区町村の障害福祉部門	調査 D：教育委員会
調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー	調査 F：相談支援専門員
調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)	調査 H：医療ソーシャルワーカー
調査 I：精神保健福祉士	

「関係機関との情報共有にかかる課題（個人情報の共有にかかる課題も含む）」に分類した記述例：

- ・ 関係機関と情報を共有しながら連携するのが、難しいことがある。問題が起きた時に押し付け合いになってしまうことがある。(調査 A)
- ・ 連携する人、機関が多い場合、情報の共有をタイムリーにはかることが難しい。情報の集約ができるツールまたは役割を担える人材が必要 世帯全体をアセスメントできる人材または機関があるとよい。(調査 B)
- ・ 保護者やヤングケアラーとなる生徒のプライバシーの保護 プライドの補償など。(調査 G)
- ・ 行政機関との連携において個人情報の問題から情報の確認が難しい。スムーズに支援へつながるように行政側にも配慮してもらう必要がある。(調査 H)

「支援や介入方法にかかる課題」に分類した記述例：

- ・ ヤングケアラーと思われる子自身が、「自分はヤングケアラー」と自覚していない、もしくは「自分はそうではない」と支援や関わりを拒否した場合の対応はどうか。(調査 A)
- ・ 被介護者に対しては何かしらのサービスが適用できると思いますが、ヤングケアラー向けの直接的なサービスが現時点で特にないことが課題になると思います。(調査 C)
- ・ 精神疾患の親と暮らす児（ヤングケアラー）の世帯に関わることが多いが、児は家事遂行等を担う以外にも、親の精神疾患に対応することもあり、またそのことを誰にも相談できずにいることが少なくない。精神障害に対する偏見や差別意識も根強い中、親の疾患について正しく知る機会もない。具体的な家事遂行の負担軽減を図ることもさることながら、心理的ケア（専門相談・カウンセリングやセルフヘルプ・サポートグループ支援など）も重要と考える。(調査 F)

### 30) 連携して支援する上で特に工夫していること（自由回答）

連携して支援する上で特に工夫していることを自由記述式で尋ねた。(調査 A、B、C ではQ19、調査 D ではQ20、調査 E、F、H、I ではQ22、調査 G ではQ21)

回答をコーディングして集計した結果を以下に示す。

調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー  
 調査 I：精神保健福祉士

図表 43 連携して支援する上で特に工夫していること（調査 A～D）

各調査において、 上位3項目にハイライト		調査 A	調査 B	調査 C	調査 D
		N=571	N=168	N=125	N=420
		%			
1	情報共有・集約	51.1	42.9	50.4	51.7
2	関係機関と連携強化	35.9	34.5	16.0	24.8
3	個人情報の共有	0.7	3.0	2.4	1.2
4	役割分担・役割の明確化	10.3	18.5	18.4	9.3
5	子どもの支援・把握	8.6	3.6	-	3.6
6	家族保護者・親の支援・把握	5.8	1.8	2.4	2.6
7	見守り	-	-	0.8	-
8	ヤングケアラーに関する認識の共有・発信	2.8	1.8	4.8	4.8
9	会議体の設置・開催・参加	13.1	14.9	16.8	12.4
10	顔の見える関係構築	5.4	6.5	3.2	1.2
11	関係機関への訪問	1.2	-	-	0.5
12	家庭訪問の実施	2.3	-	0.8	1.0
13	重層的支援体制の整備	0.7	2.4	3.2	0.2
14	研修会の実施	0.9	1.8	-	1.0
15	支援者としての姿勢・向き合う際の視点	1.6	4.8	9.6	5.0
16	早期対応	1.8	-	1.6	2.6
17	他機関へのねぎらい・配慮	0.7	3.6	2.4	1.2
18	既存業務の延長としての支援を実施	0.9	-	-	-
19	その他	1.4	1.2	6.4	1.7

※ 表内では、当該質問に回答のあった数をN数として示している。なお、複数のカテゴリーに該当する記述は、当てはまるカテゴリー一全てに計上して集計している。

図表 44 連携して支援する上で特に工夫していること（調査 E～I）

各調査において、 上位3項目にハイライト		調査 E	調査 F	調査 G	調査 H	調査 I
		N=35	N=82	N=180	N=215	N=39
		%				
1	情報共有・集約	25.7	41.5	65.0	33.5	28.2
2	学校内の情報共有	-	-	10.0	-	-
3	細やかな・密な情報共有	8.6	18.3	21.1	5.1	7.7
4	速やかな情報共有	2.9	2.4	2.8	1.9	-
5	定期的な情報共有	-	1.2	4.4	-	2.6
6	個人情報・プライバシーに配慮	8.6	3.7	2.8	6.5	2.6
7	会議体の設置・開催・参加	8.6	3.7	5.6	4.7	2.6
8	他機関との連携強化	22.9	2.4	28.9	3.7	7.7
9	役割分担・役割の明確化	2.9	12.2	3.3	2.3	10.3
10	研修会の実施	-	-	0.6	-	-
11	顔の見える関係作り	5.7	8.5	1.1	3.7	5.1
12	良好な関係構築	17.1	12.2	-	6.5	12.8
13	ヤングケアラーに関する認識の共有・発信	2.9	3.7	3.9	4.7	5.1
14	目標や方針の共有	2.9	4.9	-	4.2	-
15	家庭への配慮・把握	8.6	3.7	4.4	8.8	5.1
16	家庭訪問	-	-	1.1	-	-
17	ヤングケアラー本人(子ども)への配慮・ケア	8.6	7.3	18.9	18.1	20.5
18	保護者へのケア・指導・連携	5.7	3.7	2.2	5.6	2.6
19	他機関・他専門職への理解・活用	-	13.4	2.8	4.7	15.4
20	支援体制の構築	5.7	4.9	2.2	3.3	5.1
21	記録を残す	-	1.2	1.1	0.9	2.6
22	その他	11.4	12.2	3.9	5.6	5.1

※ 表内では、当該質問に回答のあった数をN数として示している。なお、複数のカテゴリーに該当する記述は、当てはまるカテゴリー一全てに計上して集計している。

調査 A：要保護児童対策地域協議会	調査 B：市区町村の高齢者福祉部門
調査 C：市区町村の障害福祉部門	調査 D：教育委員会
調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー	調査 F：相談支援専門員
調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)	調査 H：医療ソーシャルワーカー
調査 I：精神保健福祉士	

なお、一部の記述内容を以下に斜体で例示する。

「情報共有・集約」に分類した記述例：

- ・ *情報共有方法の確認、互いの役割分担の明確化、支援目標を統一するなど(調査 B)*
- ・ *現在、外部機関への連絡は副校長が全て行い、情報が確実に集まるようにしている。(調査 G)*
- ・ *連携会の開催や連携先への定期訪問を通じて、強みや日常的な情報共有を行っています。(調査 I)*

「会議体の設置・開催・参加」に分類した記述例：

- ・ *要対協実務者会議やケース進行管理会議等での情報共有や協議を行う。(調査 A)*
- ・ *地域のセーフティネット会議に出席し、CSW や民生委員等との情報共有を図る。(調査 A)*
- ・ *「ケアラー・ヤングケアラー支援に向けた検討プロジェクトチーム」が設置され、そのプロジェクトチームには、教育委員会も参加し、部局横断的に支援策等を検討している。(調査 D)*

「良好な関係構築」に分類した記述例：

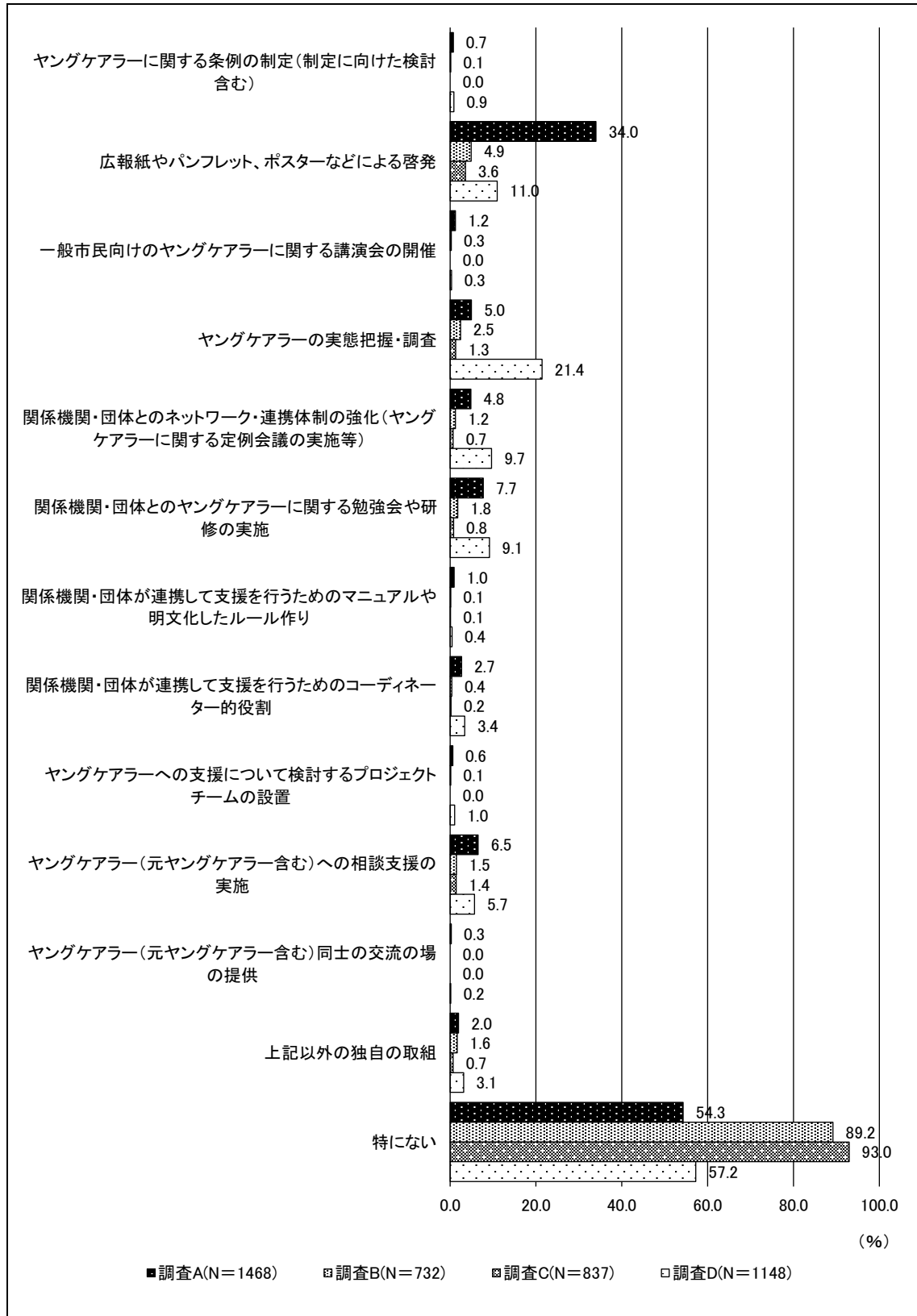
- ・ *関係する職員とは挨拶をし合い、顔がつけられるように意識している。(調査 E)*
- ・ *頭ごなしに「できない」とは言わないようにしている。(調査 I)*

### 31) 所属機関・部門が主導（主催）して実施している／実施を検討しているヤングケアラーに関する取組【調査 A、B、C、D】（それぞれ複数回答）

所属機関・部門が主導（主催）して実施するヤングケアラーの取組については、「令和3年度実施（予定含む）」及び「実施を検討している」それぞれ、以下の結果となった。（調査 A、B、C では Q20、調査 D では Q21）

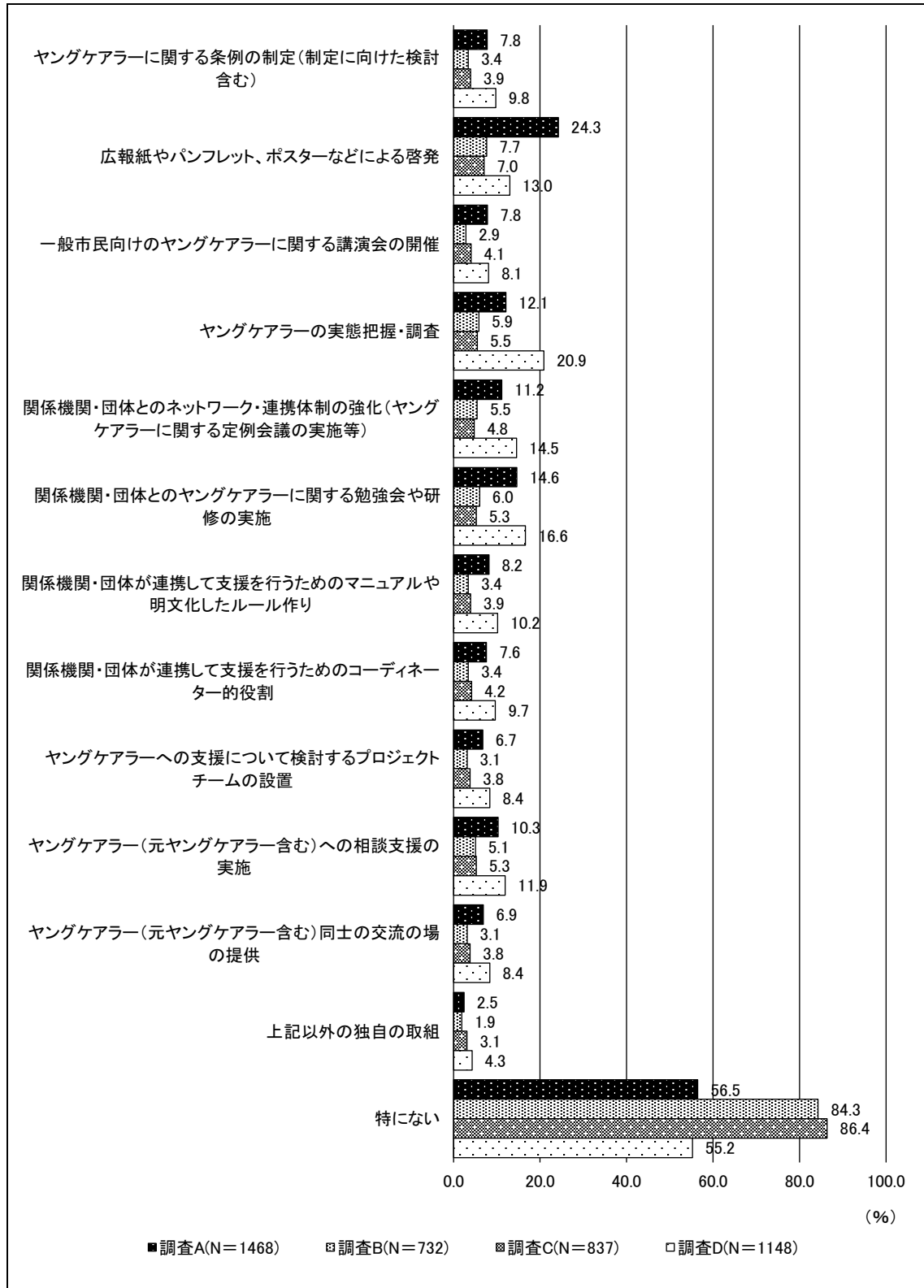
調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー  
 調査 I：精神保健福祉士

図表 45 所属機関・部門が主導（主催）して実施するヤングケアラーの取組（R3年度実施（予定含む））



調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー  
 調査 I：精神保健福祉士

図表 46 所属機関・部門が主導（主催）して実施するヤングケアラーの取組（実施を検討している）



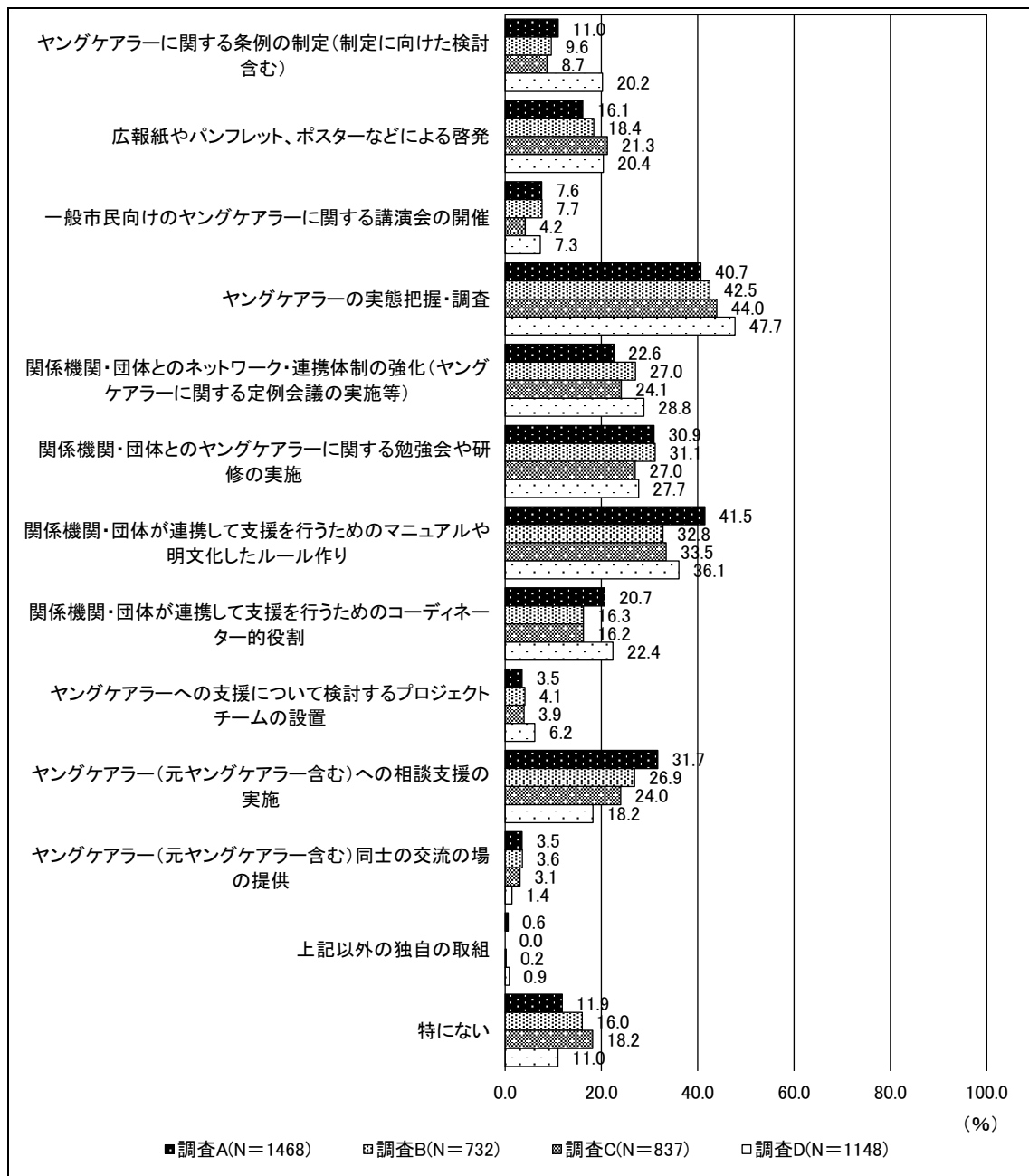


調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー  
 調査 I：精神保健福祉士

32) 実施方法を知りたいと思うもの【調査 A、B、C、D】(複数回答・上位3つまで回答可)

所属機関・部門が主導(主催)して実施するヤングケアラーの取組において実施方法を知りたいと思うものについては、以下の結果となった。(調査 A、B、C ではQ21、調査 D ではQ22)

図表 47 実施方法を知りたいと思うもの



調査 A：要保護児童対策地域協議会	調査 B：市区町村の高齢者福祉部門
調査 C：市区町村の障害福祉部門	調査 D：教育委員会
調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー	調査 F：相談支援専門員
調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)	調査 H：医療ソーシャルワーカー
調査 I：精神保健福祉士	

33) 現在の職務の範囲内でヤングケアラーの支援を行う場合に可能な支援内容【調査 E、F、G、H、I】(自由回答)

職務の範囲内でヤングケアラーの支援を行う場合、具体的に実施可能な支援の内容を自由記述式で尋ねた。(調査 E、F、H、I では Q23、調査 G では Q22)

回答をコーディングして集計した結果を以下に示す。

図表 48 職務の範囲内でヤングケアラーの支援を行う場合、具体的に実施可能な支援の内容

各調査において、 上位3項目をハイライト	調査 E	調査 F	調査 G (校長・ 副校長・教 頭)	調査 G (教諭)	調査 G (養護 教諭)	調査 G (スクール ソーシャル ワーカー)	調査 G (スクール カウンセラ ー)	調査 G (その 他の学 校職 員)	調査 H	調査 I
	N=79	N=118	N=137	N=220	N=42	N=8	N=19	N=13	N=546	N=73
%										
1 他機関との連携	41.8	45.8	70.1	41.4	38.1	75.0	31.6	23.1	68.3	46.6
2 他機関からの情報収集	-	4.2	-	-	-	-	-	-	0.9	-
3 ヤングケアラーに関する周知	1.3	2.5	1.5	2.3	-	25.0	-	15.4	1.5	1.4
4 サービス利用の提案・調整	26.6	30.5	6.6	4.1	2.4	37.5	10.5	30.8	12.6	23.3
5 相談対応・面談・支援	5.1	17.8	5.1	16.4	7.1	25.0	21.1	15.4	11.9	26.0
6 諸手続きに関する支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.1
7 支援環境・体制の整備	7.6	7.6	8.0	18.2	28.6	37.5	26.3	15.4	13.6	2.7
8 家庭環境の把握	3.8	7.6	7.3	12.3	7.1	12.5	10.5	7.7	6.8	11.0
9 課題分析	1.3	3.4	-	-	-	-	-	-	3.5	1.4
10 訪問	-	6.8	2.9	8.2	-	-	5.3	-	1.6	-
11 計画作成	-	4.2	-	-	-	-	-	-	0.4	-
12 モニタリング	-	1.7	-	-	-	-	-	-	-	-
13 会議の実施	3.8	2.5	-	1.4	4.8	-	5.3	-	6.2	4.1
14 支援者としての寄り添いの姿勢	7.6	9.3	21.9	36.4	69.0	25.0	78.9	15.4	8.4	16.4
15 学習支援	-	-	5.8	7.7	2.4	-	-	-	-	-
16 医療的介入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20.5
17 その他	6.3	15.3	8.8	4.1	4.8	-	5.3	7.7	3.3	6.8

※ 表内では、当該質問に回答のあった数を N 数として示している。なお、複数のカテゴリーに該当する記述は、当てはまるカテゴリー一全てに計上して集計している。

なお、一部の記述内容を以下に斜体で例示する。

「他機関との連携」に分類した記述例：

- ・ 私たちケアマネジャーがヤングケアラーの窓口や担当者につなげる事。(調査 E)
- ・ 本人と話し限界にならないよう確認する。限界を超えそうであれば他機関との連携を図る。(調査 G (校長))

「支援環境・体制の整備」に分類した記述例：

- ・ 必要に応じて、ヤングケアラーの家族への障害福祉サービス、医療サービス等の支援体制を整え、ヤングケアラーの負担を軽減する支援。(調査 F)

調査 A：要保護児童対策地域協議会	調査 B：市区町村の高齢者福祉部門
調査 C：市区町村の障害福祉部門	調査 D：教育委員会
調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー	調査 F：相談支援専門員
調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)	調査 H：医療ソーシャルワーカー
調査 I：精神保健福祉士	

- ・ 職員全員が情報を共有して、なるべく多くの大人が関わる。(調査 G (教諭))
- ・ 退院後も相談できる場所 (になる)。(調査 H)

「支援者としての寄り添いの姿勢」に分類した記述例：

- ・ 本人の心理的なサポートと、環境調整など。(調査 F)
- ・ 子どもから直接話を聞いたり、健康状態や日常の学校生活の様子を観察したりすることで、子どもの状態を把握し、寄り添った支援を行うことができる。また、連携機関や専門職と情報を共有し、学校としてできることを実施していく。(調査 G (養護教諭))

「相談対応・面談・支援」

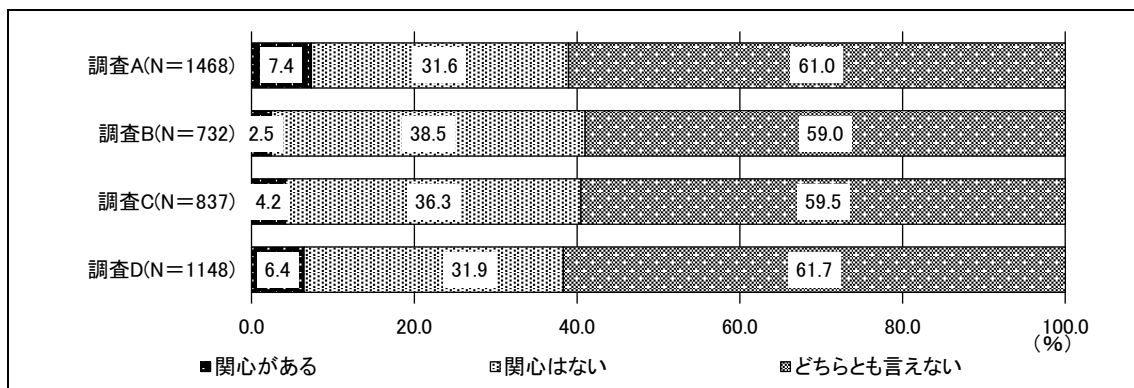
- ・ 家庭への支援(利用可能な制度やサービスの紹介)、必要な資源へつなぐこと、学校への支援(市や区へ相談・報告のタイミングや必要性の助言、本人が担任と関係性がよい場合は担任の後方支援、必要があれば本人の感情面の支援)、学校への周知啓発、地域や支援者への周知啓発 (調査 G (スクールソーシャルワーカー))

## (6) モデル事業の実施について

### 34) モデル事業への参加意向【調査 A、B、C、D】(単数回答)

「多機関連携によるヤングケアラー支援マニュアル (仮称)」の試行的使用にかかるモデル事業への参加の意向を尋ねたところ、以下の結果となった。(調査 A、B、C では Q22、調査 D では Q23)

図表 49 「多機関連携によるヤングケアラー支援マニュアル (仮称)」の試行的使用にかかるモデル事業への参加の関心



調査 A：要保護児童対策地域協議会	調査 B：市区町村の高齢者福祉部門
調査 C：市区町村の障害福祉部門	調査 D：教育委員会
調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー	調査 F：相談支援専門員
調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)	調査 H：医療ソーシャルワーカー
調査 I：精神保健福祉士	

## 4 考察

### (1) アンケート調査の集計結果より

- 調査回答機関に対して「ヤングケアラー」という概念を認識しているかを尋ねたところ、自治体アンケート調査（調査 A～D）の全てで「認識している」旨の回答が9割を超える結果となった。支援者アンケート調査では、「言葉を知らない」という回答が調査 E、F、H、I では5%以下であった。調査 G については「言葉を知らない」という回答が10.7%と他の調査と比較して多い一方で、「言葉を知っており、業務を通して意識して対応している」という回答についても41.0%と、他の調査と比較して特に多く、支援者における認識や対応状況にばらつきがあることが考えられる。
- ヤングケアラーに限らず、支援を多機関と連携して取り組むにあたり、連携先との情報共有にかかる協定を締結しているかについて尋ねたところ、全ての自治体アンケート調査（調査 A～D）及び支援者アンケート調査の一部（調査 F、H、I）において、「協定の締結に向けた検討はしていない」という回答が最も多かった。協定の締結状況に鑑みると、支援者間での情報共有にあたっては何かしらの工夫が必要である状況が伺えた。
- 直近の1年間でヤングケアラーと思われる（可能性も含めて）子どもがいたかを尋ねたところ、「いた」という回答が調査 A では58.5%、調査 D では46.9%、調査 G では45.8%であり、回答機関・回答者の約半数がヤングケアラーと思われる子どもと接していることが把握できた。また、アンケート調査結果からは、障害福祉分野である調査 C や調査 F の方が、高齢者福祉分野である調査 B や調査 E よりもヤングケアラーと思われる子どもと接する機会が多い傾向が見られた。
- 直近の1年間で、ヤングケアラーと思われる（可能性も含めて）子どもが「いた」と回答した場合に、ヤングケアラーと思われる子どもの概数を尋ねたところ、全ての調査で「1件以上3件未満」が最も多い結果であった。ただ、調査 A、調査 D については3件以上との回答が半数を上回り、他の調査対象と比較して概数が多い傾向が見られた。
- 直近の1年間で、ヤングケアラーと思われる（可能性も含めて）子どもが「いた」と回答した回答機関・回答者に対して、ケアを必要としている人について尋ねたところ、調査 A、D では「きょうだい」、調査 B では「祖母」、調査 C、E～I では「母親」という回答が最も多い結果であった。調査対象が主に接する対象者によって回答の傾向は違うものの、調査 A、D においても「母親」という回答は半数を超え、また、調査 C、F、G においても「きょうだい」という回答が半数を超える結果であり、母親やきょうだいをケアするヤングケアラーが総じて多いことが推察される。
- 直近の1年間で、ヤングケアラーと思われる（可能性も含めて）子どもが「いた」

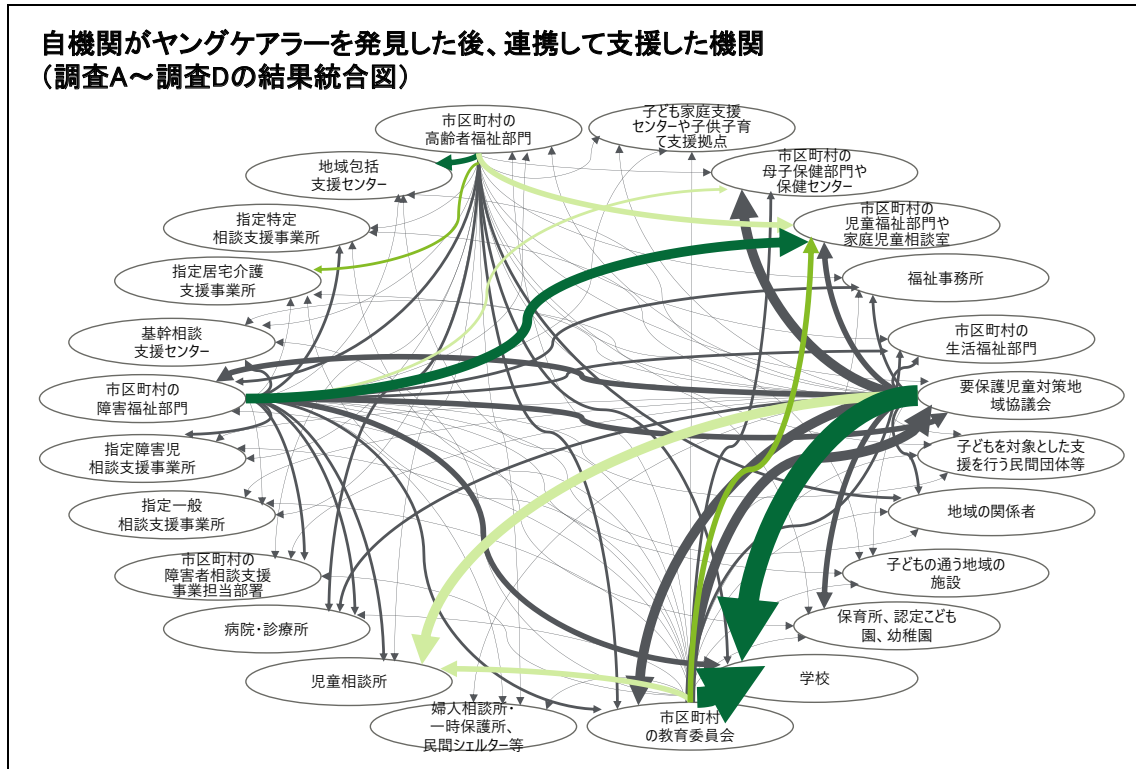
調査 A：要保護児童対策地域協議会	調査 B：市区町村の高齢者福祉部門
調査 C：市区町村の障害福祉部門	調査 D：教育委員会
調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー	調査 F：相談支援専門員
調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)	調査 H：医療ソーシャルワーカー
調査 I：精神保健福祉士	

と回答した場合に、ヤングケアラーと思われる子どもについて、「調査に回答した機関もしくは回答者の所属先から依頼し、外部の関係機関と、必要に応じて情報共有や対応の検討を行うなどして連携して支援したケース」の有無を尋ねたところ、調査 A、B、D、F、H では「あった」が多く、調査 C、G、I では「特になかった」という回答が多い結果であった。ただし、調査 C、D、E、G、I については、「あった」、「特になかった」の回答はそれぞれ半数に近い結果であり、いずれの機関等でも連携した支援が実際に行われていることが確認できた。

- 直近の1年間で、ヤングケアラーと思われる（可能性も含めて）子どもが「いた」と回答した回答機関・回答者に対して、回答者の所属先から依頼し、外部の関係機関と必要に応じて情報共有や対応の検討を行うなどして連携して支援したケースの概数を尋ねたところ、全ての調査で「1件以上3件未満」が最も多い結果であった。なお、調査 A、調査 D、調査 I については、他の調査と比較して、3件以上の回答が多く、件数が比較的多いことが考えられる。
- 回答者の所属先から依頼し、外部の関係機関と必要に応じて情報共有や対応の検討を行うなどして連携して支援したケースについては、「市区町村の児童福祉部門や家庭児童相談室（要保護児童対策地域協議会を除く）」、「ヤングケアラーと思われる子どもやそのきょうだいの通う学校」が各調査を通して多い結果となった。ただし、調査 A では「児童相談所」、「市区町村の教育委員会」という回答がともに6割を超える結果であるなど、回答機関、回答者によって回答にばらつきが見られた。自治体アンケート調査（調査 A～D）については、当該質問への回答をもとに、連携の方向を矢印で表した図を以下に示す（視覚的に概要を把握するために、回答割合を元に、20%刻みで矢印の太さを変えている）。この図から、例えば、要保護児童対策地域協議会は学校に依頼をして連携する場合が圧倒的に多いことが把握できた。

調査 A：要保護児童対策地域協議会	調査 B：市区町村の高齢者福祉部門
調査 C：市区町村の障害福祉部門	調査 D：教育委員会
調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー	調査 F：相談支援専門員
調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)	調査 H：医療ソーシャルワーカー
調査 I：精神保健福祉士	

図表 50 自機関が発見したケースにおける連携の向きと度合い



(注) 矢印の色は、連携が多かったと回答された機関上位3つを色付けしている(1位:緑、2位:黄緑、3位:薄い黄緑)。矢印の太さは、連携先の機関として回答された割合をもとに、20%刻みで変更している(図表51～54も同様)。

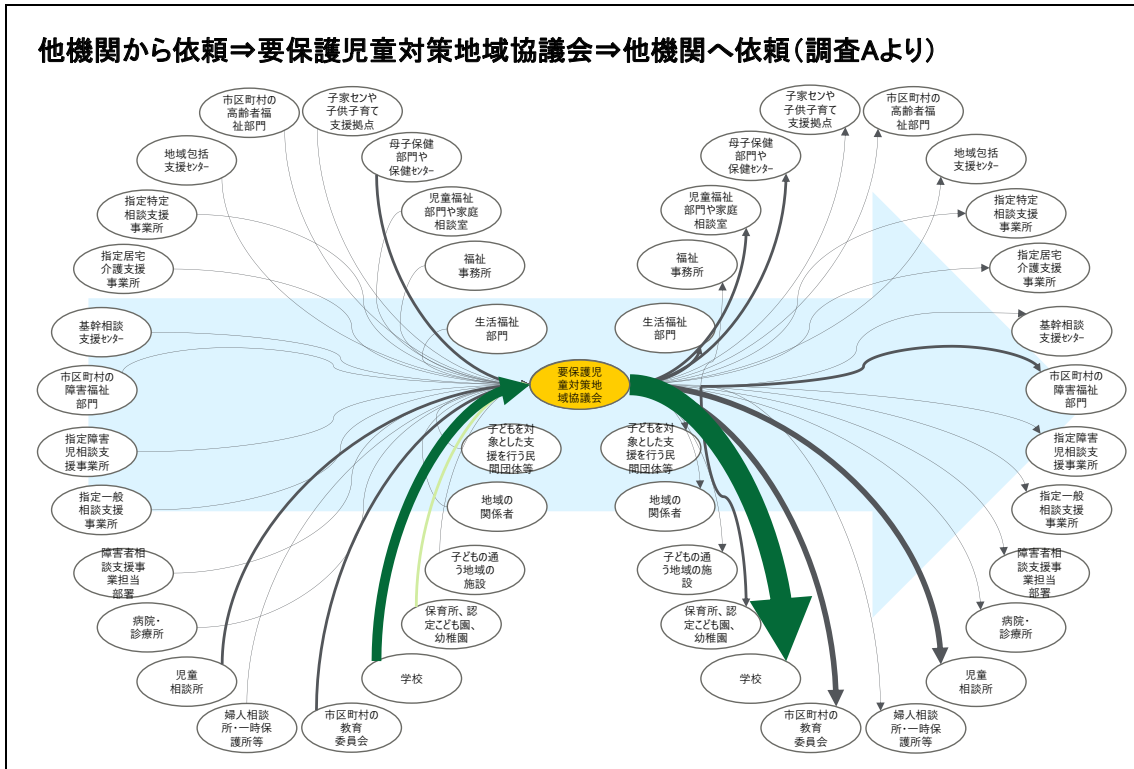
- 回答者の所属先から依頼し、外部の関係機関と必要に応じて情報共有や対応の検討を行うなどして連携して支援したケースが「特になかった」と回答した場合に、回答者に対して、連携して支援したケースが特になかった理由を尋ねたところ、調査A、E、Hでは「自支援機関のみで支援が可能であり連携は不要と判断したため」が最も多く、調査B、C、D、Iでは「その他」、調査F、Gでは「具体的な連携方法が分からなかったため」という回答が最も多い結果であった。自機関のみで支援が可能なケースがあることがあらためて把握できたと同時に、具体的な連携方法を知ることによって支援につながる可能性のあるケースが少なくないことが推察される。
- 直近の1年間において、ヤングケアラーと思われる子どもについて、調査に回答した機関もしくは回答者の所属先以外の外部の関係機関から依頼があり、連携して支援を行ったケースの有無を尋ねたところ、全ての調査で「特になかった」という回答が8割を超える結果となった。また、回答者の所属先以外の外部の関係機関から依頼があり、連携して支援を行ったケースが「あった」場合に連携して支援したケースの概数を尋ねたところ、全ての調査で「1件以上3件未満」が最も多い結果であった。
- 直近の1年間において、ヤングケアラーと思われる子どもについて、外部の関係機関から連携して支援を行うことの依頼が「あった」場合に、依頼元の機関を尋ねた

調査 A：要保護児童対策地域協議会	調査 B：市区町村の高齢者福祉部門
調査 C：市区町村の障害福祉部門	調査 D：教育委員会
調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー	調査 F：相談支援専門員
調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)	調査 H：医療ソーシャルワーカー
調査 I：精神保健福祉士	

ところ、「市区町村の児童福祉部門や家庭児童相談室（要保護児童対策地域協議会を除く）」、「要保護児童対策地域協議会」、「ヤングケアラーと思われる子どもやそのきょうだいの通う学校」が各調査を通して多い結果となった。ただし、調査 A では「ヤングケアラーと思われる子どもやそのきょうだいが通う保育所や認定こども園、幼稚園」、「市区町村の教育委員会」という回答が他の調査と比較して多いなど、回答機関・回答者によってばらつきが見られた。

- また、直近の1年間において、ヤングケアラーと思われる子どもについて、回答者の所属先以外の外部の関係機関から依頼が「あった」場合に、実際に連携して支援を行った機関を尋ねたところ、「市区町村の児童福祉部門や家庭児童相談室（要保護児童対策地域協議会を除く）」、「要保護児童対策地域協議会」、「ヤングケアラーと思われる子どもやそのきょうだいの通う学校」が各調査を通して多い結果となった。ただし、調査 B では「地域包括支援センター」が約6割であるなど、回答機関、回答者によって回答にばらつきが見られた。
- 外部の関係機関からの依頼と、依頼を受けて実際に連携した機関とを、連携の方向を矢印で表した図を以下に示す(視覚的に概要を把握するために、回答割合を元に、20%刻みで矢印の太さを変えている)。この図からも、非常に多様な機関がヤングケアラーの支援に関わっていることが把握できる。自機関が発見したケースも、他機関から依頼を受けたケースも、共に、日常的に子どもと接する機会がある学校、教育委員会、要対協が重い役割を担っていることが考えられる。

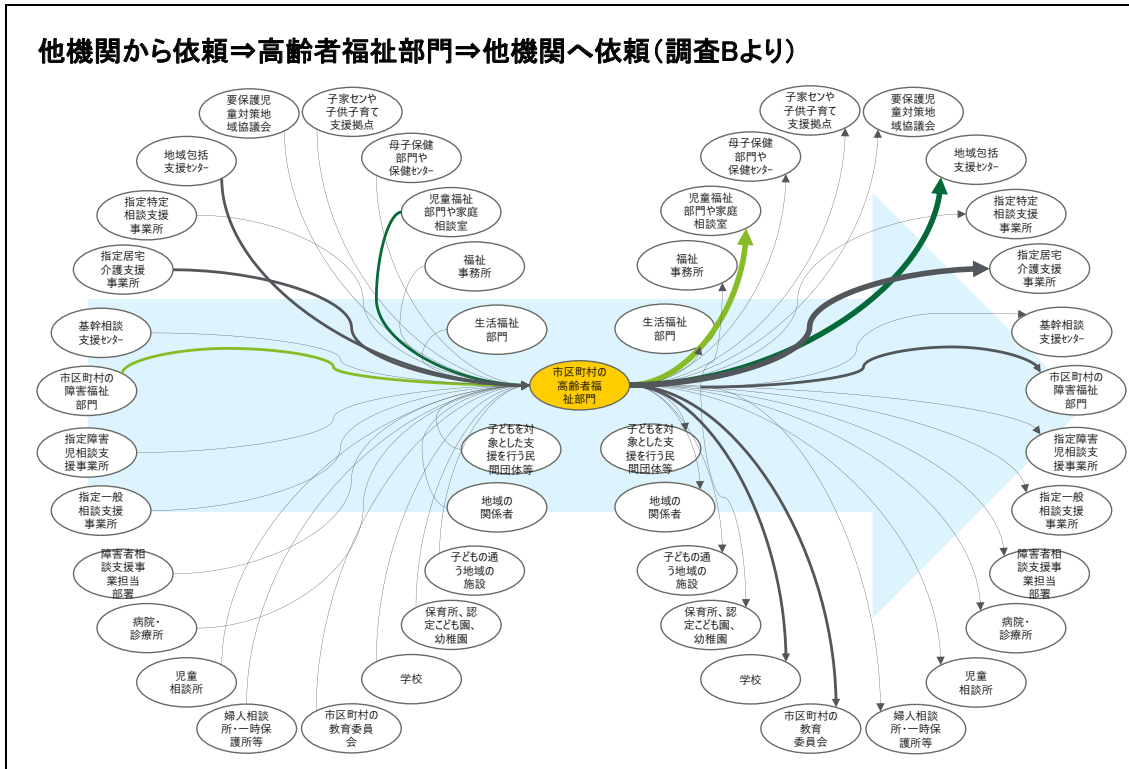
図表 51 他機関から依頼されたケースにおける連携の向きと度合い(調査A)



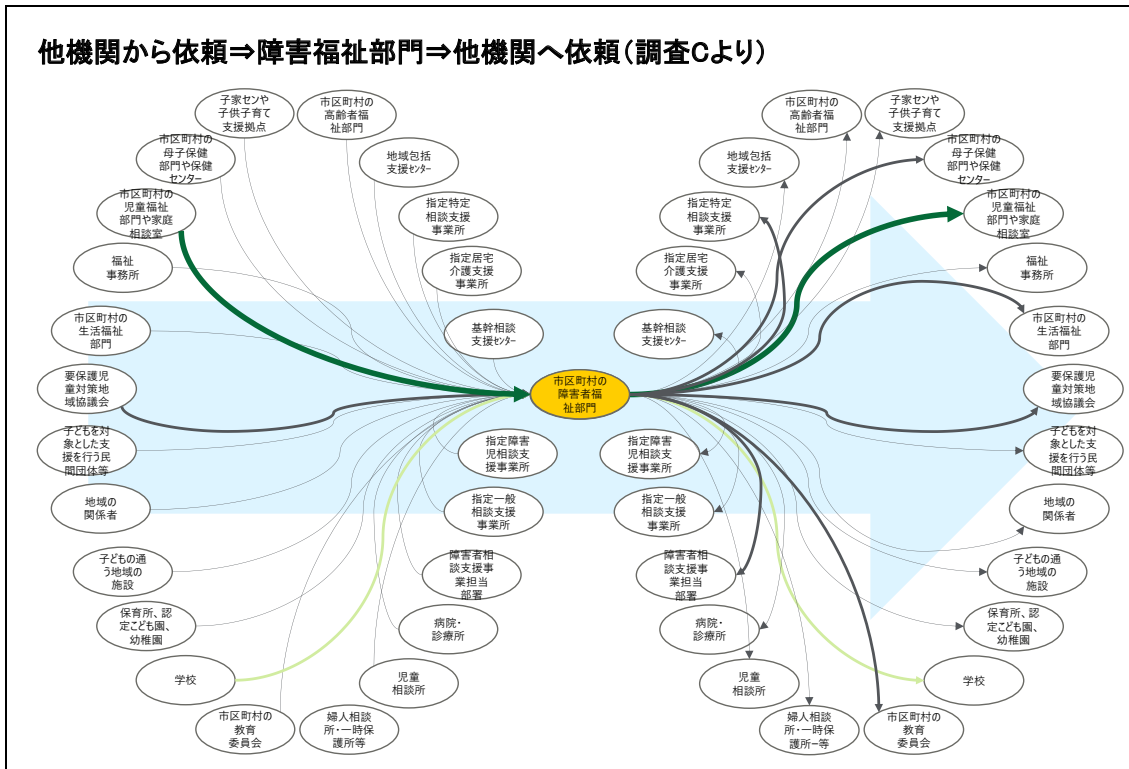
調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びケアマネジャー  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 I：精神保健福祉士

調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー

図表 52 他機関から依頼されたケースにおける連携の向きと度合い（調査Bより）



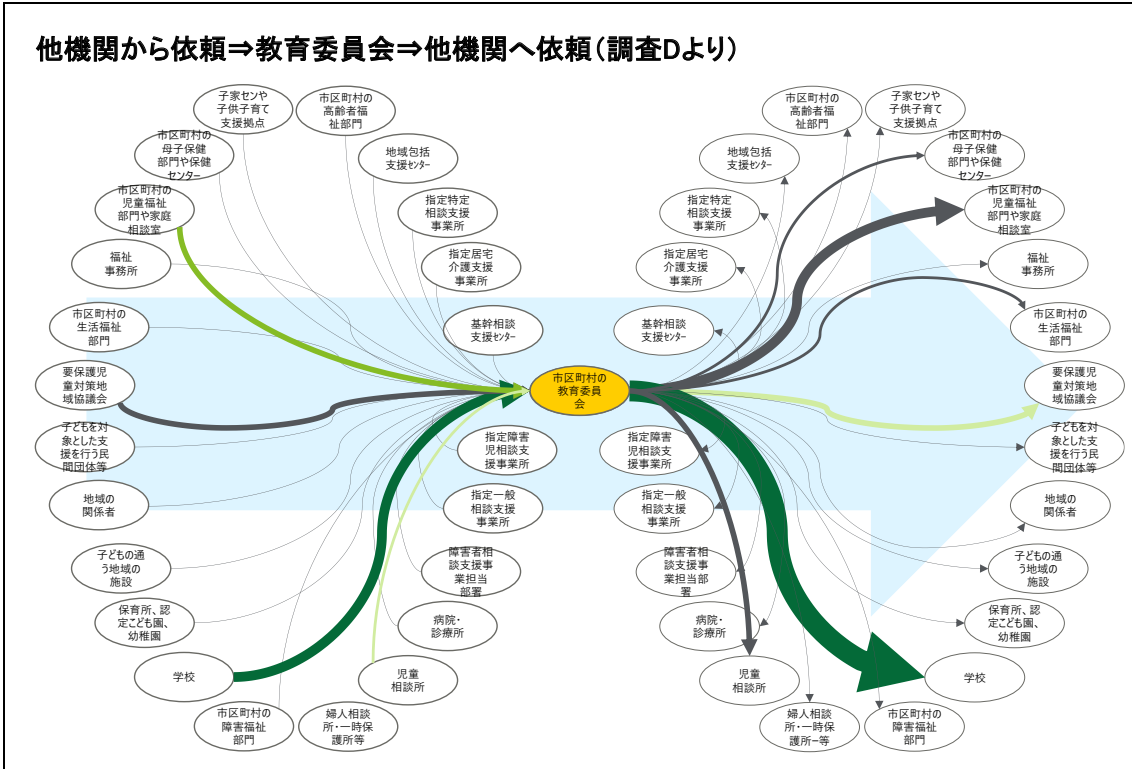
図表 53 他機関から依頼されたケースにおける連携の向きと度合い（調査Cより）





調査 A：要保護児童対策地域協議会  
 調査 B：市区町村の高齢者福祉部門  
 調査 C：市区町村の障害福祉部門  
 調査 D：教育委員会  
 調査 E：主任ケアマネジャー及びびケアマネジャー  
 調査 F：相談支援専門員  
 調査 G：教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等(中学校)  
 調査 H：医療ソーシャルワーカー  
 調査 I：精神保健福祉士

図表 54 他機関から依頼されたケースにおける連携の向きと度合い (調査D)



- 自治体アンケート調査では、回答機関が主導（主催）して実施するヤングケアラーに関する取組について尋ねたところ、全ての調査で「特にない」という回答が最も多い結果であった。なお、調査 A では「広報紙やパンフレット、ポスターなどによる啓発」、調査 D では「ヤングケアラーの実態把握・調査」において、「R3 年度実施（予定含む）」、「実施を検討している」という回答が他の調査を比較して多く、2割を超える結果であった。それぞれの機関の立場、役割等に基づき、取組を実施、検討していることが推察された。
- また、回答機関が主導（主催）して実施するヤングケアラーに関する取組について実施方法を知りたいと思うものを尋ねたところ、全ての調査で「ヤングケアラーの実態把握・調査」という回答が4割を超え、また、「関係機関・団体が連携して支援を行うためのマニュアルや明文化したルール作り」も3割を超える結果であった。特に「関係機関・団体が連携して支援を行うためのマニュアルや明文化したルール作り」については、各機関において多機関連携を円滑に行うことに対するニーズが大きいものの、マニュアル等の整備が進んでいないことが推察される。

## 第4章 「多機関連携によるヤングケアラー支援マニュアル（仮称）」の作成

### 1 「多機関連携によるヤングケアラー支援マニュアル（仮称）」の作成にかかるポイント

マニュアル作成にあたり、検討委員会及び作業部会において、下記のポイントが上がった。

- ヤングケアラーは既存の支援の狭間にいることが多く、どこの機関で支援を担えば良いのか、どこの機関に支援の依頼をすれば良いのか等、連携方針（関係者の中で対応できる範囲）のすり合わせが難しい。子どもの利益を最優先に考え、子どもにも親にも負担なく最適な支援になり、支援につながって良かったと思ってもらえるようにすることを目指したい。
- マニュアル作成にあたっては、どのような流れで支援に至ったのか、各種機関が依頼を受けた後、どのように支援につながったのかを把握できるとよい。
- 例えば、ヤングケアラーが世話をしている対象が、高齢者、要介護者、障害者、幼いきょうだいであるなど、どのような人を対象としているのかが明らかになると、どこを連携先とすべきかが見えてくると思う。ケアを受けている側がどのような課題を持っているのかという点を盛り込んだ方がよい。
- 調査の結果から、現状、高齢領域はヤングケアラーから比較的遠い所にあるというのが見えてきた。しかし、ケアする人とケアされる人が対になっていると考えると、今後、高齢者が増えていくに伴ってヤングケアラーも増えてくると思われるので、高齢領域での連携も重要となることが考えられる。
- ヤングケアラーといっても様々な状態の人がいて、その状態によって関わる機関が変わってくる。様々なバックグラウンドであるがゆえにヤングケアラーになっていることを理解しておく必要がある。
- 教育部門と福祉部門の連携を深めるための研修や、地域包括支援センターや障害部門を対象とした支援を進めるための研修を行っているものの、連携して情報共有や意見共有をするのは難しいとされている。これは、悪く言えば行政の縦割り、良く言えば各機関の専門性ということができよう。それぞれの専門職も同様に、横のつながりを持つことができるような方策が示されると良いだろう。
- 相談機関としてポイントとなるのは、支援を求めている人とどのように出会うのかという点である。支援の情報が届いていないのか、自分から情報にたどり着けないのか、どのように発見するかという点をマニュアルの中で整理するのが良いと思う。
- 使える支援資源が限られているというのも課題の一つであると感じる。様々な場面でヤングケアラーと関わるのが想定されるが、子ども主体である中で、様々な機

関が限られている資源をどのように使っているのかという点も重要である。それぞれの機関が何をしていて、地域の中にはどのような社会資源があって、どのようなサービスを提供できる可能性があるのか、知恵を出し合って検討し、実際的なサービスや資源の活用にまでつなげられるマニュアルになると良い。

## 第5章 モデル事業の実施

### 1 目的

モデル事業は、マニュアルが実際の支援に役立つものになるよう、支援の現場での確認や意見を踏まえて内容を更に精査するために実施した。

### 2 概要

#### (1) モデル事業実施自治体の決定

モデル事業実施にあたり、「多機関連携によるヤングケアラーへの支援に関するアンケート調査」の回答内容をもとに、検討委員会及び作業部会での議論を経て、以下の視点で協力依頼先を検討した。

- ① アンケート調査において、モデル事業に「関心がある」と回答した調査対象数が多い自治体を優先
- ② ヤングケアラーと思われる子どもの概数が多い自治体を優先
- ③ 市区町村の人口規模に偏りが出ないように配慮
- ④ ヤングケアラーと思われる子どもに対して連携して行う支援を主導する機関に偏りが出ないように配慮
- ⑤ 重層的支援体制整備事業に積極的に取り組む自治体を含める

#### (2) モデル事業実施内容

モデル事業実施自治体には、モデル事業を開始するにあたり、当該自治体におけるヤングケアラー支援体制の現状についてのヒアリング協力、パイロット版のマニュアルへの意見共有（項目の追加や削除、文言の修正、分量、体裁等について）、モデル事業実施後の意見交換等への協力を求めた。

#### (3) モデル事業実施時期

2022年1月11日～2月18日

### 3 結果

モデル事業は、加賀市、相模原市、和歌山市の3自治体の協力を得て実施した。

- 加賀市 : 子育て応援ステーション、地域包括支援センター、学校指導課、教育庶務課にマニュアルを展開
- 相模原市 : 学校教育課、高齢・障害者福祉課、子ども家庭課、子ども・若者支援課青少年相談センター、精神保健福祉センター、高齢・障害者相談課、学校教育課青少年相談センターにマニュアルを展開
- 和歌山市 : 要対協構成員及び重層の支援体制整備事業関係機関（和歌山市立子ども支援センター、高齢者地域福祉課、子育て支援課、児童相談所、障害者支援課、地域包括支援センター、保育こども園課、保健対策課、要保護児童対策地域協議会）にマニュアルを展開

各自治体からのマニュアルにかかる主な意見を以下に示す。

（定義について）

- ヤングケアラーとして該当するか否かについて、ケアの頻度や内容、質に偏ってしまうと、自身がヤングケアラーであると気づきづらい。また、生活に支障が出ていないとヤングケアラーとしないのは問題だと思う。どのあたりが子どもの権利として守っていくべきなのか、きめ細やかな説明があると良い。

（支援フローについて）

- 「ヤングケアラーの発見」から「リスクアセスメント・発見した機関のみでの対応可否の判断」の間に「本人の意思確認」の項目が必要ではないか。

（個人情報保護について）

- 個人情報取り扱いやその管理、プライバシー配慮の難しさが現場でかなり懸念される。もう少し具体的な対応例などがあると参考にしやすい。
- 「個人情報の共有に関する同意」について、要対協のような枠組がない中、個人情報の共有ができるのか。また、同意を得る主体は、ヤングケアラー本人及び家族ということによいか。

（専門職の一般的役割と実施可能な支援内容の違いについて）

- 「ヤングケアラー支援に関係する主な専門職」と「各専門職が自身の現在の職務の範囲内でヤングケアラーの支援を行う場合に実施可能な支援内容の例」の図表が並んでいるが、それぞれの違い、関係性が分かりづらい。

（実際の支援事例におけるマニュアル活用イメージについて）

- 「こんな時は、こうする」というものが示されているのがマニュアルであると思う

が、そのような部分が少ないのではないか。

- 付録として好事例が何例かあると良い。効果的な関わり方のポイントもマニュアルに入れ込めるといいのではないか。
- 1事例でもいいので、介入から終結まで成功事例が掲載されていると、全体の流れが把握できるので良いと思う。また、失敗事例の紹介もあっても良いのではないか。

(保護者との連携について)

- 支援者だけではなく、保護者との連携の課題や注意する視点もあると良いのではないか。
- 親支援、親の課題に対しての支援チームを構成することは重要。大きく影響されている原因、具体例などの要素がマニュアルの中に必要なのではないか。

(分野別のアセスメントシートについて)

- 学校職員の発見機能の項目だけに集約したシート1枚があってもいいのではないか。教職員が発見した後、少し気を付けなければならない時の介入時期や介入ポイント、介入のやり方が掲載されていれば良いのではないか。教職員が発見する視点、アセスメントシート、使い勝手のよいシートがあると良いのではないか。

(アセスメントシートなどのツールについて)

- 部署やケースによっては、適切なリスクアセスメントや、発見した機関のみでの対応の可否について判断することが困難なパターンが想定される。重症度を示す共通のリスクアセスメントツールのようなもの(誰でも扱えるような仕様のものが好ましい)があれば良いと思った。
- 文言の説明や関係機関の説明など教科書的になっており、使い勝手が悪い。いざというときに結局マニュアルをみても使いにくいものになってしまうのではないか(マニュアルにおいてツールが端的に載っているなどすると使いやすい)。

(パイロット版マニュアルに記載された事例について)

- 事例がたくさん出てくるが、どのようなケースか(背景が)分からない。

## 第6章 まとめ

### 1 マニュアルの作成について

本事業においては、検討委員会及び作業部会での議論等の下、自治体や支援者を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を参考にしながらパイロット版の「多機関連携によるヤングケアラー支援マニュアル」を作成した。その後、モデル実施自治体の協力を得てパイロット版マニュアルの内容を精査し、「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」を完成させた。

パイロット版「多機関連携によるヤングケアラー支援マニュアル」の作成にあたっては、連携して行う支援がどのように流れていくかが分かるよう、支援フローの作成・検討を行った。その際、連携して支援を行うにあたって、どこが主導するのか、そのパターンを検討し、示した。

また、連携先が多岐にわたることから、主な連携先の機関や専門家がどこであるか、また、それぞれが専門的に行う（得意とする）支援内容は何であるかを明示することに努めた。さらに、支援にあたってそれぞれの機関・専門家が活用できる社会資源も整理して掲載することで、支援を行う体制をどのように組めばよいか検討する際の参考になる情報を取りまとめた。

パイロット版では、マニュアルの読者である支援者の参考になるよう、アンケート調査で収集した取組の先進的な事例をできるかぎり多く紹介した。しかし、いわば各事例を断片的にマニュアルに盛り込む形となっていたため、モデル実施自治体の意見を受け、また、作業部会や検討委員会での議論を踏まえ、支援の全体像が分かるような仮想ケースを2例掲載することにより、多機関連携における難しさや、それを解消するための工夫点などを、支援の流れに沿って説明できるように工夫を凝らした。

マニュアルの作成を通して、各機関・部署や担当者がそれぞれの所掌範囲から少し視野を広げ、それぞれの立場の中でできることは何かを考えてみるのが大切であり、既にある支援の組み合わせが求められるからこそ、複数の関連機関による連携が重要となってきたことをあらためて確認した。

### 2 マニュアルにおける「ヤングケアラー」の捉え方について

本事業において作成したマニュアルでは、ヤングケアラーを「一般に、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、負担を抱える、もしくは、子どもの権利が侵害されている可能性がある18歳未満の子ども」と捉えている。その捉え方は以下の考え方に基づき、検討されたものである。今後、ヤングケアラーに関する議論が成熟していくことに伴い定義や捉え方を見直す必要が出

てくることも考えられる。その際に、今回の検討が参考になることも考えられるため、ここに考え方や検討内容を記すこととした。

### (1) 広義の捉え方からの絞り込み

広義の捉え方としては、「一般に、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている 18 歳未満の子ども」という捉え方がある。このように対象を広く捉えることは、取り残される子どもを減らすというメリットがあるが、その一方で、家事や家族の世話を子どもに日常的に行わせてはいけないというメッセージとして伝わり、その結果として、「自分が責められている」と感じる親も中にはいる。

子どもが家事や家族の世話をすることを挙げる理由は、必ずしもそれを「させてはいけない」と伝えたいからではなく、その負担が過度になる場合については支援の必要があると考えられるからである。また、広義の捉え方をする場合には、該当する子どもの数が多く、支援が必要な子どもに焦点を当てるのが難しくなることも危惧される。これらの理由から、本事業において作成したマニュアルでは、広義の捉え方ではなく、「負担を抱える、もしくは、子どもの権利が侵害されている可能性がある 18 歳未満の子ども」という条件を加えた。

### (2) 「負担を抱える、もしくは、子どもの権利が侵害されている可能性がある」という記述の追加

「一般に、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている 18 歳未満の子ども」の中から支援が必要な子どもを絞り込む基準として最初に考えられたことは、「子どもの権利が侵害されている」ことであった。しかし、子どもの権利侵害があるということまで絞りこんでしまうと、取りこぼされる子どもが出てくるのが懸念された。子どもの権利は侵害されていないが負担が大きい子どもも支援の対象となることが望まれるため、「負担を抱える」という条件を追加した。

また、記載方法を検討する中で、「子どもの権利が侵害されている」ではなく、「子どもの権利が侵害されている可能性がある」とし、「可能性」まで含めることで支援から取りこぼされる子どもが出ることを防ぐように留意した。「負担を抱える、もしくは、子どもの権利が侵害されている可能性がある」を追加すれば、ヤングケアラー役割の負担が大きくなることで、いずれ子どもの権利侵害に発展してしまうことがあるということ想像できるようになると思われる。そのように想像できれば、権利侵害に発展する前に予防的に子どもの支援に当たることが期待できる。



### (3) 原因の特定

捉え方には、「負担を抱える、もしくは、子どもの権利が侵害されている可能性がある」という子どもへの影響を含めているが、その影響は児童虐待など他の原因でも発生しうる内容である。そのため、ヤングケアラーとしての役割を担うことを原因であるとする表現にするため、「一般に、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、…」と説明することとした。これにより児童虐待事案との区別もできると考えた。ヤングケアラーは児童虐待ケースと重なる部分もあるものの、延長線上に捉えるものではなく、本質的に異なるものであるという考え方に基づいている。

### (4) ケアを受ける対象を限定しない

子どもからケアを受ける対象となる方を、「疾病や障がいを抱えている方」に限定するか否かという点も検討された。日本では、ケアを受ける対象が「幼い」という理由が多く、ケアを受ける対象を疾病や障がいに限定してしまうと、支援から取りこぼされる子どもが出現する可能性があるため、ケアを受ける対象を規定する文言は入れないこととした。

### (5) 定義ではなく、「捉え方」とする

当初、マニュアルの作成途中には、ヤングケアラーの捉え方を、「定義」として作成していた。しかし、「定義」と表現すると、定義に当てはまるか否かという点にとらわれてしまうことが危惧された。マニュアルでは、ヤングケアラーか否かという判断を求めているわけではないため、柔軟にヤングケアラーを捉えることができるように、「定義」という表現を使うことを避け、マニュアルにおけるヤングケアラーの「捉え方」という表現とした。

## 3 今後の検討事項

本事業において作成したマニュアルでは対応ができなかった点として、今後、以下についても検討が望まれる。

- 地域によって組織体制が違うため、地域に即したマニュアルの作成が望まれる。
- 全体を網羅したマニュアルの他に、それぞれの機関、職種ごとのポイントをかみ砕いて解説する資料があるとさらに有用である。
- 機関や職種ごとに、ヤングケアラーを発見するための視点、アセスメントシート等

があると良い。

## 第7章 成果の公表方法

本報告書ならびに「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」は、有限責任監査法人トーマツのホームページにて広く一般に公開する。

## 第8章 資料編

### アンケート調査項目（調査 A～I）

ID	形式	選択数	項目
1. 基本情報			
Q1	SA		貴地域協議会が所在する市区町村の人口 1 2万人未満 2 2万人～10万人未満 3 10万人～50万人未満 4 50万人以上
Q2	SA		貴地域協議会が所在する市区町村の児童（18歳未満）人口 1 1千人未満 2 1千人～5千人未満 3 5千人～1万人未満 4 1万人以上
Q3	SA	—	所在地域（都道府県） —（47都道府県から選択）
2. ヤングケアラーについて			
Q4	SA		貴地域協議会では「ヤングケアラー」という概念を認識していますか。 1 認識している 2 昨年までは認識していなかったが、認識するようになった 3 認識していない
Q5	SA		ヤングケアラーに限らず、支援を多機関と連携して取り組むにあたり、連携先との情報共有にかかる協定を締結していますか。 1 すべての連携先と締結している 2 一部の連携先と締結している 3 協定の締結に向けた検討をしている 4 協定の締結に向けた検討はしていない 5 分からない
Q6	SA		（これまで「ヤングケアラー」という概念を認識していなかった場合も含め、全員にお伺いします）この調査において、ヤングケアラーとは、「一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている、18歳未満の若者」のことを言います。 このヤングケアラーの定義を見て、直近の1年間で、ヤングケアラーと思われる（可能性も含めて）子どもはいましたか。「いた」と回答した場合、その概数もご入力ください。 1 いた（ 人） 2 いなかった 3 分からない
Q6-1	MA		（Q6で選択肢1と回答した方にお尋ねします）ヤングケアラーと思われる子どもが家族に対して行っているケアの内容は下記のうちどれですか。当てはまるもの全てを回答してください。 1 食事の世話（買い物、食事を作る、食べる際の介助、後片付けなど） 2 食事以外の家の中の家事（掃除、洗濯、アイロンがけ等の他、こまごまとした家事を含む） 3 家族の身体介護（衣服の着脱介助、移動介助、服薬管理など） 4 家族の身体介護のうち、トイレや入浴の介助 5 見守り（直接的な介助ではないが、要ケア者の心身の状態を見守り） 6 感情面のケア 7 まようたいのケア 8 通院の付き添い 9 通訳（コミュニケーションに困難があり通訳が必要な場合） 10 金銭管理（家計の管理やお金の出し入れの介助） 11 その他（ ）
Q6-2	MA		（Q6で選択肢1と回答した方にお尋ねします）ケアを必要としている人は下記のうちどれですか。当てはまるもの全てを回答してください。 1 母親 2 父親

ID	形式	選択数	項目
			3 祖母 4 祖父 5 まようだい 6 その他（ ）
Q6-3	MA		（Q6で選択肢1と回答した方にお尋ねします）ケアを必要としている人の状況は下記のうちどれですか。当てはまるもの全てを回答してください。 1 高齢（65歳以上） 2 幼い 3 要介護（介護が必要な状態） 4 認知症 5 身体障がい 6 知的障がい 7 精神疾患（疑い含む） 8 依存症（疑い含む） 9 7、8以外の病気 10 その他（ ） 11 分からない
3. ヤングケアラーを支援する際の外部機関との連携について			
Q7	SA		（Q6で選択肢1と回答した方にお尋ねします）ヤングケアラーと思われる子どもについて、貴地域協議会から依頼し、外部の関係機関と、必要に応じて情報共有や対応の検討を行うなどして連携して支援したケースはありましたか。 「あった」と回答した場合、その概数もご入力ください。 1 あった（ 件） 2 なかった
Q8	MA/SA		（Q7で選択肢1と回答した方にお尋ねします）連携して支援した機関として当てはまるものを教えてください。（外部の関係機関からの依頼で連携したケースを除く）また、その中で特に連携が多かった上位3つの機関を教えてください。 1 市区町村の高齢者福祉部門 2 市区町村の障害者福祉部門 3 市区町村の児童福祉部門や家庭児童相談室 4 市区町村の母子保健部門や保健センター 5 市区町村の教育委員会 6 市区町村の生活福祉部門 7 福祉事務所 8 地域包括支援センター 9 指定居宅介護支援事業所 10 基幹相談支援センター 11 指定特定相談支援事業所 12 指定障害児相談支援事業所 13 指定一般相談支援事業所 14 市区町村の障害者相談支援事業担当者（又は市区町村から委託された相談支援事業所） 15 病院・診療所 16 児童相談所 17 子ども家庭支援センターや子ども子育て支援拠点 18 個人相談所・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等のDV被害者を対象とした支援を主に行う機関・団体 19 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまようだいの通う学校 20 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまようだいが通う保育所や認定こども園、幼稚園 21 子どもを通う地域の施設（児童館、放課後児童クラブ等） 22 地域の関係者（民生委員、町会・子ども会関係者、近隣住民等） 23 フリースクール・子ども食堂などの子どもを対象とした支援を主に行う民間団体・施設（公的な事業を委託されている場合も含む） 24 その他（ ）

ID	形式	選択項目
Q9	FA	(Q7で選択肢1と回答した方にお尋ねします) 連携して行った支援のうち、最も効果的な支援が行えたと感じたケースについて、簡潔に教えてください。(連携先の機関や専門職、連携して行った支援の内容と役割分担等) (外部の関係機関からの依頼で連携したケースを除く)
Q10	SA	(Q7で選択肢2と回答した方にお尋ねします) 連携して支援を行うことを検討したが実現しなかったケースはありましたか。(外部の関係機関からの依頼で連携したケースを除く)
		1 あった
		2 なかった
Q11	MA	(Q7で選択肢2と回答した方にお尋ねします) 連携して支援したケースが特になかった理由として当てはまるものを全てを回答してください。(外部の関係機関からの依頼で連携したケースを除く)
		1 どの機関と連携すればよいか分からなかったため
		2 具体的な連携方法が分からなかったため
		3 それぞれの機関の対応方針に相違があったため
		4 対象者や家族の個人情報共有ができなかったため
		5 連携を依頼したが関係機関において既存の支援で飽和状態であったため
		6 連携を依頼した上で該当児童が「ヤングケアラー」であると判断されなかったため
		7 貴地域協議会のみで支援が可能であり連携は不要と判断したため
		8 その他( )
4. 外部の関係機関から依頼のあるヤングケアラーの支援について		
Q12	SA	直近1年間に、ヤングケアラーと思われる子どもについて、貴地域協議会以外の外部の関係機関から依頼があり、連携して支援を行ったケースはありましたか。「あった」と回答した場合、その回数もご入力ください。
		1 あった( )件
		2 なかった
Q13	MA/SA	(Q12で選択肢1と回答した方にお尋ねします) 連携して支援を行うことのできる機関として当てはまるものを全てを教えてください。また、その中で特に依頼が多かった上位3つの機関を教えてください。
		1 市区町村の高齢者福祉部門
		2 市区町村の障害者福祉部門
		3 市区町村の児童福祉部門や家庭児童相談室
		4 市区町村の母子保健部門や保健センター
		5 市区町村の教育委員会
		6 市区町村の生活福祉部門
		7 福祉事務所
		8 地域包括支援センター
		9 指定居宅介護支援事業所
		10 基幹相談支援センター
		11 指定特定相談支援事業所
		12 指定障害児相談支援事業所
		13 指定一般相談支援事業所
		14 市町村の障害者相談支援事業担当部署(又は市町村から委託された相談支援事業所)
		15 病院・診療所
		16 児童相談所
		17 子ども家庭支援センターや子ども子育て支援拠点
		18 婦人相談所・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等のDV被害者を対象とした支援を主に行う機関・団体
		19 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまよふが通う学校
		20 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまよふが通う保育所や認定こども園、幼稚園
		21 子どもの通う地域の施設(児童館、放課後児童クラブ等)
		22 地域の関係者(民生委員、町会・子ども会関係者、近隣住民等)
		23 アリステール・子ども食堂などの子どもを対象とした支援を主に行う民間団体・施設(公的な事業を委託されている場合も含む)
		24 その他( )
Q14	MA/SA	(Q12で選択肢1と回答した方にお尋ねします) 連携して支援を行うことのできる機関として当てはまるものを全てを教えてください。また、その中で特に依頼が多かった上位3つの機関を教えてください。
		1 市区町村の高齢者福祉部門

ID	形式	選択項目
		2 市区町村の障害者福祉部門
		3 市区町村の児童福祉部門や家庭児童相談室
		4 市区町村の母子保健部門や保健センター
		5 市区町村の教育委員会
		6 市区町村の生活福祉部門
		7 福祉事務所
		8 地域包括支援センター
		9 指定居宅介護支援事業所
		10 基幹相談支援センター
		11 指定特定相談支援事業所
		12 指定障害児相談支援事業所
		13 指定一般相談支援事業所
		14 市町村の障害者相談支援事業担当部署(又は市町村から委託された相談支援事業所)
		15 病院・診療所
		16 児童相談所
		17 子ども家庭支援センターや子ども子育て支援拠点
		18 婦人相談所・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等のDV被害者を対象とした支援を主に行う機関・団体
		19 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまよふが通う学校
		20 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまよふが通う保育所や認定こども園、幼稚園
		21 子どもの通う地域の施設(児童館、放課後児童クラブ等)
		22 地域の関係者(民生委員、町会・子ども会関係者、近隣住民等)
		23 アリステール・子ども食堂などの子どもを対象とした支援を主に行う民間団体・施設(公的な事業を委託されている場合も含む)
		24 その他( )
Q15	FA	(Q12で選択肢1と回答した方にお尋ねします) 貴地域協議会以外の外部の関係機関からの依頼に応じて連携して行った支援のうち、最も効果的な支援が行えたと感じたケースについて、簡潔に教えてください。(連携先の機関や専門職、連携して行った支援の内容と役割分担等)
Q16	SA	(Q12で選択肢2と回答した方にお尋ねします) 外部の関係機関からの依頼に応じて連携して支援を行うことを検討したが実現しなかったケースはありましたか。
		1 あった
		2 なかった
Q17	MA	(Q12で選択肢2と回答した方にお尋ねします) 外部の関係機関からの依頼に応じて連携した支援を行わなかった理由として当てはまるものを全てを回答してください。
		1 どの機関と連携すればよいか分からなかったため
		2 具体的な連携方法が分からなかったため
		3 それぞれの機関の対応方針に相違があったため
		4 対象者や家族の個人情報共有ができなかったため
		5 既存の支援で飽和状態であったため
		6 該当児童が「ヤングケアラー」であると判断できなかったため
		7 依頼元の関係機関のみで支援が可能であり連携は不要と判断したため
		8 その他( )
5. 連携して支援を行う上での課題や工夫について		
Q18	FA	連携して支援する上で課題と考えることをあげれば教えてください。これまでヤングケアラーと思われる子どもがいなかった場合には、もし、ヤングケアラーと思われる子どもがいるとしたら、連携して支援する上で何が課題になりそうかを教えてください。また、「このような役割を担う人がいればよかった、機関があればよかった」といったお考えがあれば、あわせて入力してください。
Q19	FA	連携して支援する上で特に工夫していることがあれば教えてください。
Q20	MA	貴地域協議会が主導(主催)して実施するヤングケアラーに関する取組みについて教えてください。(R3年度実施(予定含む)/実施を検討している、の別に特記)
		1 ヤングケアラーに関する条例の制定(制定に向けた検討含む)
		2 広報紙やパンフレット、ポスターなどによる啓発
		3 一般市民向けのヤングケアラーに関する講演会の開催
		4 ヤングケアラーの実態把握・調査
		5 関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の強化(ヤングケアラーに関する定例会議の実施等)

ID	形式	選択数	項目
			6 関係機関・団体とのヤングケアラーに関する勉強会や研修の実施
			7 関係機関・団体が連携して支援を行うためのマニュアルや明文化したルール作り
			8 関係機関・団体が連携して支援を行うためのコーディネーター的役割
			9 ヤングケアラーへの支援について検討するプロジェクトチームの設置
			10 ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）への相談支援の実施
			11 ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）同士の交流の場の提供
			12 上記以外の独自の取組（ ）
			13 特になし
Q21	MA		次のうち、実施方法を知りたいと思うもの上位3つまで教えてください。 1 ヤングケアラーに関する条例の制定（制定に向けた検討含む） 2 広報紙やパンフレット、ポスターなどによる啓発 3 一般市民向けのヤングケアラーに関する講演会の開催 4 ヤングケアラーの実態把握・調査 5 関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の強化（ヤングケアラーに関する定例会議の実施等） 6 関係機関・団体とのヤングケアラーに関する勉強会や研修の実施 7 関係機関・団体が連携して支援を行うためのマニュアルや明文化したルール作り 8 関係機関・団体が連携して支援を行うためのコーディネーター的役割 9 ヤングケアラーへの支援について検討するプロジェクトチームの設置 10 ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）への相談支援の実施 11 ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）同士の交流の場の提供 12 上記以外の独自の取組（ ） 13 特になし
6. モデル事業の実施について			
Q22	SA		当研究事業では、アンケート調査の結果を参考にして有識者による検討を行い、「多機関連携によるヤングケアラー支援マニュアル（仮称）」を作成する予定です。パイロット版のマニュアルを作成した段階で、同一自治体にある複数の部署や機関において試行的に使用していただき、疑問点や改善点など感想をお聞かせいただくモデル事業を実施します（モデル事業は2022年1月～2月実施予定）。このモデル事業への参加にご関心はありますか。 1 関心がある 2 関心はない 3 どちらとも言えない
7. 照会先			
Q23	FA		所在する市区町村名
Q24	FA		部署名
Q25	FA		担当者名
Q26	FA		電話番号
Q27	FA		メールアドレス

アンケート調査項目（調査B 市区町村における高齢者福祉部門）

SA：単数回答、MA：複数回答、FA：自由回答

ID	形式	選択数	項目
1. 基本情報			
Q1	SA		貴市区町村の人口 1 2万人未満 2 2万人～10万人未満 3 10万人～50万人未満 4 50万人以上
Q2	SA		貴市区町村の高齢者（65歳以上）人口 1 3千人未満 2 3千人～1万人未満 3 1万人～5万人未満 4 5万人以上
Q3	SA		所在地域（都道府県） — (47都道府県から選択)
2. ヤングケアラーについて			
Q4	SA		貴高齢者福祉部門では「ヤングケアラー」という概念を認識していますか。 1 認識している 2 認識していない
Q5	SA		ヤングケアラーに限らず、支援を多機関と連携して取り組むにあたり、外部の連携先との情報共有にかかる協定を締結していますか 1 すべての連携先と締結している 2 一部の連携先と締結している 3 協定の締結に向けた検討をしている 4 協定の締結に向けた検討はしていない 5 分からない
Q6	SA		（これまで「ヤングケアラー」という概念を認識していなかった場合も含め、全員にお伺いします）この調査において、ヤングケアラーとは、「一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている、18歳未満の若者」のことを言います。 このヤングケアラーの定義を見て、直近の1年間で、支援を必要とする高齢者の家族にヤングケアラーと思われる（可能性も含めて）子どもはいましたか。「いた」と回答した場合、その数もご入力ください。 1 いた（ ）人 2 いなかった 3 分からない
Q6-1	MA		（Q6で選択肢1と回答した方にお尋ねします）ヤングケアラーと思われる子どもが家族に対して行っているケアの内容は下記のうちどれですか。当てはまるものを全てを回答してください。 1 食事の世話（買い物、食事を作る、食べる際の介助、後片付けなど） 2 食事以外の家の中の家事（掃除、洗濯、アイロンがけ等）他、こまごまとした家事を含む 3 家族の身体介護（衣服の着脱介助、移動介助、服薬管理など） 4 家族の身体介護のうち、トイレや入浴の介助 5 見守り（直接的な介助ではないが、要ケア者の心身の状態を見守り） 6 感情面のケア 7 きょうだいのケア 8 通院の付き添い 9 通訳（コミュニケーションに困難があり通訳が必要な場合） 10 金銭管理（家計の管理やお金の出し入れの介助） 11 その他（ ）
Q6-2	MA		（Q6で選択肢1と回答した方にお尋ねします）ケアを必要としている人は下記のうちどれですか。当てはまるものを全てを回答してください。 1 母親 2 父親 3 祖母

ID	形式	選択数	項目
			4 祖父
			5 きょうだい
			6 その他 ( )
Q6-3	MA		(Q6で選択肢1と回答した方にお尋ねします) ケアを必要としている人の状況は下記のうちどれですか。当てはまるものを全て回答してください。
			1 高齢 (65歳以上)
			2 幼い
			3 妻介護 (介護が必要な状態)
			4 認知症
			5 身体障がい
			6 知的障がい
			7 精神疾患 (疑い含む)
			8 依存症 (疑い含む)
			9 7、8以外の病気
			10 その他 ( )
			11 分からない
3. ヤングケアラーを支援する際の外部機関との連携について			
Q7	SA		(Q6で選択肢1と回答した方にお尋ねします) ヤングケアラーと思われる子どもについて、貴高齢者福祉部門から依頼し、同じ市区町村内の他部署や外部の関係機関等と、必要に応じて情報共有や対応の検討を行うなどして連携して支援したケースはありましたか。「あった」と回答した場合、その概数もご入力ください。
			1 あった ( 件)
			2 なかった
Q8	MA/SA		(Q7で選択肢1と回答した方にお尋ねします) 連携して支援した機関等として当てはまるものを全て教えてください。(同じ市区町村内の他部署や外部の関係機関等からの依頼で連携したケースを除く) また、その中で特に連携が多かった上位3つの機関等を教えてください。
			1 貴市区町村の障害者福祉部門
			2 養護児童対策地域協議会
			3 貴市区町村の児童福祉部門や児童相談室 (養護児童対策地域協議会を除く)
			4 貴市区町村の母子保健部門や保健センター
			5 貴市区町村の教育委員会
			6 貴市区町村の生活福祉部門
			7 福祉事務所
			8 地域包括支援センター
			9 指定居宅介護支援事業所
			10 基幹相談支援センター
			11 指定特定相談支援事業所
			12 指定障害児相談支援事業所
			13 指定一般相談支援事業所
			14 市町村の障害者相談支援事業担当部署 (又は市町村から委託された相談支援事業所)
			15 病院・診療所
			16 児童相談所
			17 子ども家庭支援センターや子ども子育て支援拠点
			18 婦人相談所・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等のDV被害者を対象とした支援を主に行う機関・団体
			19 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまようだいの通う学校
			20 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまようだいが通う保育所や認定こども園、幼稚園
			21 子どもの通う地域の施設 (児童館、放課後児童クラブ等)
			22 地域の関係者 (民生委員、町会・子ども会関係者、近隣住民等)
			23 フリースクール・子ども食堂などの子どもを対象とした支援を主に行う民間団体・施設 (公的な事業を委託されている場合も含む)
			24 その他 ( )

ID	形式	選択数	項目
Q9	FA		(Q7で選択肢1と回答した方にお尋ねします) 連携して行った支援のうち、最も効果的な支援が行えたと感じたケースについて、簡潔に教えてください。(連携先の機関等や専門職、連携して行った支援の内容と役割分担等) (同じ市区町村内の他部署や外部の関係機関等からの依頼で連携したケースを除く)
Q10	SA		(Q7で選択肢2と回答した方にお尋ねします) 連携して支援を行うことを検討したが実現しなかったケースはありましたか。(同じ市区町村内の他部署や外部の関係機関等からの依頼で連携したケースを除く)
			1 あった
			2 なかった
Q11	MA		(Q7で選択肢2と回答した方にお尋ねします) 連携して支援したケースが特になかった理由として当てはまるものを全て回答してください。(外部の関係機関からの依頼で連携したケースを除く)
			1 どの機関と連携すればよいか分からなかったため
			2 具体的な連携方法が分からなかったため
			3 それぞれの機関の対応方針に相違があったため
			4 対象者や家族の個人情報を共有することができなかったため
			5 連携を依頼したが関係機関において既存の支援で飽和状態であったため
			6 連携を依頼した先で該当児童が「ヤングケアラー」であると判断されなかったため
			7 貴高齢者福祉部門のみで支援が可能であり連携は不要と判断したため
			8 その他 ( )
4. 外部の関係機関から依頼のあるヤングケアラーの支援について			
Q12	SA		直近の1年において、ヤングケアラーと思われる子どもについて、同じ市区町村の他部署や外部の関係機関等から依頼があり、連携して支援を行ったケースはありましたか。「あった」と回答した場合、その概数もご入力ください。
			1 あった ( 件)
			2 なかった
Q13	MA/SA		(Q12で選択肢1と回答した方にお尋ねします) 連携して支援を行うことの依頼があった機関等として当てはまるものを全て教えてください。また、その中で特に依頼が多かった上位3つの機関等を教えてください。
			1 貴市区町村の障害者福祉部門
			2 養護児童対策地域協議会
			3 貴市区町村の児童福祉部門や児童相談室 (養護児童対策地域協議会を除く)
			4 貴市区町村の母子保健部門や保健センター
			5 貴市区町村の教育委員会
			6 貴市区町村の生活福祉部門
			7 福祉事務所
			8 地域包括支援センター
			9 指定居宅介護支援事業所
			10 基幹相談支援センター
			11 指定特定相談支援事業所
			12 指定障害児相談支援事業所
			13 指定一般相談支援事業所
			14 市町村の障害者相談支援事業担当部署 (又は市町村から委託された相談支援事業所)
			15 病院・診療所
			16 児童相談所
			17 子ども家庭支援センターや子ども子育て支援拠点
			18 婦人相談所・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等のDV被害者を対象とした支援を主に行う機関・団体
			19 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまようだいの通う学校
			20 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまようだいが通う保育所や認定こども園、幼稚園
			21 子どもの通う地域の施設 (児童館、放課後児童クラブ等)
			22 地域の関係者 (民生委員、町会・子ども会関係者、近隣住民等)
			23 フリースクール・子ども食堂などの子どもを対象とした支援を主に行う民間団体・施設 (公的な事業を委託されている場合も含む)
			24 その他 ( )
Q14	MA/SA		(Q12で選択肢1と回答した方にお尋ねします) 連携して支援を行うことの依頼があったケースについて、実際に連携して支援を行った機関等として当てはまるものを全て教えてください。また、その中で特に連携が多かった上位3つの機関等を教えてください。
			1 貴市区町村の障害者福祉部門



ID	形式	選択	項目
			2 要保護児童対策地域協議会
			3 貴市区町村の児童福祉部門や家庭児童相談室（要保護児童対策地域協議会を除く）
			4 貴市区町村の母子保健部門や保護センター
			5 貴市区町村の教育委員会
			6 貴市区町村の生活福祉部門
			7 福祉事務所
			8 地域包括支援センター
			9 指定居宅介護支援事業所
			10 基幹相談支援センター
			11 指定特定相談支援事業所
			12 指定障害児相談支援事業所
			13 指定一般相談支援事業所
			14 市町村の障害者相談支援事業担当部署（又は市町村から委託された相談支援事業所）
			15 病院・診療所
			16 児童相談所
			17 子ども家庭支援センターや子ども子育て支援拠点
			18 婦人相談所・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等のDV被害者を対象とした支援を主に行う機関・団体
			19 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまよふたの通う学校
			20 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまよふたの通う保育所や認定こども園、幼稚園
			21 子どもの通う地域の施設（児童館、放課後児童クラブ等）
			22 地域の関係者（民生委員、町会・子ども会関係者、近隣住民等）
			23 アリススクール・子ども食堂などの子どもを対象とした支援を主に行う民間団体・施設（公的な事業を委託されている場合も含む）
			24 その他（ ）
Q15	FA		（Q12で選択肢1と回答した方にお尋ねします）同じ市区町村内の他部署や外部の関係機関等からの依頼に応じて連携して行った支援のうち、最も効果的な支援が行えたと感じたケースについて、簡潔に教えてください。（連携先の機関等や専門職、連携して行った支援の内容と役割分担等）
Q16	SA		（Q12で選択肢2と回答した方にお尋ねします）同じ市区町村内の他部署や関係機関等からの依頼に応じて連携して支援を行うことが検討されたが実現しなかったケースはありましたか。
			1 あった
			2 なかった
Q17	MA		（Q12で選択肢2と回答した方にお尋ねします）外部機関等からの依頼に応じて連携した支援を行わなかった理由として当てはまるものを全てを回答してください。
			1 どの機関と連携すればよいか分からなかったため
			2 具体的な連携方法が分からなかったため
			3 それぞれの機関の対応方針に相違があったため
			4 対象者や家族の個人情報を共有することができなかったため
			5 既存の支援で飽和状態であったため
			6 該当児童が「ヤングケアラー」であると判断できなかったため
			7 依頼元の関係機関のみで支援が可能であり連携は不要と判断したため
			8 その他（ ）
5. 連携して支援を行う上での課題や工夫について			
Q18	FA		連携して支援する上で課題と考えることがあれば教えてください。これまでヤングケアラーと思われる子どもがいなかった場合には、もし、ヤングケアラーと思われる子どもがいるとしたら、連携して支援する上で何が課題になりそうかを教えてください。また、「このような役割を担う人がいればよかった、機関があればよかった」といったお考えがあれば、あわせて入力してください。
Q19	FA		連携して支援する上で特に工夫していることがあれば教えてください。
Q20	MA		貴高齢者福祉部門が主催（主催）して実施するヤングケアラーに関する取組みについて教えてください。（R3年度実施（予定含む）/実施を検討している、の別に聴取）
			1 ヤングケアラーに関する条例の制定（制定に向けた検討含む）
			2 広報紙やパンフレット、ポスターなどによる啓発
			3 一般市民向けのヤングケアラーに関する講演会の開催
			4 ヤングケアラーの実態把握・調査
			5 関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の強化（ヤングケアラーに関する定例会議の実施等）

ID	形式	選択	項目
			6 関係機関・団体とのヤングケアラーに関する勉強会や研修の実施
			7 関係機関・団体が連携して支援を行うためのマニュアルや明文化したルール作り
			8 関係機関・団体が連携して支援を行うためのコーディネーター的役割
			9 ヤングケアラーへの支援について検討するプロジェクトチームの設置
			10 ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）への相談支援の実施
			11 ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）同士の交流の場の提供
			12 上記以外の独自の取組（ ）
			13 特になし
Q21	MA		次のうち、実施方法を知らないと思うもの上位3つまで教えてください。
			1 ヤングケアラーに関する条例の制定（制定に向けた検討含む）
			2 広報紙やパンフレット、ポスターなどによる啓発
			3 一般市民向けのヤングケアラーに関する講演会の開催
			4 ヤングケアラーの実態把握・調査
			5 関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の強化（ヤングケアラーに関する定例会議の実施等）
			6 関係機関・団体とのヤングケアラーに関する勉強会や研修の実施
			7 関係機関・団体が連携して支援を行うためのマニュアルや明文化したルール作り
			8 関係機関・団体が連携して支援を行うためのコーディネーター的役割
			9 ヤングケアラーへの支援について検討するプロジェクトチームの設置
			10 ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）への相談支援の実施
			11 ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）同士の交流の場の提供
			12 上記以外の独自の取組（ ）
			13 特になし
6. モデル事業の実施について			
Q22	SA		当研究事業では、アンケート調査の結果を参考にして有識者による検討を行い、「多機関連携によるヤングケアラー支援マニュアル（仮称）」を作成する予定です。パイロット版のマニュアルを作成した段階で、同一自治体にある複数の部署や機関において試行的に使用していただき、疑問点や改善点など感想をお聞かせいただくモデル事業を実施します（モデル事業は2022年1月～2月実施予定）。このモデル事業への参加にご関心はありますか。
			1 関心がある
			2 関心はない
			3 どちらとも言えない
7. 照会先			
Q23	FA		市区町村名
Q24	FA		部署名
Q25	FA		担当者名
Q26	FA		電話番号
Q27	FA		メールアドレス

ID	形式	選択数	項目
1. 基本情報			
Q1	SA		貴市区町村の人口 1 2万人未満 2 2万人～10万人未満 3 10万人～50万人未満 4 50万人以上
Q2	SA		貴市区町村の障害者人口（身体障害者手帳所持者数、療養手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数の合計） 1 3千人未満 2 3千人～1万人未満 3 1万人～5万人未満 4 5万人以上
Q3	SA		所在地域（都道府県） — (47都道府県から選択)
2. ヤングケアラーについて			
Q4	SA		貴障害者福祉部門では「ヤングケアラー」という概念を認識していますか。 1 認識している 2 認識していない
Q5	SA		ヤングケアラーに限らず、支援を多機関と連携して取り組むにあたり、外部の連携先との情報共有にかかる協定を締結していますか。 1 すべての連携先と締結している 2 一部の連携先と締結している 3 協定の締結に向けた検討をしている 4 協定の締結に向けた検討はしていない 5 分からない
Q6	SA		（これまで「ヤングケアラー」という概念を認識していなかった場合も含め、全員にお伺いします）この調査において、ヤングケアラーとは、「一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている、18歳未満の若者」のことを言います。 このヤングケアラーの定義を見て、直近の1年間で、支援を必要とする障害者の家族にヤングケアラーと思われる（可能性も含めて）子どもはいましたか。「いた」と回答した場合、その数もご入力ください。 1 いた（ 人） 2 いなかった 3 分からない
Q6-1	MA		（Q6で選択肢1と回答した方にお尋ねします）ヤングケアラーと思われる子どもが家族に対して行っているケアの内容は下記のうちどれですか。当てはまるもの全てを回答してください。 1 食事の世話（買い物、食事を作る、食べる際の介助、後片付けなど） 2 食事以外の家の中の家事（掃除、洗濯、アイロンがけ等の他、こまごまとした家事を含む） 3 家族の身体介護（衣服の着脱介助、移動介助、服薬管理など） 4 家族の身体介護のうち、トイレや入浴の介助 5 見守り（直接的な介助ではないが、要ケア者の心身の状態を見守り） 6 感情面のケア 7 きょうだいのケア 8 通院の付き添い 9 通訳（コミュニケーションに困難があり通訳が必要な場合） 10 金銭管理（家計の管理やお金の出し入れの介助） 11 その他（ ）
Q6-2	MA		（Q6で選択肢1と回答した方にお尋ねします）ケアを必要としている人は下記のうちどれですか。当てはまるもの全てを回答してください。 1 母親 2 父親 3 祖母

ID	形式	選択数	項目
			4 祖父 5 きょうだい 6 その他（ ）
Q6-3	MA		（Q6で選択肢1と回答した方にお尋ねします）ケアを必要としている人の状況は下記のうちどれですか。当てはまるもの全てを回答してください。 1 高齢（65歳以上） 2 若い 3 要介護（介護が必要な状態） 4 認知症 5 身体障がい 6 知的障がい 7 精神疾患（疑い含む） 8 依存症（疑い含む） 9 7、8以外の病気 10 その他（ ） 11 分からない
3. ヤングケアラーを支援する際の外部機関との連携について			
Q7	SA		（Q6で選択肢1と回答した方にお尋ねします）ヤングケアラーと思われる子どもについて、貴障害者福祉部門から依頼し、同じ市区町村内の他部署や外部の関係機関等と、必要に応じて情報共有や対応の検討を行うなどして連携して支援したケースはありましたか。「あった」と回答した場合、その数もご入力ください。 1 あった（ 件） 2 なかった
Q8	MA/SA		（Q7で選択肢1と回答した方にお尋ねします）連携して支援した機関等として当てはまるもの全てを教えてください。（同じ市区町村内の他部署や外部の関係機関等からの依頼で連携したケースを除く）また、その中で特に連携が多かった上位3つの機関等を教えてください。 1 貴市区町村の高齢者福祉部門 2 要保護児童対策地域協議会 3 貴市区町村の児童福祉部門や家庭児童相談室（要保護児童対策地域協議会を除く） 4 貴市区町村の母子保健部門や保健センター 5 貴市区町村の教育委員会 6 貴市区町村の生活福祉部門 7 福祉事務所 8 地域包括支援センター 9 指定居宅介護支援事業所 10 基幹相談支援センター 11 指定特定相談支援事業所 12 指定障害児相談支援事業所 13 指定一般相談支援事業所 14 市町村の障害者相談支援事業担当部署（又は市町村から委託された相談支援事業所） 15 病院・診療所 16 児童相談所 17 子ども家庭支援センターや子ども子育て支援拠点 18 婦人相談所・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等のDV被害者を対象とした支援を主に行う機関・団体 19 ヤングケアラーと思われる子どもやそのきょうだいの通う学校 20 ヤングケアラーと思われる子どもやそのきょうだいが通う保育所や認定こども園、幼稚園 21 子どもの通う地域の施設（児童館、放課後児童クラブ等） 22 地域の関係者（民生委員、町会・子ども会関係者、近隣住民等） 23 アリクスール・子ども食堂などの子どもを対象とした支援を主に行う民間団体・施設（公的な事業を委託されている場合も含む） 24 その他（ ）

ID	形式	選択	項目
Q9	FA		(Q7で選択肢1と回答した方にお尋ねします) 連携して行った支援のうち、最も効果的な支援が行えたと感じたケースについて、簡潔に教えてください。(連携先の機関等や専門職、連携して行った支援の内容と役割分担等) (同じ市区町村内の他部署や外部の関係機関等からの依頼で連携したケースを除く)
Q10	SA		(Q7で選択肢2と回答した方にお尋ねします) 連携して支援を行うことを検討したが実現しなかったケースはありましたか。(同じ市区町村内の他部署や外部の関係機関等からの依頼で連携したケースを除く)
			1 あった
			2 なかった
Q11	MA		(Q7で選択肢2と回答した方にお尋ねします) 連携して支援したケースが特になかった理由として当てはまるものを全てを回答してください。(外部の関係機関からの依頼で連携したケースを除く)
			1 どの機関と連携すればよいか分からなかったため
			2 具体的な連携方法が分からなかったため
			3 それぞれの機関の対応方針に相違があったため
			4 対象者や家族の個人情報共有ができなかったため
			5 連携を依頼した関係機関において既存の支援で飽和状態であったため
			6 連携を依頼した先で該当児童が「ヤングケアラー」であると判断されなかったため
			7 貴庁若者福祉部門のみで支援が可能であり連携は不要と判断したため
			8 その他( )
4. 外部の関係機関から依頼のあるヤングケアラーの支援について			
Q12	SA		直近1年間に、ヤングケアラーと思われる子どもについて、同じ市区町村の他部署や外部の関係機関等から依頼があり、連携して支援を行ったケースはありましたか。「あった」と回答した場合、その回数もご入力ください。
			1 あった( )件
			2 なかった
Q13	MA/SA		(Q12で選択肢1と回答した方にお尋ねします) 連携して支援を行うことのできた機関等として当てはまるものを全てを教えてください。また、その中で特に依頼が多かった上位3つの機関等を教えてください。
			1 貴市区町村の高齢者福祉部門
			2 要保護児童対策地域協議会
			3 貴市区町村の児童福祉部門や家庭児童相談室(要保護児童対策地域協議会を除く)
			4 貴市区町村の母子保健部門や保健センター
			5 貴市区町村の教育委員会
			6 貴市区町村の生活福祉部門
			7 福祉事務所
			8 地域包括支援センター
			9 指定居宅介護支援事業所
			10 基幹相談支援センター
			11 指定特定相談支援事業所
			12 指定障害児相談支援事業所
			13 指定一般相談支援事業所
			14 市町村の障害者相談支援事業担当部署(又は市町村から委託された相談支援事業所)
			15 病院・診療所
			16 児童相談所
			17 子ども家庭支援センターや子ども子育て支援拠点
			18 婦人相談所・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等のDV被害者を対象とした支援を主に行う機関・団体
			19 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまようだいの通う学校
			20 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまようだいが通う保育所や認定こども園、幼稚園
			21 子どもの通う地域の施設(児童館、放課後児童クラブ等)
			22 地域の関係者(民生委員、町会・子ども会関係者、近隣住民等)
			23 アリстокール・子ども食堂などの子どもを対象とした支援を主に行う民間団体・施設(公的な事業を委託されている場合も含む)
			24 その他( )
Q14	MA/SA		(Q12で選択肢1と回答した方にお尋ねします) 連携して支援を行うことのできた機関等について、実際に連携して支援を行った機関等として当てはまるものを全てを教えてください。また、その中で特に連携が多かった上位3つの機関等を教えてください。
			1 貴市区町村の高齢者福祉部門

ID	形式	選択	項目
			2 要保護児童対策地域協議会
			3 貴市区町村の児童福祉部門や家庭児童相談室(要保護児童対策地域協議会を除く)
			4 貴市区町村の母子保健部門や保健センター
			5 貴市区町村の教育委員会
			6 貴市区町村の生活福祉部門
			7 福祉事務所
			8 地域包括支援センター
			9 指定居宅介護支援事業所
			10 基幹相談支援センター
			11 指定特定相談支援事業所
			12 指定障害児相談支援事業所
			13 指定一般相談支援事業所
			14 市町村の障害者相談支援事業担当部署(又は市町村から委託された相談支援事業所)
			15 病院・診療所
			16 児童相談所
			17 子ども家庭支援センターや子ども子育て支援拠点
			18 婦人相談所・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等のDV被害者を対象とした支援を主に行う機関・団体
			19 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまようだいの通う学校
			20 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまようだいが通う保育所や認定こども園、幼稚園
			21 子どもの通う地域の施設(児童館、放課後児童クラブ等)
			22 地域の関係者(民生委員、町会・子ども会関係者、近隣住民等)
			23 アリстокール・子ども食堂などの子どもを対象とした支援を主に行う民間団体・施設(公的な事業を委託されている場合も含む)
			24 その他( )
Q15	FA		(Q12で選択肢1と回答した方にお尋ねします) 同じ市区町村内の他部署や外部の関係機関等からの依頼に応じて連携して行った支援のうち、最も効果的な支援が行えたと感じたケースについて、簡潔に教えてください。(連携先の機関等や専門職、連携して行った支援の内容と役割分担等)
Q16	SA		(Q12で選択肢2と回答した方にお尋ねします) 同じ市区町村内の他部署や関係機関等からの依頼に応じて連携して支援を行うことを検討したが実現しなかったケースはありましたか。
			1 あった
			2 なかった
Q17	MA		(Q12で選択肢2と回答した方にお尋ねします) 外部機関等からの依頼に応じて連携して支援を行わなかった理由として当てはまるものを全てを回答してください。
			1 どの機関と連携すればよいか分からなかったため
			2 具体的な連携方法が分からなかったため
			3 それぞれの機関の対応方針に相違があったため
			4 対象者や家族の個人情報共有ができなかったため
			5 既存の支援で飽和状態であったため
			6 該当児童が「ヤングケアラー」であると判断できなかったため
			7 依頼元の関係機関のみで支援が可能であり連携は不要と判断したため
			8 その他( )
5. 連携して支援を行う上での課題や工夫について			
Q18	FA		連携して支援する上で課題と考えることがあれば教えてください。これまでヤングケアラーと思われる子どもがいなかった場合には、もし、ヤングケアラーと思われる子どもがいるとしたら、連携して支援する上で何が課題になりそうかを教えてください。また、「このような役割を担う人がいればよかった、機関があればよかった」といったお考えがあれば、あわせて入力してください。
Q19	FA		連携して支援する上で特に工夫していることがあれば教えてください。
Q20	MA		貴庁若者福祉部門が主幹(主催)として実施するヤングケアラーに関する取組みについて教えてください。(R3年度実施(予定含む)実施を検討している、の別に聴取)
			1 ヤングケアラーに関する条例の制定(制定に向けた検討含む)
			2 広報紙やパンフレット、ポスターなどによる啓発
			3 一般市民向けのヤングケアラーに関する講演会の開催
			4 ヤングケアラーの実態把握・調査
			5 関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の強化(ヤングケアラーに関する定例会議の実施等)

ID	形式	選択結果	項目
			6 関係機関・団体とのヤングケアラーに関する勉強会や研修の実施
			7 関係機関・団体が連携して支援を行うためのマニュアルや明文化したルール作り
			8 関係機関・団体が連携して支援を行うためのコーディネーター的役割
			9 ヤングケアラーへの支援について検討するプロジェクトチームの設置
			10 ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）への相談支援の実施
			11 ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）同士の交流の場の提供
			12 上記以外の独自の取組（ ）
			13 特になし
Q21	MA		次のうち、実施方法を知りたいと思うもの上位3つまで教えてください。 1 ヤングケアラーに関する条例の制定（制定に向けた検討含む） 2 広報紙やパンフレット、ポスターなどによる啓発 3 一般市民向けのヤングケアラーに関する講演会の開催 4 ヤングケアラーの実態把握・調査 5 関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の強化（ヤングケアラーに関する定例会議の実施等） 6 関係機関・団体とのヤングケアラーに関する勉強会や研修の実施 7 関係機関・団体が連携して支援を行うためのマニュアルや明文化したルール作り 8 関係機関・団体が連携して支援を行うためのコーディネーター的役割 9 ヤングケアラーへの支援について検討するプロジェクトチームの設置 10 ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）への相談支援の実施 11 ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）同士の交流の場の提供 12 上記以外の独自の取組（ ） 13 特になし
6. モデル事業の実施について			
Q22	SA		当研究事業では、アンケート調査の結果を参考にして有識者による検討を行い、「多機関連携によるヤングケアラー支援マニュアル（仮称）」を作成する予定です。パイロット版のマニュアルを作成した段階で、同一自治体にある複数の部署や機関において試行的に使用していただき、疑問点や改善点など感想をお聞かせいただくモデル事業を実施します（モデル事業は2022年1月～2月実施予定）。このモデル事業への参加にご関心はありますか。 1 関心がある 2 関心はない 3 どちらとも言えない
7. 照会先			
Q23	FA		市区町村名
Q24	FA		部署名
Q25	FA		担当者名
Q26	FA		電話番号
Q27	FA		メールアドレス

アンケート調査項目（調査D 教育委員会）

SA：単数回答、MA：複数回答、FA：自由回答

ID	形式	選択結果	項目
1. 基本情報			
Q1	SA		貴教育委員会の種類 1 都道府県に設置された教育委員会 2 政令指定都市に設置された教育委員会 3 市町村に設置された教育委員会 4 広域連合・共同設置である教育委員会
Q2	SA		貴教育委員会が所管する自治体の人口 1 2万人未満 2 2万人～10万人未満 3 10万人～50万人未満 4 50万人以上
Q3	SA		貴教育委員会が所在する自治体の中学生人口 1 200人未満 2 200人～1千名未満 3 1千～5千名未満 4 5千人以上
Q4	SA		所在地域（都道府県） （47都道府県から選択）
2. ヤングケアラーについて			
Q5	SA		貴教育委員会では「ヤングケアラー」という概念を認識していますか。 1 認識している 2 認識していない
Q6	SA		ヤングケアラーに限らず、支援を多機関と連携して取り組むにあたり、外部の連携先との情報共有にかかる協定を締結していますか。 1 すべての連携先と締結している 2 一部の連携先と締結している 3 協定の締結に向けた検討をしている 4 協定の締結に向けた検討はしていない 5 分からない
Q7	SA		（これまで「ヤングケアラー」という概念を認識していなかった場合も含め、全員にお伺いします）この調査において、ヤングケアラーとは、「一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている、18歳未満の若者」のことを言います。 このヤングケアラーの定義を見て、直近の1年間で、ヤングケアラーと思われる（可能性も含めて）子どもはいましたか。「いた」と回答した場合、その概数をご入力ください。 1 いた（ ）人 2 いなかった 3 分からない
Q7-1	MA		（Q7で選択肢1と回答した方にお尋ねします）ヤングケアラーと思われる子どもが家族に対して行っているケアの内容は下記のうちどれですか。 1 食事の世話（買い物、食事を作る、食べる際の介助、後片付けなど） 2 食事以外の家の家事（掃除、洗濯、アイロンかけ等の他、こまごまとした家事を含む） 3 家族の身体介護（衣服の着脱介助、移動介助、服薬管理など） 4 家族の身体介護のうち、トイレや入浴の介助 5 見守り（直接的な介助ではないが、要ケア者の心身の状態を見守り） 6 感情面のケア 7 まようだいのケア 8 送迎の付き添い 9 通訳（コミュニケーションに困難があり通訳が必要な場合） 10 金銭管理（家計の管理やお金の出し入れの介助）

ID	形式	選択	項目
			11 その他 ( )
Q7-2	MA		(Q7で選択肢1と回答した方にお尋ねします) ケアを必要としている人は下記のうちどれですか。当てはまるもの全てを回答してください。 1 母親 2 父親 3 祖母 4 祖父 5 きょうだい 6 その他 ( )
Q7-3	MA		(Q7で選択肢1と回答した方にお尋ねします) ケアを必要としている人の状況は下記のうちどれですか。当てはまるもの全てを回答してください。 1 高齢 (65歳以上) 2 幼い 3 要介護 (介護が必要な状態) 4 認知症 5 身体障がい 6 知的障がい 7 精神疾患 (疑い含む) 8 依存症 (疑い含む) 9 7、8以外の病気 10 その他 ( ) 11 分からない
3. ヤングケアラーを支援する際の外部機関との連携について			
Q8	SA		(Q7で選択肢1と回答した方にお尋ねします) ヤングケアラーと思われる子どもについて、貴教育委員会から依頼し、外部の関係機関と、必要に応じて情報共有や対応の検討を行うなどして連携して支援したケースはありましたか。「あった」と回答した場合、その概数もご入力ください。 1 あった ( 件) 2 なかった
Q9	MA/SA		(Q8で選択肢1と回答した方にお尋ねします) 連携して支援した機関等として当てはまるもの全てを教えてください。(外部の関係機関からの依頼で連携したケースを除く) また、その中で特に連携が多かった上位3つの機関等を教えてください。 1 市区町村の高齢者福祉部門 2 市区町村の障害者福祉部門 3 要保護児童対策地域協議会 4 市区町村の児童福祉部門や家庭児童相談室 5 市区町村の母子保健部門や保健センター 6 市区町村の生活福祉部門 7 福祉事務所 8 地域包括支援センター 9 指定居宅介護支援事業所 10 基幹相談支援センター 11 指定特定相談支援事業所 12 指定障害児相談支援事業所 13 指定一般相談支援事業所 14 市町村の障害者相談支援事業担当部署 (又は市町村から委託された相談支援事業所) 15 病院・診療所 16 児童相談所 17 子ども家庭支援センターや子ども子育て支援拠点 18 婦人相談所・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等のDV被害者を対象とした支援を行う機関・団体 19 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまじょうだいの通う学校 20 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまじょうだいが通う保育所や認定こども園、幼稚園

ID	形式	選択	項目
			21 子どもの通う地域の施設 (児童館、放課後児童クラブ等) 22 地域の関係者 (民生委員、町会・子ども会関係者、近隣住民等) 23 アリクスクール・子ども食堂などの子どもを対象とした支援を主に行う民間団体・施設 (公的な事業を委託されている場合も含む) 24 その他 ( )
Q10	FA		連携して行った支援のうち、最も効果的な支援が行えたと感じたケースについて、簡潔に教えてください (連携先の機関や専門職、連携して行った支援の内容と役割分担等) (外部の関係機関からの依頼で連携したケースを除く)
Q11	SA		(Q8で選択肢2と回答した方にお尋ねします) 連携して支援を行うことを検討したが実現しなかったケースはありましたか。(外部の関係機関からの依頼で連携したケースを除く) 1 あった 2 なかった
Q12	MA		(Q8で選択肢2と回答した方にお尋ねします) 連携して支援したケースが特になかった理由として当てはまるもの全てを回答してください。(外部の関係機関からの依頼で連携したケースを除く) 1 どの機関と連携すればよいか分からなかったため 2 具体的な連携方法が分からなかったため 3 それぞれの機関の対応方針に相違があったため 4 対象者や家族の個人情報共有することができなかったため 5 連携を依頼したが関係機関において既存の支援で飽和状態であったため 6 連携を依頼した先で該当児童が「ヤングケアラー」であると判断されなかったため 7 貴教育委員会のみで支援が可能であり連携は不要と判断したため 8 その他 ( )
4. 外部の関係機関から依頼のあるヤングケアラーの支援について			
Q13	SA		直近の1年間において、ヤングケアラーと思われる子どもについて、貴教育委員会以外外部の関係機関から依頼があり、連携して支援を行ったケースはありましたか。「あった」と回答した場合、その概数もご入力ください。 1 あった ( 件) 2 なかった
Q14	MA/SA		(Q13で選択肢1と回答した方にお尋ねします) 連携して支援を行うことの依頼があった機関として当てはまるもの全てを教えてください。また、その中で特に依頼が多かった上位3つの機関を教えてください。 1 市区町村の高齢者福祉部門 2 市区町村の障害者福祉部門 3 要保護児童対策地域協議会 4 市区町村の児童福祉部門や家庭児童相談室 (要保護児童対策地域協議会を除く) 5 市区町村の母子保健部門や保健センター 6 市区町村の生活福祉部門 7 福祉事務所 8 地域包括支援センター 9 指定居宅介護支援事業所 10 基幹相談支援センター 11 指定特定相談支援事業所 12 指定障害児相談支援事業所 13 指定一般相談支援事業所 14 市町村の障害者相談支援事業担当部署 (又は市町村から委託された相談支援事業所) 15 病院・診療所 16 児童相談所 17 子ども家庭支援センターや子ども子育て支援拠点 18 婦人相談所・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等のDV被害者を対象とした支援を主に行う機関・団体 19 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまじょうだいの通う学校 20 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまじょうだいが通う保育所や認定こども園、幼稚園 21 子どもの通う地域の施設 (児童館、放課後児童クラブ等) 22 地域の関係者 (民生委員、町会・子ども会関係者、近隣住民等) 23 アリクスクール・子ども食堂などの子どもを対象とした支援を主に行う民間団体・施設 (公的な事業を委託されている場合も含む)

ID	形式	選択項目
		24 その他 ( )
Q15	MA/SA	(Q13で選択肢1と回答した方にお尋ねします) 連携して支援を行うことの依頼があったケースについて、実際に連携して支援を行った機関として当てはまるものを全て教えてください。また、その中で特に連携が多かった上位3つの機関を教えてください。 1 市区町村の高齢福祉部門 2 市区町村の障害福祉部門 3 要保護児童対策地域協議会 4 市区町村の児童福祉部門や家庭児童相談室 (要保護児童対策地域協議会を除く) 5 市区町村の母子保健部門や保健センター 6 市区町村の生活福祉部門 7 福祉事務所 8 地域包括支援センター 9 指定居宅介護支援事業所 10 基幹相談支援センター 11 指定特定相談支援事業所 12 指定障害児相談支援事業所 13 指定一般相談支援事業所 14 市町村の障害者相談支援事業担当部署 (又は市町村から委託された相談支援事業所) 15 病院・診療所 16 児童相談所 17 子ども家庭支援センターや子ども子育て支援拠点 18 婦人相談所・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等のDV被害者を対象とした支援を主に行う機関・団体 19 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまようだいが通う学校 20 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまようだいが通う保育所や認定こども園、幼稚園 21 子どもの通う地域の施設 (児童館、放課後児童クラブ等) 22 地域の関係者 (民生委員、町会・子ども会関係者、近隣住民等) 23 アリソン・子ども食堂などの子どもを対象とした支援を主に行う民間団体・施設 (公的な事業を委託されている場合も含む) 24 その他 ( )
Q16	FA	(Q13で選択肢1と回答した方にお尋ねします) 貴教育委員会以外の外部の関係機関からの依頼に応じて連携して行った支援のうち、最も効果的な支援が行えたと感じたケースについて、簡潔に教えてください。(連携先の機関や専門職、連携して行った支援の内容と役割分担等)
Q17	SA	(Q13で選択肢2と回答した方にお尋ねします) 外部の関係機関等からの依頼に応じて連携して支援を行うことを検討したが実現しなかったケースがありましたか。 1 あった 2 なかった
Q18	MA	(Q13で選択肢2と回答した方にお尋ねします) 外部機関からの依頼に応じて連携した支援を行わなかった理由として当てはまるものを全てを回答してください。 1 どの機関と連携すればよいか分からなかったため 2 具体的な連携方法が分からなかったため 3 それぞれの機関の対応方針に相違があったため 4 対象者や家族の個人情報共有することができなかったため 5 既存の支援で満足状態であったため 6 該当児童が「ヤングケアラー」であると判断できなかったため 7 依頼元の関係機関のみで支援が可能であり連携は不要と判断したため 8 その他 ( )
5. 連携して支援を行う上での課題や工夫について		
Q19	FA	連携して支援する上で課題と考えることがあれば教えてください。これまでヤングケアラーと思われる子どもがいなかった場合には、もし、ヤングケアラーと思われる子どもがいるとしたら、連携して支援する上で何が課題になりそうかを教えてください。また、「このような役割を担う人がいればよかった」、機関があればよかった」といったお考えがあれば、あわせて記載してください。
Q20	FA	連携して支援する上で特に工夫していることがあれば教えてください。
Q21	MA	貴教育委員会が主導 (主催) して実施するヤングケアラーに関する取組みについて教えてください。(R3年度実施(予定含む)/実施を検討している、の別に別記) 1 ヤングケアラーに関する条例の制定 (制定に向けた検討含む)

ID	形式	選択項目
		2 広報紙やパンフレット、ポスターなどによる啓発 3 一般市民向けのヤングケアラーに関する講演会の開催 4 ヤングケアラーの実態把握・調査 5 関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の強化 (ヤングケアラーに関する定例会議の実施等) 6 関係機関・団体とのヤングケアラーに関する勉強会や研修の実施 7 関係機関・団体が連携して支援を行うためのマニュアルや明文化したルール作り 8 関係機関・団体が連携して支援を行うためのコーディネーター的役割 9 ヤングケアラーへの支援について検討するプロジェクトチームの設置 10 ヤングケアラー (元ヤングケアラー含む) への相談支援の実施 11 ヤングケアラー (元ヤングケアラー含む) 同士の交流の場の提供 12 上記以外の独自の取組 ( ) 13 特になし
Q22	MA	次のうち、実施方法を知りたいと思うもの上位3つまで教えてください。 1 ヤングケアラーに関する条例の制定 (制定に向けた検討含む) 2 広報紙やパンフレット、ポスターなどによる啓発 3 一般市民向けのヤングケアラーに関する講演会の開催 4 ヤングケアラーの実態把握・調査 5 関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の強化 (ヤングケアラーに関する定例会議の実施等) 6 関係機関・団体とのヤングケアラーに関する勉強会や研修の実施 7 関係機関・団体が連携して支援を行うためのマニュアルや明文化したルール作り 8 関係機関・団体が連携して支援を行うためのコーディネーター的役割 9 ヤングケアラーへの支援について検討するプロジェクトチームの設置 10 ヤングケアラー (元ヤングケアラー含む) への相談支援の実施 11 ヤングケアラー (元ヤングケアラー含む) 同士の交流の場の提供 12 上記以外の独自の取組 ( ) 13 特になし
6. モデル事業の実施について		
Q23	SA	当研究事業では、アンケート調査の結果を参考にして有識者による検討を行い、「多機関連携によるヤングケアラー支援マニュアル (仮称)」を作成する予定です。パイロット版のマニュアルを作成した段階で、同一自治体にある複数の部署や機関において試行的に使用していただき、疑問点や改善点など感想をお聞かせいただくモデル事業を実施します (モデル事業は2022年1月~2月実施予定)。このモデル事業への参加にご関心はありますか。 1 関心がある 2 関心はない 3 どちらとも言えない
7. 照会先		
Q24	FA	貴教育委員会名
Q25	FA	本件の担当部署名
Q26	FA	担当者名
Q27	FA	電話番号
Q28	FA	メールアドレス

ID	形式	選択数	項目
1. 基本情報			
Q1	SA		年齢 1 20代 2 30代 3 40代 4 50代 5 60代以上
Q2	SA		性別 1 男性 2 女性
Q3	FA		主任ケアマネジャーあるいはケアマネジャーとしての通算経過年数 ( )年
Q4	MA		主任ケアマネジャーあるいはケアマネジャー以外の所持資格 1 介護福祉士 2 社会福祉士 3 精神保健福祉士 4 保健師 5 看護師、准看護師 6 訪問介護員（ホームヘルパー） 7 相談援助業務従事者 8 その他（ ）
Q5	SA		所属施設 1 地域包括支援センター 2 指定居宅介護支援事業所
Q6	SA		所属する機関の所在地 - (47都道府県から選択)
2. ヤングケアラーについて			
Q7	SA		あなたは「ヤングケアラー」という概念を認識していますか 1 言葉を知らない 2 言葉は聞いたことがあるが、具体的には知らない 3 言葉は知っているが、業務を通して特別な対応をしていない 4 言葉を知っており、業務を通して意識して対応している
Q8	SA		所属先では、ヤングケアラーに限らず担当するケースの支援を多機関と連携して取り進むにあたり、連携先との情報共有にかかる協定を締結していますか。 1 すべての連携先と締結している 2 一部の連携先と締結している 3 協定の締結に向けた検討をしている 4 協定の締結に向けた検討はしていない 5 分からない
Q9	SA		(これまで「ヤングケアラー」という概念を認識していなかった場合も含め、全員にお伺いします) ヤングケアラーとは、「一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている、18歳未満の若者」のことを言います。 このヤングケアラーの定義を見て、直近の1年間で、担当するケースにおいてヤングケアラーと思われる(可能性も含めて)子どもはいましたか。「いた」と回答した場合、その概数もご記入ください。 1 いた( )人 2 いなかった 3 分からない
Q9-1	MA		(Q9で選択肢1と回答した方にお尋ねします) ヤングケアラーと思われる子どもが家族に対して行っているケアの内容は下記のうちどれですか。当てはまるもの全てを回答してください。

ID	形式	選択数	項目
			1 食事の世話(買い物、食事を作る、食べる際の介助、後片付けなど) 2 食事以外の家の家事(掃除、洗濯、アイロンがけ等の他、こまごまとした家事を含む) 3 家族の身体介護(衣服の着脱介助、移動介助、服薬管理など) 4 家族の身体介護のうち、トイレや入浴の介助 5 見守り(直接的な介助ではないが、要ケア者の心身の状態を見守り) 6 感情面のケア 7 きょうだいのケア 8 通院の付き添い 9 通訳(コミュニケーションに困難があり通訳が必要な場合) 10 金銭管理(家計の管理やお金の出し入れの介助) 11 その他( )
Q9-2	MA		(Q9で選択肢1と回答した方にお尋ねします) ケアを必要としている人は下記のうちどれですか。当てはまるもの全てを回答してください。 1 母親 2 父親 3 祖母 4 祖父 5 きょうだい 6 その他( )
Q9-3	MA		(Q9で選択肢1と回答した方にお尋ねします) ケアを必要としている人の状況は下記のうちどれですか。当てはまるもの全てを回答してください。 1 高齢(65歳以上) 2 幼い 3 要介護(介護が必要な状態) 4 認知症 5 身体障がい 6 知的障がい 7 精神疾患(疑い含む) 8 依存症(疑い含む) 9 7、8以外の病気 10 その他( ) 11 分からない
3. ヤングケアラーを支援する際の外部機関との連携について			
Q10	SA		(Q9で選択肢1と回答した方にお尋ねします) ヤングケアラーと思われる子どもについて、所属先以外の外部の関係機関と、必要に応じて情報共有や対応の検討を行うなどで連携して支援したケースはありましたか。「あった」と回答した場合、その概数もご記入ください。 1 あった( )件 2 特になかった
Q11	MA/SA		(Q10で選択肢1と回答した方にお尋ねします) 連携して支援した機関として当てはまるものを全て教えてください。また、その中で特に連携が多かった上位3つの機関を教えてください。 1 市区町村の高齢者福祉部門 2 市区町村の障害福祉部門 3 要保護児童対策地域協議会 4 市区町村の児童福祉部門や家庭児童相談室(要保護児童対策地域協議会を除く) 5 市区町村の母子保健部門や保健センター 6 市区町村の教育委員会 7 市区町村の生活福祉部門 8 福祉事務所 9 地域包括支援センター 10 指定居宅介護支援事業所 11 基幹相談支援センター

ID	形式	選択項目
		12 指定特定相談支援事業所
		13 指定障害児相談支援事業所
		14 指定一般相談支援事業所
		15 市町村の障害者相談支援事業担当部署（又は市町村から委託された相談支援事業所）
		16 病院・診療所
		17 児童相談所
		18 子ども家庭支援センターや子ども子育て支援拠点
		19 婦人相談所・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等のDV被害者を対象とした支援を主に行う機関・団体
		20 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまじりの通う学校
		21 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまじりが通う保育所や認定こども園、幼稚園
		22 子どもの通う地域の施設（児童館、放課後児童クラブ等）
		23 地域の関係者（民生委員、町会・子ども会関係者、近隣住民等）
		24 フリースクール・子ども食堂などの子どもを対象とした支援を主に行う民間団体・施設（公的な事業を委託されている場合も含む）
		25 その他（ ）
Q12	FA	（Q10で選択肢1と回答した方にお尋ねします）連携して行った支援のうち、最も効果的な支援が行えたと感じたケースについて、簡潔に教えてください。（連携先の機関や専門職、連携して行った支援の内容と役割分担等）
Q13	SA	（Q10で選択肢2と回答した方にお尋ねします）連携して支援を行うことを検討したが実現しなかったケースはありましたか。
		1 あった
		2 なかった
Q14	MA	（Q10で選択肢2と回答した方にお尋ねします）連携して支援したケースが特になかった理由として当てはまるもの全てを回答してください。
		1 どの機関と連携すればよいか分からなかったため
		2 具体的な連携方法が分からなかったため
		3 それぞれの機関の対応方針に相違があったため
		4 利用者や家族の個人情報共有することができなかったため
		5 連携を依頼したが関係機関において既存の支援で飽和状態であったため
		6 連携を依頼した先で該当児童が「ヤングケアラー」であると判断されなかったため
		7 所属する事業所のみで支援が可能であり連携は不要と判断したため
		8 その他（ ）
		4. 外部の関係機関から依頼のあるヤングケアラーの支援について
Q15	SA	最近の1年間に於いて、ヤングケアラーと思われる子どもについて、所属先以外の外部の関係機関から依頼があり、連携して支援を行ったケースはありましたか。「あった」と回答した場合、その概数もご記入ください。
		1 あった（ 件）
		2 なかった
Q16	NA/SA	（Q15で選択肢1と回答した方にお尋ねします）連携して支援を行うことの依頼があった機関として当てはまるもの全てを教えてください。また、その中で特に依頼が多かった上位3つの機関を教えてください。
		1 市区町村の高齢者福祉部門
		2 市区町村の障害者福祉部門
		3 要保護児童対策地域協議会
		4 市区町村の児童福祉部門や家庭児童相談室（要保護児童対策地域協議会を除く）
		5 市区町村の母子保健部門や保健センター
		6 市区町村の教育委員会
		7 市区町村の生活福祉部門
		8 福祉事務所
		9 地域包括支援センター
		10 指定居宅介護支援事業所
		11 基幹相談支援センター
		12 指定特定相談支援事業所
		13 指定障害児相談支援事業所
		14 指定一般相談支援事業所
		15 市町村の障害者相談支援事業担当部署（又は市町村から委託された相談支援事業所）

ID	形式	選択項目
		16 病院・診療所
		17 児童相談所
		18 子ども家庭支援センターや子ども子育て支援拠点
		19 婦人相談所・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等のDV被害者を対象とした支援を主に行う機関・団体
		20 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまじりの通う学校
		21 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまじりが通う保育所や認定こども園、幼稚園
		22 子どもの通う地域の施設（児童館、放課後児童クラブ等）
		23 地域の関係者（民生委員、町会・子ども会関係者、近隣住民等）
		24 フリースクール・子ども食堂などの子どもを対象とした支援を主に行う民間団体・施設（公的な事業を委託されている場合も含む）
		25 その他（ ）
Q17	NA/SA	（Q15で選択肢1と回答した方にお尋ねします）連携して支援を行うことの依頼があったケースについて、実際に連携して支援を行った機関として当てはまるもの全てを教えてください。また、その中で特に連携が多かった上位3つの機関を教えてください。
		1 市区町村の高齢者福祉部門
		2 市区町村の障害者福祉部門
		3 要保護児童対策地域協議会
		4 市区町村の児童福祉部門や家庭児童相談室（要保護児童対策地域協議会を除く）
		5 市区町村の母子保健部門や保健センター
		6 市区町村の教育委員会
		7 市区町村の生活福祉部門
		8 福祉事務所
		9 地域包括支援センター
		10 指定居宅介護支援事業所
		11 基幹相談支援センター
		12 指定特定相談支援事業所
		13 指定障害児相談支援事業所
		14 指定一般相談支援事業所
		15 市町村の障害者相談支援事業担当部署（又は市町村から委託された相談支援事業所）
		16 病院・診療所
		17 児童相談所
		18 子ども家庭支援センターや子ども子育て支援拠点
		19 婦人相談所・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等のDV被害者を対象とした支援を主に行う機関・団体
		20 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまじりの通う学校
		21 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまじりが通う保育所や認定こども園、幼稚園
		22 子どもの通う地域の施設（児童館、放課後児童クラブ等）
		23 地域の関係者（民生委員、町会・子ども会関係者、近隣住民等）
		24 フリースクール・子ども食堂などの子どもを対象とした支援を主に行う民間団体・施設（公的な事業を委託されている場合も含む）
		25 その他（ ）
Q18	FA	（Q15で選択肢1と回答した方にお尋ねします）連携して行った支援のうち、最も効果的な支援が行えたと感じたケースについて、簡潔に教えてください。（連携先の機関や専門職、連携して行った支援の内容と役割分担等）
Q19	SA	（Q15で選択肢2と回答した方にお尋ねします）連携して支援を行うことを検討したが実現しなかったケースはありましたか。
		1 あった
		2 なかった
Q20	MA	（Q15で選択肢2と回答した方にお尋ねします）外部機関からの依頼に応じて連携した支援を行わなかった理由として当てはまるもの全てを回答してください。
		1 どの機関と連携すればよいか分からなかったため
		2 具体的な連携方法が分からなかったため
		3 それぞれの機関の対応方針に相違があったため
		4 利用者や家族の個人情報共有することができなかったため
		5 既存の支援で飽和状態であったため



ID	形式	選択数	項目
			6 該当児童が「ヤングケアラー」であると判断できなかったため
			7 依頼元の関係機関のみで支援が可能であり連携は不要と判断したため
			8 その他（ ）
5. 連携して支援を行う上での課題や工夫について			
Q21	FA		連携して支援する上で課題と考えることがあれば教えてください。これまであなたが担当したケースにおいてヤングケアラーと思われる子どもがいなかった場合には、もし、担当するケースにヤングケアラーと思われる子どもがいるとしたら、連携して支援する上で何が課題になりそうかを教えてください。また、「このような役割を担う人がいればよかった、機関があればよかった」といったお考えがあれば、あわせて入力してください。
Q22	FA		連携して支援する上で特に工夫していることがあれば教えてください。
Q23	FA		ご自身の現在の職務の範囲内でヤングケアラーの支援を行う場合、具体的にどのような内容の支援が実施可能ですか。

アンケート調査項目（調査F 相談支援専門員）

SA：単数回答、MA：複数回答、FA：自由回答

ID	形式	選択数	項目
1. 基本情報			
Q1	SA		年齢
			1 20代
			2 30代
			3 40代
			4 50代
			5 60代以上
Q2	SA		性別
			1 男性
			2 女性
Q3	FA		相談支援専門員としての通算経験年数（主任相談支援専門員が回答する場合、主任相談支援専門員としての経験も含めて通算する） （ ）年
Q4	MA		相談支援専門員以外の所持資格
			1 主任相談支援専門員
			2 介護福祉士
			3 社会福祉士
			4 公認心理師
			5 精神保健福祉士
			6 社会福祉士実習指導者
			7 精神保健福祉士実習指導者
			8 介護支援専門員（ケアマネジャー）
			9 訪問介護員（ホームヘルパー）
			10 養護師、准看護師
			11 保育士
			12 その他（ ）
Q5	MA		あなたの所属先の種類
			1 基幹相談支援センター
			2 指定特定相談支援事業所
			3 指定障害児相談支援事業所
			4 指定一般相談支援事業所
			5 市町村の障害者相談支援事業担当部署（又は市町村から委託された相談支援事業所）
Q6	SA		所属する機関の所在地
			— (47都道府県から選択)
2. ヤングケアラーについて			
Q7	SA		あなたは「ヤングケアラー」という概念を認識していますか
			1 言葉を知らない
			2 言葉は聞いたことがあるが、具体的には知らない
			3 言葉は知っているが、業務を通して特別な対応をしていない
			4 言葉を知っており、業務を通して意識して対応している
Q8	SA		所属先では、ヤングケアラーに限らず担当するケースの支援を多機関と連携して取り進むにあたり、連携先との情報共有にかかる協定を締結していますか
			1 すべての連携先と締結している
			2 一部の連携先と締結している
			3 協定の締結に向けた検討をしている
			4 協定の締結に向けた検討はしていない
			5 分からない

ID	形式	選択数	項目
Q9	SA		(これまで「ヤングケアラー」という概念を認識していなかった場合も含め、全員にお伺いします) ヤングケアラーとは、「一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている、18歳未満の若者」のことを言います。 ヤングケアラーの定義を見て、直近の1年間で、担当するケースにおいてヤングケアラーと思われる(可能性も含めて)子どもはいましたが、「いた」と回答した場合、その数値もご記入ください。 1 いた ( 人) 2 いなかった 3 分からない
Q9-1	MA		(Q9で選択肢1と回答した方にお尋ねします) ヤングケアラーと思われる子どもが家族に対して行っているケアの内容は下記のうちどれですか。当てはまるもの全てを回答してください。 1 食事の世話(買い物、食事を作る、食べる際の介助、後片付けなど) 2 食事以外の家の家事(掃除、洗濯、アイロンがけ等)他、こまごまとした家事を含む) 3 家族の身体介護(衣服の着脱介助、移動介助、服薬管理など) 4 家族の身体介護のうち、トイレや入浴の介助 5 見守り(直接的な介助ではないが、要ケア者の心身の状態を見守り) 6 感情面のケア 7 まようだいのケア 8 通院の付き添い 9 通訳(コミュニケーションに困難があり通訳が必要な場合) 10 金銭管理(家計の管理やお金の出し入れの介助) 11 その他( )
Q9-2	MA		(Q9で選択肢1と回答した方にお尋ねします) ケアを必要としている人は下記のうちどれですか。当てはまるもの全てを回答してください。 1 母親 2 父親 3 祖母 4 祖父 5 まようだい 6 その他( )
Q9-3	MA		(Q9で選択肢1と回答した方にお尋ねします) ケアを必要としている人の状況は下記のうちどれですか。当てはまるもの全てを回答してください。 1 高齢(65歳以上) 2 若い 3 要介護(介護が必要な状態) 4 認知症 5 身体障がい 6 知的障がい 7 精神疾患(疑い含む) 8 依存症(疑い含む) 9 7、8以外の病気 10 その他( ) 11 分からない
3. ヤングケアラーを支援する際の外部機関との連携について			
Q10	SA		(Q9で選択肢1と回答した方にお尋ねします) ヤングケアラーと思われる子どもについて、所属先以外の外部の関係機関と、必要に応じて情報共有や対応の検討を行うなどして連携して支援したケースはありましたか。「あった」と回答した場合、その数値もご記入ください。 1 あった ( 件) 2 なかった
Q11	MA/SA		(Q10で選択肢1と回答した方にお尋ねします) 連携して支援した機関として当てはまるもの全てを教えてください。また、その中で特に連携が多かった上位3つの機関を教えてください。 1 市区町村の高齢者福祉部門 2 市区町村の障害者福祉部門 3 要保護児童対策地域協議会 4 市区町村の児童福祉部門や家庭児童相談室(要保護児童対策地域協議会を除く)

ID	形式	選択数	項目
			5 市区町村の母子保健部門や保健センター 6 市区町村の教育委員会 7 市区町村の生活福祉部門 8 福祉事務所 9 地域包括支援センター 10 指定居宅介護支援事業所 11 基幹相談支援センター 12 指定特定相談支援事業所 13 指定障害児相談支援事業所 14 指定一般相談支援事業所 15 市町村の障害者相談支援事業担当部署(又は市町村から委託された相談支援事業所) 16 病院・診療所 17 児童相談所 18 子ども家庭支援センターや子ども子育て支援拠点 19 婦人相談所・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等のDV被害者を対象とした支援を主に行う機関・団体 20 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまようだいの通う学校 21 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまようだいが通う保育所や認定こども園、幼稚園 22 子ども通う地域の施設(児童館、放課後児童クラブ等) 23 地域の関係者(民生委員、町会・子ども会関係者、近隣住民等) 24 フリースクール・子ども食堂などの子どもを対象とした支援を主に行う民間団体・施設(公的な事業を委託されている場合も含む) 25 その他( )
Q12	FA		連携して行った支援のうち、最も効果的な支援が行えたと感じたケースについて、簡潔に教えてください。(連携先の機関や専門職、連携して行った支援の内容と役割分担等)
Q13	SA		(Q10で選択肢2と回答した方にお尋ねします) 連携して支援を行うことを検討したが実現しなかったケースはありましたか。 1 あった 2 なかった
Q14	MA		(Q10で選択肢2と回答した方にお尋ねします) 連携して支援したケースが特になかった理由として当てはまるもの全てを回答してください。 1 どの機関と連携すればよいか分からなかったため 2 具体的な連携方法が分からなかったため 3 それぞれの機関の対応方針に相違があったため 4 利用者や家族の個人情報を共有することができなかったため 5 連携を依頼したが関係機関において既存の支援で飽和状態であったため 6 連携を依頼した先で該当児童が「ヤングケアラー」であると判断されなかったため 7 所属する事業所のみで支援が可能であり連携は不要と判断したため 8 その他( )
3. 外部の関係機関から依頼のあるヤングケアラーの支援について			
Q15	SA		直近の1年間に、ヤングケアラーと思われる子どもについて、所属先以外の外部の関係機関から依頼があり、連携して支援を行ったケースはありましたか。「あった」と回答した場合、その数値もご記入ください。 1 あった ( 件) 2 なかった
Q16	MA/SA		(Q15で選択肢1と回答した方にお尋ねします) 連携して支援を行うことの依頼があった機関として当てはまるもの全てを教えてください。また、その中で特に依頼が多かった上位3つの機関を教えてください。 1 市区町村の高齢者福祉部門 2 市区町村の障害者福祉部門 3 要保護児童対策地域協議会 4 市区町村の児童福祉部門や家庭児童相談室(要保護児童対策地域協議会を除く) 5 市区町村の母子保健部門や保健センター 6 市区町村の教育委員会 7 市区町村の生活福祉部門 8 福祉事務所

ID	形式	選択	項目
			9 地域包括支援センター
			10 指定居宅介護支援事業所
			11 基幹相談支援センター
			12 指定特定相談支援事業所
			13 指定障害児相談支援事業所
			14 指定一般相談支援事業所
			15 市町村の障害者相談支援事業担当部署（又は市町村から委託された相談支援事業所）
			16 病院・診療所
			17 児童相談所
			18 子ども家庭支援センターや子ども子育て支援拠点
			19 婦人相談所・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等のDV被害者を対象とした支援を主に行う機関・団体
			20 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまようだいの通う学校
			21 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまようだいが通う保育所や認定こども園、幼稚園
			22 子どもの通う地域の施設（児童館、放課後児童クラブ等）
			23 地域の関係者（民生委員、町会・子ども会関係者、近隣住民等）
			24 アリクスール・子ども食堂などの子どもを対象とした支援を主に行う民間団体・施設（公的な事業を委託されている場合も含む）
			25 その他（ ）
Q17	VA/SA		（Q15で選択肢1と回答した方にお尋ねします）連携して支援を行うことの依頼があったケースについて、実際に連携して支援を行った機関として当てはまるものを全てを教えてください。また、その中で特に連携が多かった上位3つの機関を教えてください。
			1 市区町村の高齢者福祉部門
			2 市区町村の障害者福祉部門
			3 要保護児童対策地域協議会
			4 市区町村の児童福祉部門や家庭児童相談室（要保護児童対策地域協議会を除く）
			5 市区町村の母子保健部門や保健センター
			6 市区町村の教育委員会
			7 市区町村の生活福祉部門
			8 福祉事務所
			9 地域包括支援センター
			10 指定居宅介護支援事業所
			11 基幹相談支援センター
			12 指定特定相談支援事業所
			13 指定障害児相談支援事業所
			14 指定一般相談支援事業所
			15 市町村の障害者相談支援事業担当部署（又は市町村から委託された相談支援事業所）
			16 病院・診療所
			17 児童相談所
			18 子ども家庭支援センターや子ども子育て支援拠点
			19 婦人相談所・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等のDV被害者を対象とした支援を主に行う機関・団体
			20 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまようだいの通う学校
			21 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまようだいが通う保育所や認定こども園、幼稚園
			22 子どもの通う地域の施設（児童館、放課後児童クラブ等）
			23 地域の関係者（民生委員、町会・子ども会関係者、近隣住民等）
			24 アリクスール・子ども食堂などの子どもを対象とした支援を主に行う民間団体・施設（公的な事業を委託されている場合も含む）
			25 その他（ ）
Q18	FA		連携して行った支援のうち、最も効果的な支援が行えたと感じたケースについて、簡潔に教えてください。（連携先の機関や専門職、連携して行った支援の内容と役割分担等）
Q19	SA		（Q15で選択肢2と回答した方にお尋ねします）連携して支援を行うことを検討したが実現しなかったケースはありましたか。
			1 あった

ID	形式	選択	項目
			2 なかった
Q20	MA		（Q15で選択肢2と回答した方にお尋ねします）外部機関からの依頼に応じて連携した支援を行わなかった理由として当てはまるものを全てを回答してください。
			1 どの機関と連携すればよいか分からなかったため
			2 具体的な連携方法が分からなかったため
			3 それぞれの機関の対応方針に相違があったため
			4 利用者や家族の個人情報を共有することができなかったため
			5 既存の支援で飽和状態であったため
			6 該当児童が「ヤングケアラー」であると判断できなかったため
			7 依頼元の関係機関のみで支援が可能であり連携は不要と判断したため
			8 その他（ ）
4. 連携して支援を行う上での課題や工夫について			
Q21	FA		連携して支援する上で課題と考えることがあれば教えてください。これまであなたが担当したケースにおいてヤングケアラーと思われる子どもがいなかった場合には、もし、担当するケースにヤングケアラーと思われる子どもがいるとしたら、連携して支援する上で何が課題になりそうかを教えてください。また、「このような役割を担う人がいればよかった」、機関があればよかった」といったお考えがあれば、あわせて記載してください。
Q22	FA		連携して支援する上で特に工夫していることがあれば教えてください。
Q23	FA		ご自身の現在の職務の範囲内でヤングケアラーの支援を行う場合、具体的にどのような内容の支援が実施可能ですか。

ID	形式	選択数	項目
1. 基本情報			
Q1	SA		年齢
		1	20代
		2	30代
		3	40代
		4	50代
		5	60代以上
Q2	SA		性別
		1	男性
		2	女性
Q3	SA		回答者の役職
		1	校長
		2	副校長・教頭
		3	主幹・主任教諭
		4	養護教諭
		5	スクールソーシャルワーカー
		6	スクールカウンセラー
		7	その他（ ）
Q4	FA		Q3で回答した役職の通算経験年数
			（ ）年
Q5	SA		所属する機関の所在地
		-	(47都道府県から選択)
2. ヤングケアラーについて			
Q6	SA		あなたは「ヤングケアラー」という概念を認識していますか
		1	言葉を知らない
		2	言葉は聞いたことがあるが、具体的には知らない
		3	言葉は知っているが、業務を通して特別な対応をしていない
		4	言葉を知っており、業務を通して意識して対応している
Q7	SA		所属先では、ヤングケアラーに限らず担当するケースの支援を多機関と連携して取り組むにあたり、連携先との情報共有にかかる協定を締結していますか。
		1	すべての連携先と締結している
		2	一部の連携先と締結している
		3	協定の締結に向けた検討をしている
		4	協定の締結に向けた検討はしていない
		5	分からない
Q8	SA		(これまで「ヤングケアラー」という概念を認識していなかった場合も含め、全員にお伺いします) ヤングケアラーとは、「一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている、18歳未満の若者」のことを言います。
			ヤングケアラーの定義を見て、直近の1年間で、担当するケースにおいてヤングケアラーと思われる(可能性も含めて)子どもはいましたか。「いた」と回答した場合、その概数もご記入ください。
		1	いた( )人
		2	いなかった
		3	分からない
Q8-1	MA		(Q8で選択肢1と回答した方にお尋ねします) ヤングケアラーと思われる子どもが家族に対して行っているケアの内容は下記のうちどれですか。当てはまるもの全てを回答してください。
		1	食事の世話(買い物、食事を作る、食べる際の介助、後片付けなど)
		2	食事以外の家の中の家事(掃除、洗濯、アイロンかけ等)その他、こまごまとした家事を含む)
		3	家族の身体介護(衣服の着脱介助、移動介助、服薬管理など)
		4	家族の身体介護のうち、トイレや入浴の介助

ID	形式	選択数	項目
			5 見守り(直接的な介助ではないが、要ケア者の心身の状態を見守り)
			6 感情面のケア
			7 まようだいのケア
			8 通院の付き添い
			9 通訳(コミュニケーションに困難があり通訳が必要な場合)
			10 金銭管理(家計の管理やお金の出し入れの介助)
			11 その他( )
Q8-2	MA		(Q8で選択肢1と回答した方にお尋ねします) ケアを必要としている人は下記のうちどれですか。当てはまるもの全てを回答してください。
		1	母親
		2	父親
		3	祖母
		4	祖父
		5	まようだい
		6	その他( )
Q8-3	MA		(Q8で選択肢1と回答した方にお尋ねします) ケアを必要としている人の状況は下記のうちどれですか。当てはまるもの全てを回答してください。
		1	高齢(65歳以上)
		2	短い
		3	要介護(介護が必要な状態)
		4	認知症
		5	身体障がい
		6	知的障がい
		7	精神疾患(疑い含む)
		8	依存症(疑い含む)
		9	7、8以外の病気
		10	その他( )
		11	分からない
3. ヤングケアラーを支援する際の外部機関との連携について			
Q9	SA		(Q8で選択肢1と回答した方にお尋ねします) ヤングケアラーと思われる子どもについて、学校以外の外部の関係機関と、必要に応じて情報共有や対応の検討を行うなどして連携して支援したケースはありましたか。「あった」と回答した場合、その概数もご記入ください。
		1	あった( )件
		2	なかった
Q10	MA/SA		(Q9で選択肢1と回答した方にお尋ねします) 連携して支援した機関として当てはまるものを全て教えてください。また、その中で特に連携が多かった上位3つの機関を教えてください。
		1	市区町村の高齢福祉部門
		2	市区町村の障害福祉部門
		3	養護児童対策地域協議会
		4	市区町村の児童福祉部門や家庭児童相談室(要保護児童対策地域協議会を除く)
		5	市区町村の母子保健部門や保健センター
		6	市区町村の教育委員会
		7	市区町村の生活福祉部門
		8	福祉事務所
		9	地域包括支援センター
		10	指定居宅介護支援事業所
		11	基幹相談支援センター
		12	指定特定相談支援事業所
		13	指定障害児相談支援事業所
		14	指定一般相談支援事業所
		15	市町村の障害者相談支援事業担当部署(又は市町村から委託された相談支援事業所)

ID	形式	選択	項目
			16 病院・診療所
			17 児童相談所
			18 子ども家庭支援センターや子ども子育て支援拠点
			19 婦人相談所・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等のDV被害者を対象とした支援を主に行う機関・団体
			20 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまようだいの通う学校
			21 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまようだいが通う保育所や認定こども園、幼稚園
			22 子どもの通う地域の施設（児童館、放課後児童クラブ等）
			23 地域の関係者（民生委員、町会・子ども会関係者、近隣住民等）
			24 アリクスクール・子ども食堂などの子どもを対象とした支援を主に行う民間団体・施設（公的な事業を委託されている場合も含む）
			25 その他（ ）
Q11	FA		連携して行った支援のうち、最も効果的な支援が行えたと感じたケースについて、簡潔に教えてください。（連携先の機関や専門職、連携して行った支援の内容と役割分担等）
Q12	SA		（Q9で選択肢2と回答した方にお尋ねします）連携して支援を行うことを検討したが実現しなかったケースはありましたか。
			1 あった
			2 なかった
Q13	MA		（Q9で選択肢2と回答した方にお尋ねします）連携して支援したケースが特になかった理由として当てはまるものを全てを回答してください。
			1 どの機関と連携すればよいか分からなかったため
			2 具体的な連携方法が分からなかったため
			3 それぞれの機関の対応方針に相違があったため
			4 該当児童や家族の個人情報共有することができなかったため
			5 連携を依頼したが関係機関において既存の支援で飽和状態であったため
			6 連携を依頼した先で該当児童が「ヤングケアラー」であると判断されなかったため
			7 所属する事業所のみで支援が可能であり連携は不要と判断したため
			8 その他（ ）
3. 外部の関係機関から依頼のあるヤングケアラーの支援について			
Q14	SA		直近の1年間において、ヤングケアラーと思われる子どもについて、学校以外の外部の関係機関から依頼があり、連携して支援を行ったケースはありましたか。「あった」と回答した場合、その概数もご記入ください。
			1 あった（ 件）
			2 なかった
Q15	MA/SA		（Q14で選択肢1と回答した方にお尋ねします）依頼があり、連携して支援を行った機関として当てはまるものを全てを教えてください。また、その中で特に依頼が多かった上位3つの機関を教えてください。
			1 市区町村の高齢者福祉部門
			2 市区町村の障害者福祉部門
			3 要保護児童対策地域協議会
			4 市区町村の児童福祉部門や家庭児童相談室（要保護児童対策地域協議会を除く）
			5 市区町村の母子保健部門や保健センター
			6 市区町村の教育委員会
			7 市区町村の生活福祉部門
			8 福祉事務所
			9 地域包括支援センター
			10 指定居宅介護支援事業所
			11 基幹相談支援センター
			12 指定特定相談支援事業所
			13 指定障害児相談支援事業所
			14 指定一般相談支援事業所
			15 市町村の障害者相談支援事業担当部署（又は市町村から委託された相談支援事業所）
			16 病院・診療所
			17 児童相談所
			18 子ども家庭支援センターや子ども子育て支援拠点
			19 婦人相談所・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等のDV被害者を対象とした支援を主に行う機関・団体

ID	形式	選択	項目
			20 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまようだいの通う学校
			21 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまようだいが通う保育所や認定こども園、幼稚園
			22 子どもの通う地域の施設（児童館、放課後児童クラブ等）
			23 地域の関係者（民生委員、町会・子ども会関係者、近隣住民等）
			24 アリクスクール・子ども食堂などの子どもを対象とした支援を主に行う民間団体・施設（公的な事業を委託されている場合も含む）
			25 その他（ ）
Q16	MA/SA		（Q14で選択肢1と回答した方にお尋ねします）連携して支援を行うことへの依頼があったケースについて、実際に連携して支援を行った機関として当てはまるものを全てを教えてください。また、その中で特に連携が多かった上位3つの機関を教えてください。
			1 市区町村の高齢者福祉部門
			2 市区町村の障害者福祉部門
			3 要保護児童対策地域協議会
			4 市区町村の児童福祉部門や家庭児童相談室（要保護児童対策地域協議会を除く）
			5 市区町村の母子保健部門や保健センター
			6 市区町村の教育委員会
			7 市区町村の生活福祉部門
			8 福祉事務所
			9 地域包括支援センター
			10 指定居宅介護支援事業所
			11 基幹相談支援センター
			12 指定特定相談支援事業所
			13 指定障害児相談支援事業所
			14 指定一般相談支援事業所
			15 市町村の障害者相談支援事業担当部署（又は市町村から委託された相談支援事業所）
			16 病院・診療所
			17 児童相談所
			18 子ども家庭支援センターや子ども子育て支援拠点
			19 婦人相談所・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等のDV被害者を対象とした支援を主に行う機関・団体
			20 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまようだいの通う学校
			21 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまようだいが通う保育所や認定こども園、幼稚園
			22 子どもの通う地域の施設（児童館、放課後児童クラブ等）
			23 地域の関係者（民生委員、町会・子ども会関係者、近隣住民等）
			24 アリクスクール・子ども食堂などの子どもを対象とした支援を主に行う民間団体・施設（公的な事業を委託されている場合も含む）
			25 その他（ ）
Q17	FA		連携して行った支援のうち、最も効果的な支援が行えたと感じたケースについて、簡潔に教えてください。（連携先の機関や専門職、連携して行った支援の内容と役割分担等）
Q18	SA		（Q14で選択肢2と回答した方にお尋ねします）連携して支援を行うことを検討したが実現しなかったケースはありましたか。
			1 あった
			2 なかった
Q19	MA		（Q14で選択肢2と回答した方にお尋ねします）外部機関からの依頼に応じて連携した支援を行わなかった理由として当てはまるものを全てを回答してください。
			1 どの機関と連携すればよいか分からなかったため
			2 具体的な連携方法が分からなかったため
			3 それぞれの機関の対応方針に相違があったため
			4 該当児童や家族の個人情報共有することができなかったため
			5 既存の支援で飽和状態であったため
			6 該当児童が「ヤングケアラー」であると判断できなかったため
			7 依頼元の関係機関のみで支援が可能であり連携は不要と判断したため
			8 その他（ ）
4. 連携して支援を行う上での課題や工夫について			

ID	形式	選択数	項目
Q20	FA		連携して支援する上で課題と考えることがあれば教えてください。これまであなたが担当したケースにおいてヤングケアラーと思われる子どもがいなかった場合には、もし、担当するケースにヤングケアラーと思われる子どもがいるとしたら、連携して支援する上で何が課題になりそうかを教えてください。また、「このような役割を担う人がいればよかった、機関があればよかった」といったお考えがあれば、あわせて記載してください。
Q21	FA		連携して支援する上で特に工夫していることがあれば教えてください。
Q22	FA		ご自身の現在の職務の範囲内でヤングケアラーの支援を行う場合、具体的にどのような内容の支援が実施可能ですか。

アンケート調査項目案（調査H 医療ソーシャルワーカー）

SA：単数回答、MA：複数回答、FA：自由回答

ID	形式	選択数	項目
1. 基本情報			
Q1	SA		年齢
			1 20代
			2 30代
			3 40代
			4 50代
			5 60代以上
Q2	SA		性別
			1 男性
			2 女性
Q3	FA		医療ソーシャルワーカーとしての通算経験年数 ( ) 年
Q4	MA		所持資格
			1 介護福祉士
			2 社会福祉士
			3 精神保健福祉士
			4 公認心理師
			5 社会福祉士実習指導者
			6 精神保健福祉士実習指導者
			7 介護支援専門員（ケアマネージャー）
			8 訪問介護員（ホームヘルパー）
			9 看護師、准看護師
			10 相談支援専門員
			11 保育士
			12 認定社会福祉士
			13 認定精神保健福祉士
			14 認定医療ソーシャルワーカー
			15 その他 ( )
Q5	MA		担当病棟
			1 一般病棟
			2 地域包括ケア病棟
			3 療養病棟
			4 回復期リハビリテーション病棟
			5 精神科病棟
Q6	SA		所属する機関の所在地
			- (47都道府県から選択)
2. ヤングケアラーについて			
Q7	SA		あなたは「ヤングケアラー」という概念を認識していますか
			1 言葉を知らない
			2 言葉は聞いたことがあるが、具体的には知らない
			3 言葉は知っているが、業務を通して特別な対応をしていない
			4 言葉を知っており、業務を通して意識して対応している
Q8	SA		ご所属の機関では、ヤングケアラーに限らず担当するケースの支援を多機関と連携して取り組むにあたり、連携先との情報共有にかかる協定を締結していますか
			1 すべての連携先と締結している
			2 一部の連携先と締結している

ID	形式	選択肢	項目
			3協定の締結に向けた検討をしている
			4協定の締結に向けた検討はしていない
			5分からない
Q9	SA		(これまで「ヤングケアラー」という概念を認識していなかった場合も含め、全員にお伺いします) ヤングケアラーとは、「一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている、18歳未満の若者」のことを言います。
			ヤングケアラーの定義を見て、直近の1年間で、担当するケースにおいてヤングケアラーと思われる(可能性も含めて)子どもはいましたか。「いた」と回答した場合、その数もご記入ください。
			1いた(人)
			2いなかった
			3分からない
Q9-1	MA		(Q9で選択肢1と回答した方にお尋ねします) ヤングケアラーと思われる子どもが家族に対して行っているケアの内容は下記のうちどれですか。
			1食事の世話(買い物、食事を作る、食べる際の介助、後片付けなど)
			2食事以外の家の家事(掃除、洗濯、アイロンがけ等の他、こまごまとした家事を含む)
			3家族の身体介護(衣服の着脱介助、移動介助、服薬管理など)
			4家族の身体介護のうち、トイレや入浴の介助
			5見守り(直接的な介助ではないが、要ケア者の心身の状態を見守り)
			6感情面のケア
			7まようだいのケア
			8通院の付き添い
			9通訳(コミュニケーションに困難があり通訳が必要な場合)
			10金銭管理(家計の管理やお金の出し入れの介助)
			11その他( )
Q9-2	MA		(Q9で選択肢1と回答した方にお尋ねします) ケアを必要としている人は下記のうちどれですか。当てはまるものを全てを回答してください。
			1母親
			2父親
			3祖母
			4祖父
			5まようだい
			6その他( )
Q9-3	MA		(Q9で選択肢1と回答した方にお尋ねします) ケアを必要としている人の状況は下記のうちどれですか。当てはまるものを全てを回答してください。
			1高齢(65歳以上)
			2幼い
			3要介護(介護が必要な状態)
			4認知症
			5身体障がい
			6知的障がい
			7精神疾患(疑い含む)
			8依存症(疑い含む)
			97、8以外の病気
			10その他( )
			11分からない
3. ヤングケアラーを支援する際の外部機関との連携について			
Q10	SA		(Q9で選択肢1と回答した方にお尋ねします) ヤングケアラーと思われる子どもについて、所属する医療機関以外の外部の関係機関と、必要に応じて情報共有や対応の検討を行うなどして連携して支援したケースはありましたか。「あった」と回答した場合、その数もご記入ください。
			1あった(件)
			2特になかった
Q11	MA/SA		(Q10で選択肢1と回答した方にお尋ねします) 連携して支援した機関として当てはまるものを全て教えてください。また、その中で特に連携が多かった上位3つの機関を教えてください
			1市区町村の高齢者福祉部門

ID	形式	選択肢	項目
			2 市区町村の障害者福祉部門
			3 要保護児童対策地域協議会
			4 市区町村の児童福祉部門や家庭児童相談室(要保護児童対策地域協議会を除く)
			5 市区町村の母子保健部門や保健センター
			6 市区町村の教育委員会
			7 市区町村の生活福祉部門
			8 福祉事務所
			9 地域包括支援センター
			10 指定居宅介護支援事業所
			11 基幹相談支援センター
			12 指定特定相談支援事業所
			13 指定障害児相談支援事業所
			14 指定一般相談支援事業所
			15 市町村の障害者相談支援事業担当部署(又は市町村から委託された相談支援事業所)
			16 病院・診療所
			17 児童相談所
			18 子ども家庭支援センターや子ども子育て支援拠点
			19 連日相談所・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等のDV被害者を対象とした支援を主に行う機関・団体
			20 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまようだいの通う学校
			21 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまようだいが通う保育所や認定こども園、幼稚園
			22 子ども通う地域の施設(児童館、放課後児童クラブ等)
			23 地域の関係者(民生委員、町会・子ども会関係者、近隣住民等)
			24 フリースクール・子ども食堂などの子どもを対象とした支援を主に行う民間団体・施設(公的な事業を委託されている場合も含む)
			25 その他( )
Q12	FA		(Q10で選択肢1と回答した方にお尋ねします) 連携して行った支援のうち、最も効果的な支援が行えたと感じたケースについて、簡潔に教えてください(連携先の機関や専門職、連携して行った支援の内容と役割分担等)
Q13	SA		(Q10で選択肢2と回答した方にお尋ねします) 連携して支援を行うことを検討したが実現しなかったケースはありましたか。
			1あった
			2なかった
Q14	MA		(Q10で選択肢2と回答した方にお尋ねします) 連携して支援したケースが特になかった理由として当てはまるものを全てを回答してください。
			1どの機関と連携すればよいか分からなかったため
			2具体的な連携方法が分からなかったため
			3それぞれの機関の対応方針に相違があったため
			4患者や家族の個人情報を共有することができなかったため
			5連携を依頼したが関係機関において既存の支援で飽和状態であったため
			6連携を依頼した先で該当児童が「ヤングケアラー」であると判断されなかったため
			7所属する医療機関のみで支援が可能であり連携は不要と判断したため
			8その他( )
4. 外部の関係機関から依頼のあるヤングケアラーの支援について			
Q15	SA		直近の1年間に、ヤングケアラーと思われる子どもについて、所属する医療機関以外の外部の関係機関から依頼があり、連携して支援を行ったケースはありましたか。「あった」と回答した場合、その数もご記入ください。
			1あった(件)
			2特になかった
Q16	MA/SA		(Q15で選択肢1と回答した方にお尋ねします) 連携して支援を行うことの依頼があった機関として当てはまるものを全てを教えてください。また、その中で特に依頼が多かった上位3つの機関を教えてください。
			1市区町村の高齢者福祉部門
			2市区町村の障害者福祉部門
			3 要保護児童対策地域協議会
			4 市区町村の児童福祉部門や家庭児童相談室(要保護児童対策地域協議会を除く)

ID	形式	選択数	項目
			5 市区町村の母子保健部門や保健センター
			6 市区町村の教育委員会
			7 市区町村の生活福祉部門
			8 福祉事務所
			9 地域包括支援センター
			10 指定居宅介護支援事業所
			11 基幹相談支援センター
			12 指定特定相談支援事業所
			13 指定障害児相談支援事業所
			14 指定一般相談支援事業所
			15 市町村の障害者相談支援事業担当部署（又は市町村から委託された相談支援事業所）
			16 病院・診療所
			17 児童相談所
			18 子ども家庭支援センターや子ども子育て支援拠点
			19 婦人相談所・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等のDV被害者を対象とした支援を主に行う機関・団体
			20 ヤングケアラーと思われる子どもやそのきょうだいの通う学校
			21 ヤングケアラーと思われる子どもやそのきょうだいが通う保育所や認定こども園、幼稚園
			22 子どもの通う地域の施設（児童館、放課後児童クラブ等）
			23 地域の関係者（民生委員、町会・子ども会関係者、近隣住民等）
			24 フリースクール・子ども食堂などの子どもを対象とした支援を主に行う民間団体・施設（公的な事業を委託されている場合も含む）
			25 その他（ ）
Q17	MA/SA		（Q15で選択肢1と回答した方にお尋ねします）連携して支援を行うことへの依頼があったケースについて、実際に連携して支援を行った機関として当てはまるものを全て教えてください。また、その中で特に連携が多かった上位3つの機関を教えてください。
			1 市区町村の高齢者福祉部門
			2 市区町村の障害者福祉部門
			3 要保護児童対策地域協議会
			4 市区町村の児童福祉部門や家庭児童相談室（要保護児童対策地域協議会を除く）
			5 市区町村の母子保健部門や保健センター
			6 市区町村の教育委員会
			7 市区町村の生活福祉部門
			8 福祉事務所
			9 地域包括支援センター
			10 指定居宅介護支援事業所
			11 基幹相談支援センター
			12 指定特定相談支援事業所
			13 指定障害児相談支援事業所
			14 指定一般相談支援事業所
			15 市町村の障害者相談支援事業担当部署（又は市町村から委託された相談支援事業所）
			16 病院・診療所
			17 児童相談所
			18 子ども家庭支援センターや子ども子育て支援拠点
			19 婦人相談所・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等のDV被害者を対象とした支援を主に行う機関・団体
			20 ヤングケアラーと思われる子どもやそのきょうだいの通う学校
			21 ヤングケアラーと思われる子どもやそのきょうだいが通う保育所や認定こども園、幼稚園
			22 子どもの通う地域の施設（児童館、放課後児童クラブ等）
			23 地域の関係者（民生委員、町会・子ども会関係者、近隣住民等）
			24 フリースクール・子ども食堂などの子どもを対象とした支援を主に行う民間団体・施設（公的な事業を委託されている場合も含む）

ID	形式	選択数	項目
			25 その他（ ）
Q18	FA		（Q15で選択肢1と回答した方にお尋ねします）連携して行った支援のうち、最も効果的な支援が行えたと感じたケースについて、簡潔に教えてください（連携先の機関や専門職、連携して行った支援の内容と役割分担等）
Q19	SA		（Q15で選択肢2と回答した方にお尋ねします）連携して支援を行うことを検討したが実現しなかったケースはありましたか。
			1 あった
			2 なかった
Q20	MA		（Q15で選択肢2と回答した方にお尋ねします）外部機関からの依頼に応じて連携した支援を行わなかった理由として当てはまるものを全てを回答してください。
			1 どの機関と連携すればよいか分からなかったため
			2 具体的な連携方法が分からなかったため
			3 それぞれの機関の対応方針に相違があったため
			4 患者や家族の個人情報を共有することができなかったため
			5 既存の支援で飽和状態であったため
			6 該当児童が「ヤングケアラー」であると判断できなかったため
			7 依頼元の関係機関のみで支援が可能であり連携は不要と判断したため
			8 その他（ ）
5. 連携して支援を行う上での課題や工夫について			
Q21	FA		連携して支援する上で課題と考えることがあれば教えてください。これまであなたが担当したケースにおいてヤングケアラーと思われる子どもがいなかった場合には、もし、担当するケースにヤングケアラーと思われる子どもがいるとしたら、連携して支援する上で何が課題になりそうかを教えてください。また、「このような役割を担う人がいればよかった、機関があればよかった」といったお考えがあれば、あわせて記載してください。
Q22	FA		連携して支援する上で特に工夫していることがあれば教えてください。
Q23	FA		ご自身の現在の職務の範囲内でヤングケアラーの支援を行う場合、具体的にどのような内容の支援が実施可能ですか。



ID	形式	選択数	項目
1. 基本情報			
Q1	SA		年齢 1 20代 2 30代 3 40代 4 50代 5 60代以上
Q2	SA		性別 1 男性 2 女性
Q3	FA		精神保健福祉士としての運営経験年数 ( )年
Q4	MA		精神保健福祉士以外の所任資格 1 介護福祉士 2 社会福祉士 3 公認心理師 4 精神保健福祉士実習指導者 5 介護支援専門員（ケアマネージャー） 6 訪問介護員（ホームヘルパー） 7 看護師、准看護師 8 相談支援専門員 9 保育士 10 その他（ ） 11 特になし
Q5	MA		所属先 1 精神科単科病院 2 精神科クリニック 3 精神科以外の医療機関 4 その他（ ）
Q6	SA		所属する機関の所在地 - (47都道府県から選択)
2. ヤングケアラーについて			
Q7	SA		あなたは「ヤングケアラー」という概念を認識していますか 1 言葉を知らない 2 言葉は聞いたことがあるが、具体的には知らない 3 言葉は知っているが、業務を通じて特別な対応をしていない 4 言葉を知っており、業務を通じて意識して対応している
Q8	SA		所属先では、ヤングケアラーに限らず担当するケースの支援を多機関と連携して取り組むにあたり、連携先との情報共有にかかる協定を締結していますか 1 すべての連携先と締結している 2 一部の連携先と締結している 3 協定の締結に向けた検討をしている 4 協定の締結に向けた検討はしていない 5 分からない
Q9	SA		(これまで「ヤングケアラー」という概念を認識していなかった場合も含め、全員にお伺いします) ヤングケアラーとは、「一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている、18歳未満の若者」のことを言います。

ID	形式	選択数	項目
ヤングケアラーの定義を見て、直近の1年間で、担当するケースにおいてヤングケアラーと思われる（可能性も含めて）子どもはいましたか。「いた」と回答した場合、その概数もご記入ください。			
			1 いた（ ）人 2 いなかった 3 分からない
Q9-1	MA		(Q9で選択肢1と回答した方にお尋ねします) ヤングケアラーと思われる子どもが家族に対して行っているケアの内容は下記のうちどれですか。当てはまるもの全てを回答してください。 1 食事の手伝い（買い物、食事を作る、食べる際の介助、後片付けなど） 2 食事以外の家の家事（掃除、洗濯、アイロンかけ等の他、こまごまとした家事を含む） 3 家族の身体介護（衣服の着脱介助、移動介助、尿漏管理など） 4 家族の身体介護のうち、トイレや入浴の介助 5 見守り（直接的な介助ではないが、要ケア者の心身の状態を見守り） 6 感情面のケア 7 まようだいのケア 8 通院の付き添い 9 通訳（コミュニケーションに困難があり通訳が必要な場合） 10 金銭管理（家計の管理やお金の出し入れの介助） 11 その他（ ）
Q9-2	MA		(Q9で選択肢1と回答した方にお尋ねします) ケアを必要としている人は下記のうちどれですか。当てはまるもの全てを回答してください。 1 母親 2 父親 3 祖母 4 祖父 5 まようだい 6 その他（ ）
Q9-3	MA		(Q9で選択肢1と回答した方にお尋ねします) ケアを必要としている人の状況は下記のうちどれですか。当てはまるもの全てを回答してください。 1 高齢（65歳以上） 2 幼い 3 要介護（介護が必要な状態） 4 認知症 5 身体障がい 6 知的障がい 7 精神疾患（疑い含む） 8 依存症（疑い含む） 9 7、8以外の病気 10 その他（ ） 11 分からない
3. ヤングケアラーを支援する際の外部機関との連携について			
Q10	SA		(Q9で選択肢1と回答した方にお尋ねします) ヤングケアラーと思われる子どもについて、所属する医療機関以外の外部の関係機関と、必要に応じて情報共有や対応の検討を行うなどして連携して支援したケースはありましたか。「あった」と回答した場合、その概数もご記入ください。 1 あった（ ）件 2 なかった
Q11	MA/SA		(Q10で選択肢1と回答した方にお尋ねします) 連携して支援した機関として当てはまるものを全て教えてください。また、その中で特に連携が多かった上位3つの機関を教えてください。 1 市区町村の高齢者福祉部門 2 市区町村の障害者福祉部門 3 医療従事者対策地域協議会 4 市区町村の児童福祉部門や家庭児童相談室（要保護児童対策地域協議会を除く） 5 市区町村の母子保健部門や保健センター 6 市区町村の教育委員会

ID	形式	選択	項目
			7 市区町村の生活福祉部門
			8 福祉事務所
			9 地域包括支援センター
			10 指定居宅介護支援事業所
			11 基幹相談支援センター
			12 指定特定相談支援事業所
			13 指定障害児相談支援事業所
			14 指定一般相談支援事業所
			15 市町村の障害者相談支援事業担当部署（又は市町村から委託された相談支援事業所）
			16 病院・診療所
			17 児童相談所
			18 子ども家庭支援センターや子ども子育て支援拠点
			19 婦人相談所・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等のDV被害者を対象とした支援を主に行う機関・団体
			20 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまようだいの通う学校
			21 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまようだいが通う保育所や認定こども園、幼稚園
			22 子どもの通う地域の施設（児童館、放課後児童クラブ等）
			23 地域の関係者（民生委員、町会・子ども会関係者、近隣住民等）
			24 フリースクール・子ども食堂などの子どもを対象とした支援を主に行う民間団体・施設（公的な事業を委託されている場合も含む）
			25 その他（ ）
Q12	FA		連携して行った支援のうち、最も効果的な支援が行えたと感じたケースについて、簡潔に教えてください（連携先の機関や専門職、連携して行った支援の内容と役割分担等）
Q13	SA		（Q10で選択肢2と回答した方にお尋ねします）連携して支援を行うことを検討したが実現しなかったケースはありましたか。 1 あった 2 なかった
Q14	MA		（Q10で選択肢2と回答した方にお尋ねします）連携して支援したケースが特になかった理由として当てはまるもの全てを回答してください。 1 どの機関と連携すればよいか分からなかったため 2 具体的な連携方法が分からなかったため 3 それぞれの機関の対応方針に相違があったため 4 患者や家族の個人情報を共有することができなかったため 5 連携を依頼したが関係機関において既存の支援で飽和状態であったため 6 連携を依頼した先で該当児童が「ヤングケアラー」であると判断されなかったため 7 所属する医療機関のみで支援が可能であり連携は不要と判断したため 8 その他（ ）
3、外部の関係機関から依頼のあるヤングケアラーの支援について			
Q15	SA		直近の1年間において、ヤングケアラーと思われる子どもについて、所属する医療機関以外の外部の関係機関から依頼があり、連携して支援を行ったケースはありましたか。「あった」と回答した場合、その際もご記入ください。 1 あった（ 件） 2 時になかった
Q16	NA/SA		（Q15で選択肢1と回答した方にお尋ねします）連携して支援を行うことの依頼があった機関として当てはまるもの全てを教えてください。また、その中で特に依頼が多かった上位3つの機関を教えてください。 1 市区町村の高齢者福祉部門 2 市区町村の障害者福祉部門 3 要保護児童対策地域協議会 4 市区町村の児童福祉部門や家庭児童相談室（要保護児童対策地域協議会を除く） 5 市区町村の母子保健部門や保健センター 6 市区町村の教育委員会 7 市区町村の生活福祉部門 8 福祉事務所 9 地域包括支援センター

ID	形式	選択	項目
			10 指定居宅介護支援事業所
			11 基幹相談支援センター
			12 指定特定相談支援事業所
			13 指定障害児相談支援事業所
			14 指定一般相談支援事業所
			15 市町村の障害者相談支援事業担当部署（又は市町村から委託された相談支援事業所）
			16 病院・診療所
			17 児童相談所
			18 子ども家庭支援センターや子ども子育て支援拠点
			19 婦人相談所・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等のDV被害者を対象とした支援を主に行う機関・団体
			20 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまようだいの通う学校
			21 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまようだいが通う保育所や認定こども園、幼稚園
			22 子どもの通う地域の施設（児童館、放課後児童クラブ等）
			23 地域の関係者（民生委員、町会・子ども会関係者、近隣住民等）
			24 フリースクール・子ども食堂などの子どもを対象とした支援を主に行う民間団体・施設（公的な事業を委託されている場合も含む）
			25 その他（ ）
Q17	NA/SA		（Q15で選択肢1と回答した方にお尋ねします）連携して支援を行うことの依頼があったケースについて、実際に連携して支援を行った機関として当てはまるもの全てを教えてください。また、その中で特に連携が多かった上位3つの機関を教えてください。 1 市区町村の高齢者福祉部門 2 市区町村の障害者福祉部門 3 要保護児童対策地域協議会 4 市区町村の児童福祉部門や家庭児童相談室（要保護児童対策地域協議会を除く） 5 市区町村の母子保健部門や保健センター 6 市区町村の教育委員会 7 市区町村の生活福祉部門 8 福祉事務所 9 地域包括支援センター 10 指定居宅介護支援事業所 11 基幹相談支援センター 12 指定特定相談支援事業所 13 指定障害児相談支援事業所 14 指定一般相談支援事業所 15 市町村の障害者相談支援事業担当部署（又は市町村から委託された相談支援事業所） 16 病院・診療所 17 児童相談所 18 子ども家庭支援センターや子ども子育て支援拠点 19 婦人相談所・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等のDV被害者を対象とした支援を主に行う機関・団体 20 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまようだいの通う学校 21 ヤングケアラーと思われる子どもやそのまようだいが通う保育所や認定こども園、幼稚園 22 子どもの通う地域の施設（児童館、放課後児童クラブ等） 23 地域の関係者（民生委員、町会・子ども会関係者、近隣住民等） 24 フリースクール・子ども食堂などの子どもを対象とした支援を主に行う民間団体・施設（公的な事業を委託されている場合も含む） 25 その他（ ）
Q18	FA		連携して行った支援のうち、最も効果的な支援が行えたと感じたケースについて、簡潔に教えてください（連携先の機関や専門職、連携して行った支援の内容と役割分担等）
Q19	SA		（Q15で選択肢2と回答した方にお尋ねします）連携して支援を行うことを検討したが実現しなかったケースはありましたか。 1 あった 2 なかった

ID	形式	選択数	項目
Q20	MA		(Q15で選択肢2と回答した方にお尋ねします) 外部機関からの依頼に応じて連携した支援を行わなかった理由として当てはまるものを全てを回答してください。
			1 どの機関と連携すればよいか分からなかったため
			2 具体的な連携方法が分からなかったため
			3 それぞれの機関の対応方針に相違があったため
			4 患者や家族の個人情報を共有することができなかったため
			5 既存の支援で飽和状態であったため
			6 該当児童が「ヤングケアラー」であると判断できなかったため
			7 依頼元の関係機関のみで支援が可能であり連携は不要と判断したため
			8 その他 ( )
			4. 連携して支援を行う上での課題や工夫について
Q21	FA		連携して支援する上で課題と考えることがあれば教えてください。これまであなたが担当したケースにおいてヤングケアラーと思われる子どもがいなかった場合には、もし、担当するケースにヤングケアラーと思われる子どもがいるとしたら、連携して支援する上で何が課題になりそうかを教えてください。また、「このような役割を担う人がいればよかった、機関があればよかった」といったお考えがあれば、あわせて記載してください。
Q22	FA		連携して支援する上で特に工夫していることがあれば教えてください。
Q23	FA		ご自身の現在の職務の範囲内でヤングケアラーの支援を行う場合、具体的にどのような内容の支援が実施可能ですか。

## 謝辞

本調査研究事業の実施に際して、多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関するアンケート調査においてご協力いただいた公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会の皆様と、アンケート調査に回答いただいた皆様、また、モデル事業の実施においてご協力いただいた加賀市、相模原市、和歌山市の関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

また、本調査研究事業の検討委員会及び作業部会の委員としてご協力賜りました委員の皆様におかれましては、調査設計や分析・考察からマニュアルの作成に至るまで、専門的見地からの的確なご助言をいただき心より感謝申し上げます。

## 免責事項

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッド及びデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社並びにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人及びデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）並びに各メンバーファーム及び関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL 及び DTTL の各メンバーファーム並びに関係法人は、自らの作為及び不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為及び不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー及びそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務等に関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)）をご覧ください。

本調査研究報告書は、厚生労働省令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として、厚生労働省子ども家庭局長より採択を受けた有限責任監査法人トーマツ（以下、「当法人」）が提供したものであり、保証業務として実施したものではありません。

本調査研究報告書を受領または閲覧する名宛人（本調査研究報告書に関して当法人へ採択事業者の通知をしている機関）以外の方（以下、「閲覧者等」）は、例外なく本調査研究報告書に記載される事項を認識し了解したものとみなされます。

1. 本調査研究報告書は、厚生労働省令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として、厚生労働省子ども家庭局長より採択を受けた当法人が提供したものであり、閲覧者等に対して注意義務または契約上の義務を負って実施されたものではないこと。従って、当法人は、本調査研究報告書及び本調査研究報告書に関連する業務に関して、閲覧者等に対して裁判上または裁判外を問わずいかなる義務または責任も負わないこと。
2. 本調査研究報告書には、閲覧者等が理解し得ない情報が含まれ、また、閲覧者等が必要とする情報が必ずしも網羅されていない可能性があること。なお、本調査研究報告書に記載されている以外の情報が名宛人に伝達されている可能性があること。
3. 閲覧者等は、本調査研究報告書の受領または閲覧によって本調査研究報告書に依拠する権利及びこれを引用する権利を含むいかなる権利も取得しないこと。閲覧者等は本調査研究報告書に記載された一定の前提条件・仮定及び制約について受容するとともに閲覧者等による本調査研究報告書の利用及び利用の結果に関する全ての責任を閲覧者等自身が負うこと。
4. 閲覧者等は、当法人及びその役員、社員、職員等に対して本調査研究報告書の受領または閲覧に関連して閲覧者等に生じるいかなる損害や不利益についてもその賠償請求を行わず、また、いかなる権利の行使も行わないこと。

---

令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方  
に関する調査研究  
報告書

令和4年3月

有限責任監査法人トーマツ